

元來不意の變なれば、騎兵等も驚愕して、頓みに防禦を爲すに至らず、行隊散亂、大に騒動す。是日公使は何等の所以ありてや、朝服せず、黒きフロツクコートを着たれば、其の行粧の甚く輕微なるに、暴徒も心を釋せしにや、深く注目せず、却て騎兵の著服、金飾美麗なるを見、之を公使とや誤認めけん、直蕪に騎兵の列中に衝突せしを、一旦は胸騒せしかども、暴徒の寡きに怯鬼離れ、踏止て防戦す。正さに是れ一場の活劇場の展開したのだ。其の周章狼狽の狀以て想ふ可しだ、若し此際中井弘、後藤象二郎微りせば、單だに英人の不覺ばかりでなく、日本人の不覺は、更らに甚だしきものがあつたであらう。

【四三】 英國公使參朝途中の遭難 (二)

本日は昭和十二年九月一日だ。遙かに大正十二年九月一日の大震災の當時を想ふ。當時六十一歳、所謂る還暦の予は、相州逗子老龍菴の楚史亭にありて、近世日本國民史元祿時代義士篇を草しつつあつた。今や富士山下、山中湖畔に在つて、七十

五歳の予は、兀々として本稿をつゞけてゐる。回首十四年、眞に感慨無量である。

刺客の勇戦

刺客は只だ二人のみ。然も如何に彼等が勇戦、猛闘したるかは、左記によりて知る。

暴徒は騎兵の搏撃を屑ともせず、右より突出せし一人は、辨財天町を北に暴撃す。是乃朱雀操なり。左より斬入りたる一人は、新橋通元吉町の方を襲はんとす。是乃三枝翁なり。元吉町には公使在れば、騎兵梗塞して、禦ぎ止めんとする騒動に、馬は駭きて騰驤し、群衆の老若は難を避けんと狹隘の街路を四方に逃走す。其の混雜、宛然鼎の沸くが如く、右往左往の群集に支へられ、騎兵の携へたる手槍も活用隨意ならず。且進退も自由を得ざれば、暴徒は之に力を得、益兇暴を恣にす。

如何にも非常の騒動であり、同時に非常の狼狽であり、又た非常の困難である。如此護衛兵の中に危變あれども、道路狹隘、轉折するの餘地無ければ、公使を始、元燁（後藤象二郎）等も、前路の混雜何事なるを知らず、弘（中井）は最初前導に在り

中井の奮闘

て、復に後列の變あるを見放し、忽一人の暴徒列を衝き、既に騎兵を斫りし體にて、尙白刃を揮て前導の方に向ひ、襲撃せんと進み來れば、吐嗟と驚き、急に馬上を飛下り、佩刀を抜き、飛鳥の如く走せ返り、撃斥けんとするに、却て暴徒抵抗し、弘に立向ひて烈戦す。

中井弘の働らき、氣轉實に拔群である。彼在り、爲めに日本人の名譽を護持するを得た。

官吏の體

弘と等しく真先に前導せし宇都宮(稗負)、土肥(眞一郎)の兩官吏は、此の急變に狼狽し、弘が危険を援んとはせず、事狀を皇城に奏せんと馳出して、三條大橋の方に至る。

此れが役人氣象である。醜態嗤ふ可しだ。

肥後藩士の態度

肥後藩の護衛兵は、群集中の異變、何れを敵と確見難しか、又は遽然の暴發に狼狽せしか、或は暴徒の多寡を知らず、視認に猶豫して、度を失ひしか、群集に紛れ入て、防禦する者も無かりしかば(原註、或説に肥後は未だ頑固の舊弊を更めず、鎮港據表の論説を立る者少からねば、却て内心は暴徒の志を哀れみ、憂國の士、慷慨の餘りに、在斯大舉に及

びしを、其情義を察せず之を討つは、知情の武士の本意に非ずと、大義名分を誤り、雜沓中を僥倖に事を紛冗に假託し、手延に本務を等閑にせしならんと、其頃密に風評せし者あれども、素より推量の臆説にして、其實否を詳かにするに所由なし)

その不覺

其の理由の何れにあるにせよ、朝廷より護衛を命ぜられたる肥後藩兵が、何等の働らきを、此の場合に爲さざりしは不覺と云はねばならぬ。不面目と云はねばならぬ。

後藤の中井救援

弘は救援の者一人も無しと雖、獨奮激大に敵に膺り、一上一下互に斫結び、撃つ太刀力餘り過つて蹉跌したりしかば、暴徒共虚に乗じ、撃著し刀鋒些物間遠くして、僅に弘が頭土傷く。弘が危急の一撃、暴徒は面部要所に傷けられ、相撃の體にて、互に二の太刀を撃つ氣力撓み、蹶踏す。此時までも、元燁(後藤象二郎)は、公使と共に遙なる元吉町に在て、繩手通の街角に隔遠なれば、先駆に在斯變あるを知らず、行列遽に止り、群集動搖の爲態を怪しみ、馬を馳せて街角に至り、初めて前駆の困難を目撃し、忽ち馬より飛下り、遙に弘が苦戦の體を見、其危急を救はんと走せ至り、後に立塞り、暴徒の肩先を一刀に斬斃す。弘は頭上の鮮血流れて

眼中に滲り入るをも屈せず、直ちに起て其の首級を刎る。要するに日本の面目は、全く中井、後藤兩人の臨機の勇ましき働らきによりて維持せられた。

【四四】 英國公使參朝途中の遭難 (三)

中井の談話

中井弘の手柄に就ては、其の所説一様でない。今ま、英、佛、蘭三公使戊辰京都參朝記聞の註を見れば、英國代理公使アダムスが、日本紀事第二冊第七回中に、後藤刀を振上げ、他の日本人を斫らんとするを見る。此の兇徒は、終に中井の爲に殺されたり。後江戸の公使館に於て、一日中井親ら當時の事を、余(アダムス)に語れり。其言ふ所、左の如し。

余(中井)一人の列を衝き、人を斬り來るを見、馬より飛下り、刀を抜き之を追ひたれば、彼返て余と戦ひ、余の頭を傷く。時に後藤來りて彼を一刀の下に斬斃さん

としたるに、不幸にして後藤の刀把塗飾したる者なれば、誤て掌より脱したり。是に於て余復獨彼と闘へり。余今傷く所の血流れて一眼に入り、一眼看る能はざりしが、十合許にして、彼を斃し、則其首を取りて、シユル、エーチ、パータスに示せりと見へたれども、米國報告を以て、弘に正誤を質せしに、弘が加筆し、或は削り、或は添へ、考訂せし本に記す所と、大に矛盾するに似たり。是は弘が元燁を優獎して、刀欄の掌中を脱し、其撃つ刀の輕かりしを云はず、元燁が一刀の下に斃ると書しか。但はアダムスが、日本紀事所載に誤りありや、兩説曖昧として、虚實何れなるを知らずと雖も、姑らく弘が加筆の書に據る。

若干の相違

とある。されば中井弘が自から加筆添刪したる前文の意味と、將た同人が親しくアダムスに語りたる所と、其事實に於て若干の相違あるは、正さに註文に記する所の如し。然もそれは深く吟味すべき程の事ではない。

中井後藤英使を宥む

中井弘は、後藤元燁と與に、公使の側に携へ至り、實檢せしめ、不慮の暴發を謝し、反覆慰め諭して、彼の忿怒を宥む。

本來パータスは、怒り屋である。惟ふに彼が如何に立腹したる乎、想像も及ばぬ程

暴徒捕縛の命

であつたらう。

先是公使は心を苛つと雖、狹隘の街路、轉折の別路無ければ、前駆の騷動何事なるを知ることを得ざりしに、忽一人の暴徒其轉折の街角を走出、白刃を揮り、手當便次に斫立來るを、護衛二人尙逼らんとす。公使其の走過を見、護衛兵を顧み、疾く渠を捕へよと喚はる。暴徒は最初護衛一名を斫、其後は縦横に斫旋り、手近なる者數名に輕重金瘡を負せ、兇暴を恣にせんとす。護衛兵遮り止めんと挑み戦ふを、毫末も屈せず、益猛虎の勢を奮ひ四方に膺るに、進退車輪の如しと雖、其身鐵石にあらざれば、銃劍槍刀の爲に、數ヶ所の疵傷を受け、殊に餘り烈く戦に、所持の利刀折れ(原註、アダムスが日本紀事には、打落さるに作る。其實何れなるを知らねど、姑く弘が訂正の書に據る)、忽ち敵對する要器を失ひ、進退于此迫り、指副の短刀を探るに、最前よりの激動中、何れにか落失たれば、今は如何とも身を凌ぐ術計盡果、防禦の透を候ひ、逃れ去らんとす。ミットホール之を視認、急に騎兵を指揮して、其逃げんとするに銃撃させしむ。騎兵指揮に隨かせ、直に裝劍を脱して發銃す。其彈丸過たず、暴徒の足に的中、忽ち行歩に苦しみ、辛うじて人家の後園に遁れ、潛

暴徒を銃撃

暴徒捕縛

竄せんとせしかども、續て追ひ迫り來れば、今は力盡き勢窮り、竟に英國護兵の爲に捕縛せらる。

只だ二人の刺客のみ、然も決死の覺悟もての働きなれば、一大騷動を捲き起し來りたるは、決して不思議の事ではなかつた。

【四五】 英國公使參朝途中の遭難 (四)

パークス宿所に還る

一人は斬斃され、一人は捕縛せられ、その爲めに刺客は片附いた。道路の騷動は、鎮靜すと雖、公使は前驅此變に遭ふのみならず、負傷の者、重輕數名なるを以て、本日の參朝を辭し、旅館に還らんと、先づ途中の變事を、石(鉛)筆にて帖紙に撮記し、騎兵に齎して、既に參朝せし佛國公使に、報げ知らせ、其身は馬の轡を返し、元の街路を知恩院に還る。

英國公使としては、此の如きも亦た已むを得ざる次第。

在斯事變に至り、説諭して參朝を勸誘すべき事狀ならねば、元燁(後藤)、弘(中井)等

中井後藤

の負傷者
手當

も爲方なく、公使の意に随かせて、甲乙の護衛兵を護め、是等をして護送させしめ、其身は暫時止まりて、専ら金瘡人を勞り、優恤を盡し、懇に扶送の準備を周旋す。

是亦た左もある可き事。

暴徒奮闘
の狀

此一舉たるや、兇徒僅に兩名にて、殆七拾名許の同勢、其餘護送の兵員若干の戒嚴にも届せず、襲撃して英公使館附屬の護衛兵拾五名(原註、日本紀事には、拾壹名に作る。姑く弘が訂正の書に據て拾五名とす)の中九名に傷け、第九聯隊の兵卒一名、公使の陪卒一名(原註、公使の馬丁なるべし。馬丁は公使の備夫にして皇國人なり)。是日公使は僥倖に微服したれば、暴徒も強て逼るにあらねど、己に間近く暴れ來りて、白刃を揮る。其の氣勢猛烈に過ぎ、失つてあやまて、踏つておちて、公使の軀に及ばず、鞭に立傍たる馬丁が脚部に傷け、(原註、米國報告書に公使は正服を著し、肥大の馬に乗居たる事なれば、暴徒之を目ざし、刀を揮て切掛たりしが、偶跌き其狙を失ひしより、其刀は公使の馬丁に及び、其の脚部を傷せられ云々と見えたりとも、其事狀豫て傳聞する趣と、甚く異なる所あれば、一日弘に會つて實地の目撃を質すに、其答に、公使は微服せしに因て、暴徒も目を注め狙撃するの程の事

公使辛く
免る

にはあらず。只相手は誰彼と選ぶ餘間も無ければ、亂撃に所旋り、其刀馬丁に傷けしにて、公使を狙撃と云ふまでにはあらず。サトウが乗馬に二個所の傷を負はせたりしは、親しく目撃して知る所也と云へり。尙暴撃して、サトウが乗りし馬に二個所傷く。此爲に公使は辛ふじて危急を免かれしなり。

パークスがフロツク・コートコートを著したるは、偶然にも彼の一命を全うする所以であつた。

中井後藤
處置の妙

今此の變厄に罹り、警衛の士卒傷を負ふ者、輕重都て拾名、其の負傷の重きは、流血衣服を染め、倒れて起つ事を得ず。僥倖に醫官數名あれば、走せ來て、假に停血藥を施し、各旅館に還らんとするに、負傷に弱りて、馬に騎り難き者は、人夫をして昇しめんと、其丁夫を促し役せしむる爲、暫く時間を費すに、元燦、弘等甚く氣を焦て、傷者の治療は遅速分陰を争ふ。是第一の急務なり。豈緩せにすべけんやと、驟りに督促して、之を旅館に送らしめ、身體自由を得る者は、苦痛を忍び、馬に跨り、各旅館に還り、便室に入る。醫官集ひ寄りて、治療を加ふ。其術の絶妙且迅速なると、勉強の甚しきとを見る者甚く感賞す。如此施術、過かなれば、暫時にして

暴徒の處
置

畢り、臥床を設けて之に安臥させしむ。又擒の暴徒は、英國衛兵の手に捕縛せしを以て、一旦旅館に率行んとすれども、歩行を得ざれば、竹轎に駕せて送らんとするに、昇丁頓に在らざれば、其の近邊なる路傍に物を販き居れる商夫兩名に命じて昇がしめんとす。商夫頻りに辭するを、強ちに説得て、昇送させしむ。

若し此際後藤中井の兩人微りせば、日本人の面目は、地に墮ちたであらう。但だ彼等兩人の爲めに、パークスも我が誠意を諒とし、我が高義を洞察することが出来たのであらう。されば此際に於ける兩人の功は、單に身を挺して暴徒に當りたるばかりではなかつた。

後藤中井の功

【四六】 遭難餘聞 (一)

伊藤の機轉

流石に伊藤俊介である。彼は外國事務判事として、兼て公使謁見の通譯に任じた。而して其の臨機の措置が、如何にも其宜しきを得た。

小吏の報

公使は旅館に還り、途中不慮の異變起り、其爲に參朝を辭するの尺素を製し、旅

告不得要領

館接待の官吏に託し、佛公使に送致す。官吏走使に齎らし傳達させしむ。先是佛蘭の兩公使は、綸命の時刻を違へず、各參朝し、引かれて虎の間に至り、途中の變事あるを知らねば、只管英公使の朝するを俟つ事良久しく、既に定刻を過ぐると雖、朝せざるを審し、各心を安んぜざりしに、忽地歩使の小吏走せ入て、四條畷の急變を報げ、英公使より佛公使に贈る書牘を出す。執次交收して博文(伊藤俊介)に事狀を傳へ、英公使の書牘を交付す。博文先其書牘を取領し、事未だ明白ならず。其實否確報あるまで、必他言すべからずと執次に示し、出て小吏に面接し、實地の景況、異變の詳細を審問するに、小吏具陳、頑末曖昧として、狀を詳にせざれば、博文大に叱り、疾く走せ歸て事狀を穿鑿し、更に明細を具狀すべしと告懲して追返し、暫く其變の報ありしを、竊に外國事務の督輔に事實を報げ、容易ならざる大事件、今兩公使此の異變を聞かば、如何なる異論を發し、竟に葛藤に至らんも測り難し。怒に事の實を報げ、難事の端を開かんより、寧暫らく變を、兩公使の謁見を行はるゝに如かずと商量し、兩副總裁、及議定、參典と議り、上奏して、英公使に先立ち、佛蘭兩公使の謁見式を行はれんと、朝議頓て決し、

謁見難行

專其準備を爲す。外國事務輔並博文等は、直に虎の間に至り、兩公使に對し、英公使の參朝甚く延引す。其の遲參を俟ち、徒に時間を消費するは無益なり。速に謁見あらば、其間に英公使も參朝すべしと勸誘す。兩公使も俟間の久しきに倦やしつらん、其説に同じ、英公使の朝するを俟たず、拜謁せん事を首肯せしかば、外國事務輔非藏人を以て、兩副總裁以下關係の各官に報ず。副總裁及外國事務督、内國事務督出で會す。一應口誼畢て各退引、以後謁見の式を行はる。(參照四〇、四一)

若し此際謁見以前に、英國公使途中遭難の事實を、佛、蘭兩國公使に明かさば、彼等は必らずや、謁見を俟たずして退出し、此に於て折角新政府が凡有る犠牲を拂ひ、凡有る心配を爲し、それぞれ準備したる各國公使謁見の一件が、全く水泡に歸する事となり、その爲めに容易に恢復し難き、不信用を中外に暴露し、殆んど測る可からざる大損害を來たしたであらう。されど姑らく其の事實を飲み込み、首尾よく謁見を畢らしめたる後に、之を告げたるを以て、豫定の計畫は、英國公使を除くの外は、型の如く實行せられた。

英使佛使

公使復び虎の間に歸り、以前の椅子に著く。博文懷中より英公使の書牘を出し

謁見終る

の煽動に
動かず

て佛公使に交付し、異變の概略を報ぐ。兩公使驚愕、遽然辭別し、退朝す。總ての接遇、參朝の時の如し。佛公使宮門を出るや、馬に乗て鞭を加へ、馳せて知恩院に至り、英公使に面接し、大に彼を煽動して、共に難波に下り、直に江戸に至らん事を勸誘す。英公使動く色なく、不慮の暴發に遭ふと雖、朝官克く職掌を盡し、防戦して手疵を負しをも屈せず、暴徒を斬戮せしを感賞して、更に怒氣を起さず。

此に至りて後藤、中井兩人の勇闘が、如何なる偉大なる効果を、英國公使の心理上に齎らし來りたるかを知るに餘りあらむ。パークスは怒り屋ではあるが、決して容易にレオン・ロツシユの口車に乗るほどの漢ではなかつた。

後藤中井
勇闘の效

【四七】 遭難餘聞(二)

佛國公使の煽動には、流石にパークスも乗らなかつた。佛國公使は佛國の立場からの佐幕論であり、英國公使は英國の立場からの否佐幕論——若し向尊皇と云はずんば——である。但だ彼が此の途中の遭難に處して、其心平なる能はざりし

は、彼としては寧ろ當然の事と云はねばならぬ。

接寺官の
見舞

勅旨を傳
ふ

却説兩公使退朝の後、宗城(伊達)勅旨を奉じて、知恩院に往向ひ、續て督宮(山階宮
晃親王)を始、兩副總裁(三條岩倉)及議定並に參朝係通稱(東久世)清廉(小松)、元燁(後
藤)、利通(大久保)、真臣(廣澤)、博文(伊藤)等一同退場、衣體を更る間も無ければ、各朝服
の儘、陸續として、同所に至る。公使出て面接す。宗城先づ勅旨を宣傳ふ。其の風詔
の旨趣、今日途上、不慮の遭厄、幸にして公使の身體無事なりしを聞食し、天氣斜
ならず、然れども其爲に參朝を辭し、延見なきを深く遺憾に思食すの叡旨を詳
にし、慰問の情を盡す。公使宸慮の篤きを感戴し、更に不平の體勢なし。

此れは恐らくパークスが、後藤象二郎、中井弘兩人の身を挺して刺客と戦ふたる
事を、眼前に見て、その爲めに一切の不平、不満を片附け去つたものであらう。

各公使に
陳謝

爾後各官公使に對ひ、先づ公使の恙なきを賀し、次に今日不慮の暴發あるも、畢
竟政府の命令嚴密ならざるより、在斯兇暴の者ありて、己に外國の交際を破ら
んとす。其罪甚だ重しと逆鱗あらせられ、第一は海外各國に信義を失はせられ
ん事を深く宸襟を惱せらるゝの實情を稟述し、只管忿怒の氣を解かしめんと、

言を盡して陳謝す。

當局の不
本意

如何にも神戸事件、堺事件にて、懲り懲りしたる新政府が、折角過去を清算して、開
國和親の新旗幟を高く掲げたる新政府が、其の劈頭に於て、又たしても斯る出來
事に遭遇したること、如何に當局者に取りて、不本意千萬であつた乎。其情察する
に餘りありだ。

公使の辭
令

公使も今宗城宣傳せし勅旨の懇篤と、各官陳謝の深切なるを感ぜしにや、平素
の激烈に反し、然而己忿怒の氣色も無く、從容として先づ慰問の丁寧を謝し、今
日召に依て、參朝の途上、道を要して暴徒の襲撃に遭ひしかども、元燁、弘の兩接
待官、強勇の防戦に虎口を免れ、身に一點の負傷なきは、全く兩官其職を盡し、救
助の勳功、比類なきに依てなり。是偏に朝廷の款接尋常ならず、特別に外人を親
愛せらるゝの襟衷を恐察す。然れば今般の事件は、天朝の措辨に委し、成敗は政
府の裁斷に任すべし。

如何にもパークスとして、殊勝なる申分である。然も彼は更らに一步を進めて曰
く、

朝廷の恥辱

情事の爲體を思惟するに、兇徒の暴行、余に對しての亂妨よりも、朝廷に對して逆意非禮を極む。其は今般佛蘭兩公使及余が輩は、朝廷の召に應じ上京、宮城に延見せらるゝ者なれば、之を犯すは、余が輩を犯すに非ずして、其實朝廷を犯す者にあらずや。是則朝廷を侮辱させしむるの甚しき者なり。政府其の朝廷の恥辱を雪ぐの道を知らば、至當の處置あるは勿論なりと答ふ。

パークスとしては、好辭令である。此れには新政府側も恐らくは一言の返す言葉もあるまい。

各官謝過

各官其言の殊勝なるを感じ、在斯不慮の變に及ぶも、公使の爲に注意する事の不逮より國辱を施出而已ならず、偶招請の外客に對し、不法の舉動あるは、實に百官の慚愧の至なりと、丁寧反覆謝過の實情を見はす。
讀み來りて其言の僕々爾なるを憾みとす。然も當時の情勢に於ては、此れも無理ではなかつたであらう。

【四八】 遭難餘聞 (三)

パークスの犯罪者處分意見

パークスは、決して淡白ではなかつた。彼は平生の怒り屋に似ず、今度は氣を平らかにし、言を詳かにして語つたが、然も其の語る趣意は、峻烈尖銳のものであつた。公使尙各官に説て云へらく、嚮に神戸、堺等の事の序に議したる如く、外客を襲殺する者は、假令士官たりとも、自裁の榮を與へず、貶して平民と爲し、尋常の死刑に處するの法を立、速に之を天下に布告せられ、且天朝實に外國と交際、懇親の歡慮なるを公布し、邊陲の衆庶に知らしめらるゝ事、政府に於て必要の急務ならずや。

此れがパークスの勸告だ、勸告と云ふも、其實は要求だ。

抑皇國に奇代の一種黨ありて、無辜の外國人を殺害するを、朝廷の爲なりと云へる無狀の暴行に遭ひ、従前之が爲に非命の死を爲す者、幾干なるを知らず。疾く其徒の黨中に行はるゝ邪僻の感を解かしめ、誤謬の根源を斷絶させしむるも、亦政府の緊要にて、是各位職掌の第一なり。片時も猶豫せらるべきに非ずと、

忠告と施行督促相違

忠告と施行の督促とを相半せし論辨を爲す。

或は之をパークスの説教と言ふも可也。然も其の裏面には、強要が存在してゐる。各官は彼が忿怒を宥め、後日の葛藤勿からしめんとするを主とすれば、公使の誨示に悖らず、其所言を領承し、彼が箴警を負荷せん事を首肯す。

備々焉として、パークスの意を迎ふるに是れ急なるの状想ふ可し。

負傷者點
檢要求

公使各官の從順なるに、彌隔意も無き體にて、余が一身は無難なりと雖、只傷むべきは、衛兵數名の負傷なり。其中には金瘡輕からざる者あり、專治療を施さしむれども、醫員も死生を診し定むるを得ず、請ふ各位負傷の點檢あらん事をと陳述す。

此れもパークスには、それぞれの下心ありての事であつたらう。

各官辭すべき事狀ならねば、延れて傷者の居所に至り、情其負傷者の容體を看るに、輕重數名、夫々醫官治療の術を施し、用意最丁寧なり。前にも云へる如く、醫官數名の隨行ありしは、是一つの天幸なる上、其醫員等が施術の神速、感ずるに耐たり。恁て後各官尙公使を慰め、暴徒の餘黨を搜索し、之を擒獲し、以兇暴の根

を斷つるの策略、今日の急務にして、瞬間も躊躇すべき時機ならねば、諸事の商議は、翌日に定め、互に再會を約して、分袂す。

三枝翁處
罰案

果然パークスの注文は、悉く容れられた。刺客の一人、英人に生縛せられたる三枝翁に付て、翌三月一日附をもて、左の如き處罰案は出で來つた。

戊辰三月一日

昨日於途中同類申合、白刃を以、隨員え爲手負候に付、參内も被差延、御交際を妨、亂行之始末、重疊之、不屈者に付、帶刀を奪ひ、士籍を削り、來る四日顯戮斬罪之上、三日之間令、梟首事。

此れは當時に於ては、或は已むを得ざる次第であつたかも知れぬが、其の處罰案が悉く英國公使の注文通りに出來たのは、新政府として、決して好例を遺したるものとは稱讚することは出來ない。

三枝斬首、尙ほ三枝翁は、三月四日の朝、栗田口にて處刑せられたが、其の處刑申渡書は左の通りであつた。

浪人

其方儀、今度入京被仰付候英吉利公使參内之途中、同類申合、抜刀切懸り、手疵を負せ、御新政之碍、外國御交際を妨げ、亂行に及び、朝廷を輕候次第、重疊不屈之至に付、苗字大小御取揚、斬罪之上、梟首被仰付之。以上。

梟日數三日

三月

刑法事務局

先づ前の所刑案と、大同小異、其の英國公使の注文を容れ、其れを底案として、斯く審斷したものと察せらるゝ。乃ち此の如くして此の一件は落著した。

第八章 英使の態度

【四九】 劍影錄の記事(一)

江見政發
劍影錄

此の事件に就ては、中井弘の門客 江見政發が、佛人某の日記を、意解抄譯と稱して、劍影錄なる小冊子を公にしてゐる。其書は本文の著者が、壯年時代——明治二十三年五月——に刊行したるものにして、其の記事は、尤も重きを中井弘に措いて居り、或は中井が佛人某の筆に托して、自家の功績を録せしめたるものではないかと思はしむる筋もあるが、然も其の記事中には、誤謬として中井が指摘したる點もあれば、原文があるにはあつたかとも思はるゝ。それには神戸事件、堺事件を敘して、やがてパークス參朝途中遭難事件に及んでゐる。而して其の記事には、或は前文(參照四二—四八)に漏れたる點も若干あれば、更らに之を採録する。

英公使の大阪を發するや、小松帶刀氏、伊藤俊介氏(博文)之を同伴して伏水街道より、京都に入りけるが、後藤象二郎、中井弘藏の兩氏は、之を伏水稻荷神社の邊

三國公使
入京

りに出迎ひ、途中無異に知恩院の旅館に到着したり。爾佛公使も亦一路平安、各其旅館に到着しければ、其翌日各公使は、伊藤、中井の官吏に伴はれて、新政府の大臣、貴顯と聞へし三條、岩倉、鍋島、毛利、東久世氏等の各邸を廻禮せり。此日は朝より雨降り出ければ、公使は皆騎馬或は駕籠を用ひたり。

以上は三國公使の入京の記事。

攘夷黨の憤懣

此時京都は兵亂の餘にして、殺氣未だ全く消へず。加之神戸、堺の暴動及其の所刑の始末等、痛く影響を他の攘夷の黨派に及ぼし、人心の激昂頗る甚く、其徒各所に集合して、新政府の處置舉動に、不満を抱き、慷慨悲憤、攘夷の決行の至らざるを嘆じて、切齒扼腕、東奔西走するが如き形勢にて、我が歐羅巴人を見れば、概して之を野蠻と云ひ、醜虜と罵るの際に方り、突然我々が禁國の下に到るのみならず、官吏は之を引て、皇帝陛下の謁見を許すが如きは、抑も國體を汚すの罪人なりとて、係りの官吏及び外國公使を誅戮せんなど、所々に壁書し、或は檄を放つて同志を煽動しければ、世情何となく物騒がしく、人心自ら恟々たり。此れが當時に於ける京都の情況。

人心向背不定

且つ東國征討の官軍西郷吉之助氏等、尙未だ函根山の嶮を越へざるのみならず、徳川慶喜、會津容保等漸く横濱(大阪)より江戸へ退去せし時なれば、各國公使の京都に入りしも、新政府の舉動を視察せんが爲めにして、畢竟は徳川幕府を以て、一政府と見做し、局外中立を以て、新舊兩政府を目するが如き、内外人心の向背一定せず、誠に危殆の時勢なり。

新政府官吏の奮勵

此れは内外の形勢を説く、説き得て能く其の真相を穿つてゐる。全く各國公使等は、新舊兩政府の對立を認め、自ら局外中立を宣して、其間に善處せんと企てた。されば新政府の官吏は、死を以て國に報ゆるの時なれとて、日夜奮勵して、力を國事に盡しける。

暴徒新込

此れもその通りだ。

三月二十三日(日本曆二月晦日)謁見の期日となりければ、午前八時英使パークス氏は參内せんとて、接待係後藤象二郎氏、中井弘藏氏と俱に、書記官ミツポルド氏、同サトウ氏、同ウエルキンソン氏、海官士官サットン氏、醫官ウリース氏、其他護衛の歩騎兩隊を率ゐて、知恩院の館舎を立出で、四條繩手街を通過するに際

し、大和十津川の浪士林田貞堅(原註、林田は小堀右膳の家來、十津川浪士に作る、非なり)、三枝茂の兩人街頭群集の中より躍り出で、大刀振り翳して、前驅の騎兵に斬り掛けたり。

【五〇】 劍影録の記事(二)

中井の備

記事は林田貞堅(朱雀操)、三枝茂(善)の英公使の前衛を衝きたるにつゞく。

事の不意に出づるに驚き、素破大事よと騎兵は手々に長槍を振廻し、迎へ戦へども、此日は群衆山の如く且つ道路も狹隘なれば、馬上の進退意の如くならず、必死の浪士は、騎兵の隊長を見て、公使とや思ひけん、縦横無盡に斬り廻り、瞬く間に騎兵九名に重傷を負はせ、馬四頭を傷け、尙も進んで公使の後隊に斬り入らんとするを見て、中井弘藏氏は、先手に在りて、早や三條橋を西へ渡らんとする折なりしが、急に駈け戻して、馬より飛び下り、暴徒を支へて斬り結ぶこと十餘合に及びしが、後隊に在りし後藤象二郎氏も駈け來りて、共に力を協せ、終

に林田貞堅を斬り伏せ、三枝茂を生捕りたり。此時中井弘藏氏は頭上に傷を負ひ、鮮血淋漓、眼を掩へども、尙屈せずして、林田の首級を提げながら、直ちに英公使の所在に、駈け付けたり。

此の中井弘の働らきに就ては、前掲「英佛蘭三公使戊辰京都參朝記聞」と併讀するを要す。(參照四二一四五)

英公使は後隊に在て、未だ繩手街に至らざりしを以て、辛くも危難を遁がれしこそ不幸中の幸福なれ。

此れは全く僥倖であつた。

宿所に還る

扱も英公使は騎兵の重傷を見て大いに怒り、直ちに馬を馳せて兵庫に引返へし、軍艦に搭じて横濱へ去らんとしたりしが、後藤、中井の兩氏が奮闘盡力して、能く兇徒を戮し、或は捕へ、殊に中井氏が傷を負ひながら、暴徒の首級を提げ來りしを見て、其の勇敢にして身を顧みず、危難に當りたるの働きに感じ、憤怒を抑へ、中井氏に強迫せられて、知恩院の館舎にぞ歸りける。

此れは前掲參朝記聞の所記と、頗る趣きを殊にしてゐる。併し怒り屋のバークス

後藤の機
の指揮

も一時は憤怒したるにせよ、彼は決して斯る無謀の事を作す可き筈がない。此日は天氣殊に晴朗なりしが、外國人の參朝は、日本紀元二千五百餘年來、未曾有の珍事なれば、其の鹵簿行裝の異様に麗はしきを見んとて、遠近より集りたる老若男女は群をなし、隊をなし、途上は宛がら立錐の地も餘さざりき。去れば此の混雜に紛れて、殘黨の潜伏再舉せんも計り難しとて、英の歩兵をして、空砲を散發せしめ、群衆の散亂するを待て、無事に引揚げたるは、後藤氏が臨機の指揮とぞ聞へし。

果して然る乎、好氣轉だ。

伊藤の機

先是午前八時蘭公使は南禪寺より、佛公使は相國寺より、各々參内して、英公使と俱に、謁見の儀式に臨まんとて、其の參内を待ちけるが、定刻を過ぎて、最早一時間餘も經たらん歟、英の一騎兵、英公使の書翰を携へ來りて、之を佛公使に贈らんとぞ言ひ入れたる。伊藤俊介氏は、公使に接伴して、其席に在りけるが、英公使參朝の時刻を移すを見て、途上變事あらんことを懸念せしが、果して書狀到來せしかば、扱てこそと思ひ、之を佛公使に示さずして、英公使遲參すれば、蘭佛

の二公使、先づ謁見の式を行はれよとて、速かに、其の儀式を了り、二公使を接待席に伴ひ歸りて後、初めて英公使の書狀を示したり。

此事は參朝記聞に詳悉しあり。就て見る可し。(參照四二四五)

若し謁見前に此の書狀を佛公使に見せしならば、此日の儀式は行はれまじきを、其の注意の周到なること、謀を好んで懼るゝものとや謂はん。

然り。然り。

英使佛使
煽動に乗
らざ

佛公使は此書を展讀して、顔色忽ち變じ、暴動なりと呼びつゝ、直ちに暇を告げて、單騎鞭を揚げ、知恩院なる英公使の許に馳せ行き、英公使に向て、速かに兵庫に至り、軍艦に搭じて横濱に赴き、徳川幕府に依りて事を謀るに如かずと説きたりしに、英公使は頭を左右に振り、否とよ、今日の暴舉に我が騎兵の重傷を負ひしもの多けれども、余及び士官等は、新政府の官吏たる後藤象二郎、中井弘藏の二氏が、奮闘の救護に頼りてこそ、辛くも虎口を遁がれたれ。今謁見の式を終へずして、歸路に就くは、皇帝陛下に對して、不敬の至りならんと云ふに、佛公使も其言に服して止みぬ。

とあるが、果して英國公使が斯く語りたるや否やは、詳かならざるも、彼が佛國公使の煽動に乗らずして、京都に踏み止まりたるは、明白の事實である。

【五一】 劍影録の記事(三)

三條橋頭
浪士の暴徒

中井弘は、自から劍影録に序して曰く、浪士が英公使の參内を四條繩手街に要撃せし時、余は俄然一驚を喫し、暴徒は僅々二人に止らず、必ずや堺浦なる土佐兵隊の殘黨が、襲撃の再舉を企てしならんと信じたるより、以爲らく、衆寡勢を殊にす。余亦其必勝を保ち難し。繩手街を三條橋側まで退かば、或は警備兵の來り援る者あらんと、戦ひながら橋頭に近づく一町許にして、終に敵を斃せしが、豈圖らん、橋頭却て殘黨の潜伏しあらんとは、此時誤て橋頭に達せしならば、余が一身の危険なるは、言を待たず。外交の平和忽ち破れ、大事是より去らん。豈亦危からずや。即夜浪士取締田中顯介君(田中光顯)が、此の殘黨三名を捕拵し來るに會し、初めて余が豫想の危険なりし

を知り、覺へず冷汗背に透りたりき。

果して然る耶。何れにもせよ、中井が刺客の前衝を衝くを見るや、直ちに馬より飛び下りて、之と戦うたるは、應變の道に於て、遺憾無きに庶きものであつた。

林田三枝
心情

抑も林田(朱色)三枝の暴舉は、慷慨悲憤の餘に激發したるものにして、其の心情を分析すれば、實に憐むべきものあり。其の懷中せし辭世の和歌(原註、咲かけて散るや大和の櫻花、よしや浮名を世に流すとも 貞堅)を見て、其の國事に死するの決心は、全く尊王攘夷の精神を貫徹するに在るを信認したり。其舉固より狂暴に出ると雖ども、其の志操の堅且固なる、之を今世の有志を以て自任する徒が、往往高尚なる理想的政事を擬似し、徒らに口舌を弄して、無責任の言論を放ままする者に比すれば、其の勇往果敢の氣魄は、目を同ふして語る可からざるものあり。然るに當時外交の事は、勉めて平和を旨とし、偏頗愛憎なく、信義を専らにし、之が調理に従事したるを以て、各國公使も新政府の公平に感じて、速かに談判の局を結び、終に維新の大業を成就せしめたり。

と。此れは明治二十三年一月、當事者たりし中井弘が、二十三年前を回顧し、之を二

十三年後の政情と對照したるものだ。

政府必要
以上の譲
歩

要するに維新政府は、一時に百八十度の急回轉を爲し、尊皇攘夷より、尊皇和親となり、和親に急なる時としては往々讓歩する必要なき程度まで、讓歩したる嫌ひなきでもなかつたが、當時之を内にしては、關東、東北は儼然一獨立國の體をなし、新政府の威令は未だ之に及ばず、外國諸公使は局外中立を宣して形勢を觀望しつゝある際なれば、萬障を排しても、各國公使を味方に取り込むことは、新政府存立に於て、缺く可からざる必須の要件の重なる一であつたに相違なかる可く、而して諸外國公使は亦たその弱味に附け入りて、勝手の注文をなしたるに相違なかる可く、此の如くして我が外交は、一種の外意承奉、外人追隨とも云ふ可き範疇を脱する能はざるものとなつた。然も徒らに之を以て當局者を咎むるは、平允の見ではない。彼等は實に背に腹は代へられぬ立場に在つたのだ。何人をして其局に當らしむるも、恐らくは彼等ほどの事さへも、容易に出來なかつたであらう。同時に之を以て、彼等暴徒を罪するも、亦た決して公平の見ではない。彼等は攘夷の雰圍氣中に生息したるもの、而して其の雰圍氣の重なる製造者は、現在の當局

亦止むを
得ず

暴徒實は
忠實者

者等であつた。今日彼等の政策の破壊者たる暴徒は、昨日彼等に指導せられたる忠實の門人だ。衝突の原因は、弟子は師説を金科玉條として、遵奉するに拘らず、師はそれを破靴同様捨て去つたからだ。

【五二】 善後の措置

三枝の陣
述

抑も林田貞堅(朱雀様)、三枝翁等が、此の英國公使參内を、途中に於て要撃した理由は、三枝翁の糾問に答へたる陳述が、之を盡してゐる。

過日外客參朝の禮典を行はせらるゝの布令を拜承し、情開港以降の事狀を顧慮するに、舊幕府一時偷安の權策に、外客渡來の港を開きしより、先帝(孝明天皇)深く宸襟を惱せられ、鎖港攘夷の勅諭を下さるゝ事屢なれ共、幕府因循、朝命を奉ぜず、剩前將軍家茂辭職を口實とし、其實は外交條約の勅許を奏請し、一橋黃門(徳川慶喜)を始、在京の老閣連署の狀を捧げ、逼て共に勅許を下されん事を請ふ。時機止む事を得させられず、條約は勅許あらせられしかども、兵庫の開港は

禁ぜられしを、是をも亦客歲慶喜玉座の下に逼て、竟に攝海開港の勅許を請ひ受く。

憤激の理由

此れは舊幕が外交に關して、朝廷を強要したる事實を云ふ。畢竟幕府偷安を主とし、彼を制するの威力なきに起ると雖、其軟弱を侮り、皇威を恐れず、大に蔑如し、猖獗を恣にする傲慢の弊、尙天朝萬機を御親裁の今日に至りても更めず、既に神戸、堺の事件を難論し、見證を出して數名の人命を斷しむ。其の暴慢、皇國人として、誰か忿怒せざる者あらんや。是余が平素の持論なり。此れは外人が幕府の軟弱を奇貨として、勝手の振舞を爲し、皇政一新の後に迫んでも、依然舊態を改めず、神戸事件、堺事件など我に迫つて幾多の志士を殺さしむるに至れるを云ふ。

禁内を汚すを憤る

然るに今日飲酒の爲に憤怒の氣を發し、外夷入て禁内を汚すを見るに忍びず、前後を忘却して、在斯一舉に及べりと白狀す。(英、佛、蘭三公使戊辰京都參朝記聞)

朝廷の詔書

尙ほ新政府よりは、此の事件に就き、翌三月一日を以て、左の詔書を、パークスに與へた。

養育料支給

昨二月卅日、閣下參朝之中途、大和之産、三枝蕪(茂)、城州桂村の産、朱雀操(林田貞堅)意外之暴行に及、貴國之兵士數人に手を負せ候次第に相運び候處、幸附添之者より壹人は打留、壹人は貴國兵士召捕候段申出候。尤我之政府に於ては、專外國交際を重じ、普親睦を厚せんが爲、參朝之義も申入候儀は、兼て御諒知之通候處、頃日に至り、右様之所業數々有之候は、必竟我之政令不行届より生候次第、各國え對し、實以汗背心外之至候。勿論、右之者、餘類之有無、精々探索を盡し、何處迄も根を可斷候。又召捕候三枝蕪は、兩國政府之重大之禮式を妨げ、不届至極に付、嚴科に可處は勿論之事に候。且、又貴國之兵士、手負者治療不相届、終に及死亡候歟。又は是よりして職掌に離れ、活計を失ふ者は、我が政府より至當之養育料を與へて、忿恚之一端を慰し申度は、我之政府之實意候間、此段貴下兵士は勿論、本國政府へも厚意貫徹候様、以書面申入べく旨、朝命有之候に付、此段如是御坐候。已上。

三月一日

三條 大納言

五二 善後の措置

英國公使

岩倉 右兵衛督
徳大寺 大納言
越前 宰相

サー・ハルリー・パークス・ケ・シ・ビ閣下

越前宰相は、松平春嶽のことだ。而して新政府は、兎も角もパークスの意を和げ、其の當初の計企通りに、彼をして参内謁見せしめんことを期した。而してパークスも亦深く考ふる所ありて、新政府の謝意を諒として、参内謁見を済す可く決心し、此の如くして新政府は、漸く此の事件の後を善くすることを得た。

【五三】 パークスの答書

パークス返事

パークスは新政府の代表者より、詫状を呈せられたるに付（参照五二）、左の答書を與へた。

昨朔日附之御書致披閱候。然ば一昨晦日拜謁之ため、皇宮へ罷参途中に於て、拙

苦情不申立

者へ對し、暴發有之候段、御門政府へ聞へし所、御痛心せらるゝ趣致承知候。先づ此書が詫書に對する復書であるを云ふ。

借條約を取結びし外國へ對し、親穆を被盡度思召を以、折角御門陛下より、各國公使を御請待相成候得ば、本國皇帝は勿論、政府に於ても、日本に對し、御門陛下同様之懇情を抱き、且他之大國皇帝を尊崇する禮儀を以て、御門陛下を敬する本意を顯すがため、早速洪恩之御請待を受度罷出候處、豈計んや、不幸にして惡心之者共ありて、右御門之思召を妨奉らんとせしは、元來本國皇帝へ對し、至極失敬之所業に候。御門陛下に對し、猶一層之失敬に當り候段、閣下達可被察、自然御門政府より早速右一件之處置可及筈と信候故、閣下達へ苦情を申立不致。如何にもパークスとしては、順當であり、且つ正當であり、穩當である申分だ。

舊交持續の願

且御門より數度見舞之使者を被遣而已ならず、猶閣下達より御書狀被差越、生殘候同類探索等被及候は、御門並に其政府に於て、眞實に如斯暴發有之を、痛心被成證據に候へば、矢張是迄之通、御懇親可申と存候。

乃ち新政府の誠意を諒として、此の一件の發生に拘らず、依然舊交を持續す可し

このことだ。

注文的忠告

且昨日閣下達へ面會之仰、御談じ申候は、此度之處置は勿論閣下達被仰候通、是迄政令不行届之處、自今政令十分行届べき様盡力いたし、後來右等之所業無之様、御處置可有之。尤是迄貴國之内、外國人を犯候を潔き事と思ふ黨與有之候處、最早今日に至りては、外國人殺害を可恥様に至らざれば、職掌不相濟事、貴國政府に於て被察、猶御門於ても、外國と懇親之交をいたし度候故、外國へ對し、惡業なすものは、日本之國害に相成に付、萬一右様之所業に及候者は、嚴重に罰を可與旨、天下中え布告すべき御約束に御坐候。右之意を以て、御布告に相成候はば、右惡黨之者、心を改むるは必然也、是又外交永久相續之一端と存候。

此れは新政府の要人等に對して、パークスの講釋である。教育である。訓諭である。當時の情勢としては、神妙に斯言を謹聽したのも、餘儀なき仕合であつたであらう。

養育料満足

且此公使館護卒之内、或は死亡し、或は怪我之療治不行届にて、其職を離れ候もの有之候は、養育料被差出度御門之御意、拙者は勿論、定て本國皇帝陛下に於

ても、満足に被思召と存候。

新政府の誠意、若しくは好意に就て斯く云ふ。

右は怪我之淺深を吟味し、本國政府に於て、請取理有之と思ひ、拙者へ命を下し候はば、猶可申入候。

此れは當然の事。

中井後藤禮讚

就ては皇宮へ參内之爲、拙者に附添居候後藤象二郎、中井弘藏兩人之立派なる所業を、不得、不述、右兩人自己之命を、不惜、只々職掌を盡し度意を以て、早速殺害人へ打掛り、其場にて壹人を打取候へども、中井弘藏深手を負し、段氣之毒至に存候。尤拙者之申立を、不被待とも、日本帝王並國民之名を惜、如斯我命を、不顧候ものは、自然御門之寵愛を、可蒙筈存候。右之段回答如、斯御坐候。以上。

三月二日

ハルリー・エス・パークス

三條 大納言

岩倉 右兵衛督

徳大寺 大納言 閣下

五三 パークスの答書

越前宰相

日本男子の面目
 讀んで此に到り、何人も中心より當時に於ける後藤、中井の働らきに感謝せざるものはあるまい。彼等兩人は、單だに兩人の名を惜みたるばかりでなく、亦た日本國の名を惜んだ。疾風勁草を知る。彼等の行動は、日本男子の面目を全うしたる所以である。

【五四】 英人側の觀察

遭難者の語

英國公使參内途中、遭難に際して其の現場に在つた三人の英人、即ち公使パークス、書記官ミットフォールド、通譯官サトウ三人は、當時の事に就て、銘々語るところあつた。今ま其の中に就て、一二採録する。

パークス夫人宛書

パークスの所語は、概して其の新政府要人に對へたる書簡の意味と、同一である。パークスは事件の翌日、其の夫人に書を與へて、

昨日は是迄未だ經驗しなかつた一大厄難に遭うた。……我等の行列は、第一護

事件措置日本に一任

衛の先驅、次に予、サトウ、ブラッドショウ、後藤象二郎なる日本の高官、第三歩兵の護衛。先驅が街の角を曲りて、予が眼の達せざる邊に進むや、騒動が出来た。やがて一人の日本人は、當るを幸ひに斫り廻つた。彼の一撃は予を逸した。然も予の帯を切り、サトウの馬の鼻を割き去つた。

二人の日本官吏後藤象二郎、中井弘藏は、如何にも立派なる働らきをした。彼等は暴徒をやりつけた。予は此の事件の一切の措置を、日本官吏に一任したが、彼等は予の注文通りに處分した。是迄は日本侍が、外人を殺害するを以て英雄的行爲とし、その所罰も亦之を認めて切腹を命じた。佛國公使ロツシユなども誤つて切腹を承認した。それは却て外人殺害の獎勵となつた。然も予は今後は賤しむ可き死刑とせんことを期してゐる。

ミットフォールドの記事

尙ほミットフォールド(後にリヂェステル卿—Lord Reke)は、一八六八年五月二十日の「タイムス紙」上に、當時の事情を叙述してゐるが、其の大體は既記、戊辰京都參朝記聞と大差ない。

行列順序

第一には公使館護衛の監督者が、日本官吏として相應の位置ある中井と馬を

並べ、次に騎馬の護衛、次に公使サー・ハーリー・パークス、それからサトウ、及び日本外交局の高官後藤象二郎、次に第九聯隊(英國の)に屬する歩兵の護衛。予は馬が無かつたから輿を用ひた。

暴徒切倒し

と云ひ、更らに、中井は馬より飛び下り、直ちに暴徒と戦うたが、其の長き下袴に足を纏はれ、跌き倒れ、其の頭上に深瘡を被つた。此時後藤は公使の傍にありて、未だ街角を廻らないから、其の騒動の實況は目撃しなかつたが、然も彼は其の様子のだならぬを感付き、直ちに馬を下りて、其場に走せ付け、中井を扶けて、其場に暴徒を切り倒した。

と云ひ、次に自から三枝翁を捕へたる顛末を語つてゐる。當時三枝は市川三郎と名乗つてゐた。

パークス
日本大官
訪問

サトウの所記は、其の當時及び前後の事にも涉つてゐる。彼は三月二十二日、即ち日本曆二月二十九日、謁見日の前日、パークスが、山階宮、三條、岩倉、鍋島直大、毛利廣封(元徳)などを歴訪したる記事がある。

山階宮は愉快に、快活に、穢き髯を削り落し、齒も涅く染めて、而して能樂師の如き装束をしてゐた。

と云ひ、三條に就ては、

三十三歳の短軀にして、青白き文弱さうなる漢。

岩倉と語
る

と云ひ、更らに岩倉に就ては、

彼は儼然たる齡老けて見える漢だが、其の談話は、眞率であつた。彼は公使に向つて是迄御門(Miyama)及び朝臣等が、外人を嫉み、攘夷を標榜し、而して幕府が開國を標榜したることは、何れも眞實だ。然も現時は全く一變したと云ひ、而して特に英國が、御門が即ち日本の主權者であるを認識したるを感謝すと語つた。岩倉の邸を去りたる後、伊藤は予(サトウ)に向つて、岩倉が朝廷昔時の攘夷の事實を露骨に語つたから、或は公使の感情を傷けはせざりやと掛念する旨を、岩倉當人より伊藤に告げた旨を語つた。

と云うてゐる。

尙ほ中井、後藤に就ては、

中井後藤
暴徒斬倒
の状

中井は馬より飛び下りて暴徒と激闘した。刀を交へてゐる最中、其の長袴にからまりて倒れたところを、暴徒は其頭を切らんとしたが、中井は倒れながら之を支へて、其の頭頂に傷を受け、同時に暴徒は、其胸を刺され、それにひるみ、中井に背を向けたる刹那、後藤の刀は其の肩先を切り、地に倒れたるところを、中井は起ち上りて其首を掻き切つた。

とある。而して三枝翁に就ては、

三枝捕る

彼は護衛歩兵の銃剣につかれたが、尙ほ蹣跚として、後方に趨つた。しかしミットフォードの輿に遮られ、ブラッドショウの短銃に射られ、町家の庭に倒れ、人事不省となつた。

と云うてゐる。而して二人の刺客の爲めに、九人の外人護衛と、中井弘と、パークスの日本人馬丁等、合せて十二人の傷者を見出したるは、聊か意外の感を、彼等外人に與へた様だ。

パークス
態度

尙ほパークスの態度に就ては、

サー・ハーリー・パークスは、使節及び公使の絢爛たる禮服を著用し、靜かに馬上

に跨り、監督及ピッコックも亦た騎馬にて、其傍に在り。而して日本の見物人は群集したが、其の先驅者たる日本の護衛、肥後の歩兵二百人は、何處ともなく去りて、其の隻影も見えなかつた。

と云うてゐる。此のパークスの禮服だけが、戊辰參朝記聞のフロック・コートと相違してゐる。

第九章 英使参内と其結果

【五五】 英國公使の参内

既記の如く、英國公使参内途中の遭難は、之に處したる新政府の要人及び新政府の態度が、良好なりし爲め、却つて雨降つて地固まるの好果を來たし、パークスを以て、事件其物には、多大の不快を感じしめたるにせよ、新政府の之を嘆惜、悔恨したる態度と、パークスの注文を、その儘悉皆之を受入れたるには、満足を表せざるを得なかつた。此の如くして再度の参内は、滞りなく行はるゝこととなつた。乃ち三月二日、左の案内狀は發送せられた。

参内案内狀

御門御對面被致候間、明三日十二時御参内有之候様致度候。
右之趣御案内爲可申入、此段如此御坐候、以上。

辰三月二日

肥前侍從

宇和島少將
東久世少將

パークスの謁見

斯くてパークスは、三月三日参内した。其の謁見記は左の如し。

英國公使 サア・ハルリー・パークス・ケ・シ・ビ閣下

三月三日英國公使ハルリー・パークス書記ミットホールド参朝。

一 皇帝陛下自から勅する前の如し。(參照四〇、四一)

英公使曰、我本國帝王陛下安全也。

天皇陛下御尋問の件々、且御懇親の勅意、余欣然として、本國政府に可奉通達也。夫外國交際の儀は、貴國御政體の立に隨て、益堅固なるべき事にして、此節貴國に於て、全國一般の御政體を被爲立、萬國の公法を基根と被爲遊し故、追々外國交際盛なるべき義必然と奉存也。

皇帝陛下又勅曰、去る三十日貴公使参朝途中、不慮之儀出來、禮式延引、遺憾之至に候。今日改めて参朝、満足に存候。

五五 英國公使の参内

二〇五

英使感謝

英公使曰、先日参内の途中、暴發に出會せし所、今日天皇陛下より、難有御綸言を蒙り、且其場に於ては、天皇陛下臣人の助力を受け、難有奉感佩、尙今日の厚き御待遇を以、過日の不幸は、奉忘除候也。
右之通にて相濟退出せり。

臨時參佛
公使參朝

以上によりて主上が、パークスに對し玉ひ、過日遭難の一件を御嘆惜遊ばされたる御誠意が、彼の胸底に如何に透徹したるか、判知る。斯くて英國公使は、復び虎の間に遷り、以前の椅子に就く。當日朝廷には、臨時に佛、蘭兩國公使を召させられ、兩公使御召に應じて參朝。此に於て英、佛、蘭三國公使會同、此方よりは三條、岩倉、中山忠能、徳大寺實則、松平慶永、東久世通禧、伊達宗城列坐、尙ほ小松帶刀、木戸孝允、後藤象二郎、五代友厚、伊藤博文等侍坐、應接した。而して其の商議の問題は、

商議の問
題

兵庫開港の後、居留地未だ成就せず、以後締盟の各國人は、兵庫、神戸の間、居留雜居の事件、及新潟開港、其期限の確定、並開港の各地に於て、洋銀交換一元に、額銀三方(分?)を以てするの立法、並刑法、且暴行戒嚴布告等の數件を談判す。(戊辰京都參朝記聞)

とある。尙ほ戊辰日記には、三日英國公使入京、拜禮有之、其儀如前日、畢て佛、蘭公使も會して開港等の諸件、談判有之、暮時前相濟、散朝とある。又正親町三條(變囃)實愛日記には、

三日巳半(午前十一時)參内、英公使並佛、蘭等參内也。午前參上有出會。

一出御于南殿、御對面凡如去卅日。

一 總裁内國外國掛等有談判、刑法の事を談ずる由也。

とある。此刑法とは、恐らくは暴徒處罰の件であらう。戊辰日記(松平春嶽)の開港等とあるは、新潟開港延期に就て、公使等より苦情を持ち出したるものであらう。何れにしても左程の大問題ではなかつたものと察せらる。尙ほ兵庫、神戸間の外人内地雜居は、生田川と宇治川とを堺として、其間だけは差支なしとした。

【五六】 参内後の評定

布告案文
送致

斯くて英、佛、蘭三國公使と約束したる通り、新政府の外交掛は、三國公使に向て左

五六 参内後の評定

の如き布告案文を送致した。

過日御約束申上置候外國人え及亂妨候節、所置振等之義、布告者勿論、辻札え掛、普く我人民に知らしめ候爲相認、別紙草稿拙者共より差上候様總裁より承申候間、御請取可被成候。此段如此御坐候。以上。

三月四日

東久世 前少將

宇和 島少將

肥前 侍從

各國公使宛

布告草案

而して所謂るその草案なるものは左の如し。

今般王政御一新に付、朝廷之御條理を追ひ、外國御交際之義被仰出、諸事於朝廷、直ちに御取扱被爲成、萬國之公法を以、條約御履行被爲在候に付ては、全國之人、民、叡旨を奉戴し、心得違無之様被仰付候。自今已後、猥りに外國人を殺害し、或は不法之處業等致し候ものは、朝命に忤り、御國難を醸成し候而已ならず、一旦御交際被仰出候各國に對し、皇國之御威信も不相立次第、甚以不届至極之義に

付、其罪之輕重に隨ひ、士列之ものと雖も、削士籍、公法を以、至當之典刑に可被處候條、銘々奉朝命、聊暴行之所業無之様、屹度被仰出候事。

三月

パークス
注文通り

此れは正しくパークスの注文通りの文句である。切腹など士道を以て遇するときは、却て或る意味に於ては、外人殺害獎勵となる虞れあれば、飽迄殺害者には、恥辱を與へねばならぬとは、パークスの申分だ。果然三枝翁は、苗字大小御取揚、斬罪之上、梟首被仰付。朱雀操は、後藤、中井に切り伏せられたるに拘らず、姓名を取り揚られ、梟首申付けられた。

三枝等の
餘黨處罰

而して其の餘黨として捕縛せられたる三名に付ては、三月五日左の如き處罰を申し渡した。

川上 邦之 輔

松林 織之 助

大村 貞 助

右之もの共、去二月三十日英國公使參朝之節、狂暴之所業を企候もの共より、及

示談候御條理辨別取押置候趣には候へ共、至重之大典を沮廢いたし候儀乍存知、政府へも不訴出終始私情を以、皇國之大害を醸成いたし候義、誠以不輕罪科候間、永く遠流被仰付候事。

三條岩倉
釋明書

而して此事に就ては、三條岩倉兩名より左の如き釋明書をパークスに與へた。以手紙致啓上候。然者過日於伏見驛、東久世少將より、亂暴人餘額三人之者、同罪に可申付様、御話申置候處、刑法局に於て、右三人之もの、嚴しく遂吟味候處、別冊口書(略す)之通、右惡業之企致承知候故、朋友之親を以、手を盡切諫に及候旨には無相違候得共、右之次第、全く政府に届出も不致、甚以不行届之至に付、生涯孤島遠流之刑申付候。尤生涯孤島遠流之刑は、我國法において、死刑を除くの外、至極之重科に有之候。就ては一應御相談之上、右之刑法を可相行筈之處、所置失當、彼是手拔に相成候段、重疊我政府之過失にて、貴國に對し、如何にも申譯無之候に付、拙者共より右御詫申入度、如斯御坐候。以上。

失體の詫

辰三月七日

岩倉前中將

三條大納言

英國公使 ハルリー・パークス閣下

如何にも體を得ざる詫書である。斯る書面を受取るからには、パークスの彌が上の増長も、良とに已を得ぬ次第だ。

【五七】 英國公使參内餘聞(一)

政府慎重
取扱

英國公使二度目の參内は首尾克く相濟んだ。而して英國公使も其の存分通りに、其の意見が採納せられて、此上不満足の言ひ様が無きほどであつた。乃ち彼が二度目の參内をば、如何に當局者が、慎重に取扱ふたるかは、左記を以てしても、自ら領會せらるゝ。

參朝途中
警衛布告

三月二日、英國公使パークス、明日を以て、參朝するに由り、薩摩、安藝、長門、紀伊諸藩に命じて、禁門及道路を警衛せしむ。其心得書に曰く、

明三日、英國公使參朝被仰付候條、此内以來、度々被仰出之旨、更に左之件々等篤

五七 英國公使參内餘聞(一)

度相心得、彌以不取締無之様可致、嚴重御沙汰候事。

一 公使旅宿知恩院新門前通、繩手通、三條通、堺町通行之事。

一 往來筋已之刻（午前十時）より旅宿へ引取迄、諸人通行留之事。

但左右横道木戸締切之事。

往來心得

一 往來筋、住居、町家其外家子召仕之外、他人一切滯留被差留候事。

但諸藩士等兼而止宿之者は、格別に候得共、萬一其者共致暴行候節は、其主人之落度にも被仰付候條、於引請精々可致吟味候事。

一 同斷住居之者、公用は勿論、私用たり共、難差延用向出來、他へ往來之節は、町役方其他向々へ申出、免許を請け、可致通行事。

但脇方より前文居住之者へ、同斷之節は、木戸木戸守衛之藩々へ相達、免許を請け、同斷、尤總て用辨之事に付、多人數通行は不相成候事。

美に懲りて膾を吹

右の通りなれば、とても徳川幕府盛時の將軍家の御成にても、これ以上の事はある可き様なし。午前十時よりパークスの退朝まで、知恩院から御所までの通路は、蟻も這ひ出すことは出來ぬ人拂ひだ。道路は勿論、沿道の住家には、一切の止宿人

開國國是表明

を禁斷した。此れでは無事である可き筈だ。所謂る美に懲りて膾を吹くとは、此事であらう。然も當時の新政府としては、其の鄭重の程度を超越したるを嗤ふよりも、寧ろ其の苦心を諒とせねばならぬ。然も斯の英、佛、蘭三公使の謁見は、安政和親條約以來、最初の事にして、更らに潮りて云へば、日本開關以來未曾有の出來事である。然も慶應三年十二月九日大號令渙發以來、大久保利通等が、最大急須の一としたる、開國和親の國是が、此の一件によりて、内外に表明せられたるは、彼等に取りても、定めて胸を撫で下ろした。ことであらう。

ミット大阪常駐

斯くて英、佛、蘭三國公使、何れも三月四日を以て京都を發し、大阪に下り、兵庫を経て、横濱に還ることとなつた。而して英國公使パークスは、更らに書記官ミットフオードを大阪に駐在せしめ、新政府との聯絡を取らしむることとした。

千八百六十八年三月廿九日（三月六日）

兵庫

余謹で閣下に申す。京都にて諸閣下の願ふ所に從ふて、余ミットホルドを大阪

に留め、閣下より余に通信するの便宜ならしめん爲にせり、余按するにミット
ホルドは、閣下の爲に功あらん事、信然ならん。是閣下と親睦の交を盛んにせん
が爲に、双方に大益あり。
余此書に謹で誠意を宣ふるなり。

英公使 ハルリ・パークス

山 階 宮

三 條 大 納 言

東久世 前少將 諸閣下

宇 和 島 少 將

肥 前 侍 從

此の如くしてミットフォードは、パークスを代表して大阪に滞在することとなつた。

【五八】 英國公使参内餘聞 (二)

英使侮辱
問題

果然ミットフォードは、大阪に於てパークスを代表す可き問題に接觸した。そは
三枝翁、朱雀操の罪狀宣告文の冒頭に、入京被仰付云々の文字あるを見て、英國公
使を侮辱するものと認め、苦情を唱らしたるを以て、更らに其の文字を修正し、外
國事務局輔伊達宗城、同東久世通禱、同權輔鍋島直大より左の詔書を受取ること
となつた。

伊達東久
世の詔書

以手紙致啓上候。然ば於京都去る晦日(二月)参内之中途及暴行候三枝翁、朱雀操
斬罪に處し、梟首に及候罪狀之文意、公使を輕じ候場合に相成、必竟外國交際不
取馴とは乍申、第一日本政府の不行届より生候次第、別而失敬之至に候。就ては
別紙開港地え之布告書は、通行之儀、其儘差置候得共、入京被仰付候との云々迄
消除き、布告いたし置、爾來右様失敬之文意、屹度無之様可致候間、此節之儀は、御
海容可被下候。御出帆後相成候間、以書面、此段御詔申進度、如此御坐候。以上。

辰 三 月 九 日

五八 英國公使参内餘聞(二)

肥前侍従
宇和島少將
東久世前少將

英國公使代 ミットホルド閣下

餘儀なき
叩頭

此の如くパークスは、新政府に對して、寸毫の假籍するところなく、手緊しくやりつけた。然も新政府に於ては、只管ら其の感情を害せんことを慮れ、惴々乎として、平身叩頭、是れ助めたのは、當時一方に關東、東北を控へたる新政府としては、寔に餘儀なき仕合にして、寧ろ同情に値するものと云ふ可しだ。

更に伊達
東久世狀

而して其の翌日、伊達、東久世の兩人の名もて、更らに左の一書を送つた。

以手紙致啓上候。然ば貴國之公使参内之中途及暴行候三枝翁罪狀之儀、過日入御覽候紙面、今日市中へ普く相觸、尙町内會所毎に張紙いたし候様申渡置候間、此段爲御心得、如是御坐候以上。

三月十日

伊達少將

東久世少將

英國公使代 ミットホルド閣下

神戸長崎
觸出請求

然るにミットフォードに於ては、同日(四月二日)前記兩人に向け、左の如く神戸及長崎への觸出し方を請求した。

御尊簡拜讀仕候。然ば浪人三枝翁罪狀之義、今日市中へあまねく御張出し之趣、委細承知仕候。右之趣、書面に相認、公使へ差送可申候。然る處先日朝廷より公使へ御約束相成候には、長崎並に神戸へも御張出し之由に候得共、是等は如何に御坐候哉、爲念得貴意度、御報旁如此御坐候。早々以上。

三月十日

ミットホルド

東久世少將
伊達少將 閣下

同催促狀 而して尙ほ引き續き同人より三月十二日附(四月四日)にて、左の催促狀を與へてゐる。

以書簡致啓上候。然ば先般於京都政府より私國公使え御定約に相成候には、以來外國人へ對し、殺害並亂行等に可及と存候者之ため、早速新御法度御立被成候趣之處、既に十日餘に相成候得共、此義如何御坐候哉と、各國公使共、日々相待候に付、尙英國公使爲心得、右御法度之趣、何日頃御張出しに相成候哉、右之段御尊簡にて、私え御通達被下候様奉願候。以上。

三月十二日

ミットホールド

伊達 少將 閣下
東久世 前少將

當局當惑 此の一件に就ては、當局も随分當惑した様だ。當初は輕々に英國公使に約束したが、いざ實行となれば、それぞれ種々の當り障りが生じ來りて、容易に埒明かなかつた。

【五九】 對外人暴行と新政府 (一)

伊達東久世返事

英國公使パークス代理ミットホールドより、三月十二日(四月四日)付にて、突き込まれたる一件(參照五八)に就き、其の翌日外國事務局輔、伊達宗城、東久世通禮は、左の返書を送つた。

昨日御書翰被成下奉披閱候。然者先般於京都政府より貴國公使へ御定約に相成候に者、以來外國人へ對、殺害並亂行等に可及者之爲め、早速法度被相立候趣之處、既に十日餘にも相成候得共、此義如何哉。各國公使日々被相待候に付、貴國公使爲御心得、右法度何日頃張出しに相成候哉。書翰にて御通達申候様御紙面之趣致承知候。則今日五代才助を以、及御答候間、御聞取可被成候。并昨日返翰之趣も致承知、三枝翁罪狀之義、早速長崎、神戸へも張出之都合に取計申候。此段御報如此御坐候。以上。

三月十三日

伊達 少將

東久世 前少將

ミットホルド足下

遷延理由

此の如く遷延し、而して今更ら確答も出來ず、五代才助をして其の事情を曲盡せしむるに到れる所以は、何故であつた乎。其の内情に就ては、英、佛、蘭三公使戊辰京都參朝記聞に、左の如く記載してゐる。

頑固者横

十三日、昨日英國公使代理ミットホルドより、暴行嚴禁の新令揭示督促の書翰を來たすと雖、先是朝議未だ決定せざる事狀に依て、心ならずも因循す。其事狀たるや、大政維新未だ日あらず、慷慨の説を爲す頑固の徒、邊陲は勿論、畿内近國と雖、なしとすべからず。適く譬を取る時は、堺の事件裁許に際し、天下有志中と表書せし無名の封書を岩倉家に投じ、頻に寬典至當なりと、歎訴の旨趣を告ぐ。未だ人心斯の如し。其徒より今般の新令揭示を見る時は、外人の請に屈し、竟に此令を揭示せらるゝと見做し、又如何なる不虞の事變を醸成せんも知るべからず。是頑固の説に起ると雖、畢竟は萬國互に通交し、有無を相貿易して、國に利する地球一般の公法を知らず。一途に鎖國の舊習に執著し、彼を憎むの情を起

揭示猶豫の建議

すより、竟に不良の企を爲すに至れば、漸次外國交際の朝旨を示し、人心粗萬國の公法を知るの日に至り揭示せば、誰か不平の志を抱かん。因て已に編纂に著手する所の新律中に、外客に非禮暴行する者は、嚴科に處するの制法を載せ、以て天下に示すに於ては、永世不朽の規律を萬載に傳へ、人氣を鎮靜するの良法ならんか。然れば時機を斟酌し、暫く制榜に揭示する事を猶豫あるべしと建議する者ありて、廷議頓に決せず。然れども既に三公使（英、佛、蘭）に約する所あれば、今更其約に違ふ時は、彼必唾暗の苦情を主張し、違約を難じて、葛藤を生ぜん。事内外の別あり。一旦外に約して内の爲に破るは信義を外に失ふの基なりと、再び揭示の建議に及ぶと雖、可否未だ決せず。因循して今日に至るに、忽此の督促あり。然りとて事實を白地に彼に洩すべきならねば、事狀を參酌し、彼に遷延の次第、紙上に盡すべきならぬを以て、委細を友厚（五代才助）に含め、同人をして面談させしめ、只一通を略記し、松根内藏に齎し、夷嶋（大阪）なるミットホルドが旅舎に送致す。

五代才助の理由

此の如く廷議紛々、一方は外を慮り、他方は内を慮れ、内外の板挟みとなりて、容易

に決しなかつたものと察せらるゝ。

ミットフ
オールド
翁
後承諾

同日友厚(五代)前に云ふ通禧(東久世)が令を承けて、ミットホルドに會し、前に三公使(英、佛、蘭)在京中、各官と協議せし、外客に對し暴行する者處刑の新令揭示の一條、廷議未だ決せざる事狀にありて因循す。因て尙先日約定遅延すべきならず、詳細を縷述し、再び上申の旨趣あれば、不日施行の下令あるべし。請ふ其令の下るを待てと、言を盡して説明す。ミットホルド、友厚(五代)が説示、條理判然、事狀止むべからざるを察し、異議なく承諾す。

とある。要するに當時新政府草創の際、内外多事、其の機宜を料理する、決して容易の業ではなかつた。

【六〇】 對外人暴行と新政府(二)

榜示決定

新政府は既記の如く(參照五九)外人暴行者を嚴科に處する榜示の件に付、遷延決する能はなかつたが、遂ひに三月十四日に至りて、信を外人に失ふ可からずとの

説に決し、之を他の條文の一に加へて、榜示することとなつた。

十四日(慶應四年三月)先是外客に對し、暴行の者嚴刑の新令揭示の可否、區々の異論ありと雖、一日副總裁始各官彼に會して、約する所あれば、今更其約に背くは、信を外國に失ふの基なり。然れば因循して、再び彼より違約を難するに至らば、辨駁の方勿かるべし。幸に揭示改正の序に、此一榜を加へらるべしと、竟に彼が稟請に任せ、揭示すべきに決し、是日官令を下して、従前所掲の舊幕府制令の榜文を撤し、更に天朝に於て、改定せらるゝ所の新制、永世の定法三榜、及一時の揭示二榜、都合五條を揭示あり。(戊辰京都參朝記聞)

右旨趣外
使に報知

此の如く決したれば、伊達宗城、東久世通禧は、更らに左の一書をミットフオールドに與へて、其旨を報じた。

以手紙致啓上候。然ば先般於京師公使へ談判相成候外國人え對し、無禮暴行いたし候もの、刑法律一般之制札へ、相顯候様と之云々に付、昨日東久世前少將より、御咄申入置候趣有之候處、於京師刑法律相定候迄之間、張紙を以、市中町會所門前へ相顯置候様可致旨申來候に付、明日中可致布告候間、左様御納得被下、横

濱へも御通信可被下候。此旨爲可得御意如此御坐候。以上。

辰三月十四日

伊達少將
東久世少將

右返事

英國公使代 ミットホルド閣下

ミットフォードは、一昨日東久世前少將殿より御談判御坐候には、以來外國人え亂行に及び候者之律は、外法度相立候上にて、同時御布告相成候趣御承知いたし候間、則右之趣不取敢書面にて、横濱え差送候段、誠に残念奉存候。乍然尙取急ぎ御書簡之趣は、横濱表え通信仕、公使え承知可爲致候と答へ、其の廷議の變更の候忽なるに一言挟んでゐる。

外使容喙の効果

惟ふに外國公使等の凡有る問題に就て容喙するは、寔とに面白からぬことにし、て、動もすれば内政干涉の嫌さへ出來するの虞なしとせざるも、一面から考察すれば、彼等の存在と、其の言動とは、如何ばかり大なる刺戟となり、大なる拍車となり、推進力となつた乎、之れが爲めに、若しくは之を口實として、幾許の因循論は一

掃せられたる乎、乃ち彼等が新政府の足元に付け入りて、彼是我國の獨立國たる名譽と面目に關して、不都合を働きたるが如き看あつたことは、斷じて容赦す可きではなかつたが、然も他方から見れば、それが爲めに新政府は幾許の便宜を得たる乎、少くとも彼等は、新政府に對しては、藥石たるの効能を寄與したものと云はねばならぬ。

パルクスの逆縁的恩人

固より彼等の所説には有理もあれば、無理もあり、常識もあれば、非常識もあり、我儘もあれば、勝手もあり、我に對する好意よりも、彼等銘々の立場から、銘々の權益を主眼とし、時としては、彼等相互の嫉妬、猜疑、競争、悪感情の爲めに、故らに我國に向つて無理難題を持ち懸けたる場合もあつたかも知れない。何れにしても、新政府は、外國公使に於て、一個の彈正臺を見出したる趣きがあつた。就中英國公使パークスの如きは、其の巨魁と云はねばならぬ。されば彼れパークスは、宛も米國水師提督彼理に對する同様の意味もて、其の結果より見て、一種の逆縁的恩人と稱するも、未だ必らずしも大なる失當の言ではあるまい。

【六一】 新揭示の高札

榜示改訂

パークス等の刺戟は、遂ひに廟議をして、對外人暴行者を嚴科に處するの一條を榜示文に加へしむることとなつた。而して此れと同時に榜示文をも、従前のものを改正することとなつた。

諸國之高札是迄之分、一切取除けいたし、別紙之條々、改て揭示被仰付候。自然風雨のため、字章等塗滅候節は、速に調替可申事。

但、定三札は、永年揭示被仰付候。覺札之儀は、時々之御布令に付、追て取除之御沙汰可有之、尙御布令之儀有之候節は、覺札を以、揭示等被仰付候に付、速に相掲げ、偏境に至るまで、朝廷御沙汰筋之儀、拜承候様、可被相心得候事。

追て王政御一新後、揭示に相成候分は、定三札之後へ、當分揭示致置可申事。

三月

永年揭示の三札

而して所謂の永年揭示の三札は、左の通りである。

第一札

定

- 一 人たるもの、五倫之道を正しくすべき事。
- 一 鰥寡孤獨癡疾のものを憫むべき事。
- 一 人を殺し、家を焼き、財を盗む等之惡業あるまじき事。

慶應四年三月

太 政 官

第二札

定

何事によらず、よろしからざる事に大勢申合候を、ととうとなへ、ととうして、しいてねがひ事くわだつるを、ごうそといひ、あるひは申合、居町居村をたちのき候を、てうさんと申す。堅く御法度たり。若右類之儀これあらば、早々其筋の役所へ申出べし。御ほふび下さるべく事。

慶應四年三月

太 政 官

第一札は當然の事。第二札は徒黨、強訴、逃散を戒飭したるもの。而して其の事を訴へ出づるものには、褒賞を與ふ可しとのこと。

第三札

定

きりしたん邪宗門之儀は、堅く御制禁たり。若不審なるもの有之ば、其筋の役所へ申出づべし。御ほふび下さるべく事。

慶應四年三月

太政官

此の第三札は、やがて外交問題を惹起するに到つたことは、他の機會に於て記するであらう。

時々御
布令

要するに以上の三札は、何れも舊幕府以來の慣例を踏襲したるものにして、當時の新政府は、之を「永年揭示被仰付候」と告示してゐる。而して以下第四、第五の二札は、「時々之御布令に付、追て取除之御沙汰可有之」と理つてゐるものだ。

第四札

第四札

覺

今般王政御一新に付、朝廷之御條理を追ひ、外國御交際之儀被仰出、諸事於朝廷直ちに御取扱被爲成、萬國之公法を以、條約御履行被爲在候に付而者、全國

之人民、叡旨を奉戴し、心得違無之様被仰付候。自今以後、猥りに外國人を殺害し、或者不心得之所業等いたし候ものは、朝命に悖り、御國難を醸成し候而已ならず、一旦御交際被仰出候各國に對し、皇國之御威信も不_レ相立_レ次第、甚以不届至極之儀に付、其罪之輕重に隨ひ、士列之ものと雖も、削_レ士籍、至當之典刑に被處候條、銘々奉_レ朝命、猥りに暴行之所業無之様被仰出候事。

三月

太政官

乃ち此の一札が、パークス等入京参内の副産物として、出で來りたるもの。放火犯者が自から消防者と早換りしたる新政府の連中も、昨非今是の感に勝へなかつたであらう。(重出、五六參照)

第五札

第五札

覺

王政御一新に付ては、速に天下御平定、萬民安堵に至り、諸民其所を得候様、御煩慮被爲在候に付、此折柄天下浮浪之者有之候様にては、不_レ相濟_レ候。自然今日の形勢を窺ひ、猥りに士民ども、本國を脱走いたし候儀、堅く被差留_レ候。萬一脱

國之者有之、不埒之所業いたし候節は、主宰之者、落度たるべく候。尤此御時節に付、無上下皇國之御爲、又は主家の爲筋等存込、建言いたし候者は、言路を開き、公正之心を以、其旨趣を盡させ、依願太政官代へも可申出被仰出候事。但今後總て士奉公人は不及申、農商奉公人に至るまで相抱候節は、出處篤と相糺し可申、自然脱走之者相抱へ、不埒出來、御厄害に立至り候節は、其主人之落度たるべく候事。

三月

太政官

意外の題
り合せ

幕府は殆んど脱走人、即ち浪士の爲めに倒された。新政府の要人等は、總てとは云はぬが、其の中には浪人とか、脱藩士とか、少くなかつた。副總裁三條實美其人の如きも、正しく其の重なる一人に數ふ可き資格があつた。然るに今や此の如く天下に號令して、脱走を禁止するは、宛も酒客が禁酒令を勵行するが如く、是亦た意外の廻り合であらう。

【六一】 各國の局外中立 (一)

意外の局
外中立

純理から云へば、新政府は、天皇陛下の政府である。日本に於ける唯一無二の正統政府である。而して關東、東北は未だ平定せざるも、彼等は新政府に抗する叛徒に他ならない。されば諸外國は何れも新政府を日本政府と認め、此の政府に向つて、條約國たるの義務を、致す可きものだ。果して其通りであれば、今更ら、局外中立など、と水臭き態度を取る可き理由はなき筈だ。然るに彼等は何れも局外中立を宣した。幕府と親族交際をしたる佛國ならば、別段異しむに足らぬが、豫て薩長と懇親の間柄であり、蚤とに主權の存在所は、京都禁裡であることを認識したる英國さへも同様であつたのは、聊か意外とせねばならぬ。

従來朝廷
外交無關

然も從來の條約は、何れも幕府を對手としての條約だ。純理は兎もあれ、實在の日本政府とは、幕府のことであつた。而して外國公使との交渉一切は、幕府が之に當りて朝廷は直接には何の關係も無かつた。偶ま外交に就て朝旨が下ることあつたとしても、それは幕府に對してのこと。若しくは幕府を透してのこと。若しくは

重なる大名に對してのことであつた。されば外人と京都の朝廷とは、概して云へば、没交渉であつた。

外使一時
途方に迷ふ

然も慶應三年十月十四日將軍慶喜が大政返上以後も、外交だけは自から之に膺る旨を慶喜親しく大阪に於て列國公使等に告示したる程であつた。彼等外國公使等が、此際日本政權の存在所は、何處にある乎。將た誰を相手として、爾後は交渉す可き乎と、一時途方に迷うたのも、彼等の立場としては強ち意外の事ではなかつた。

されば新政府は、何よりも先づ外國公使等をして、新政府が、日本正統の政府であることを認識せしむることを、是れ急とした。大久保が此の一事に就て、焦慮したることも、必らずしも偶然ではなかつた。

幕府の局
外中立要
求

幕府側では、外交上の掛引では、新政府の先手を打つた。即ち慶應四年正月三日、酒井雅樂頭(忠博)、板倉伊賀守(勝靜)、松平豊前守(正實)、連署の書翰もて、各國公使に向け、

薩藩の士、國內の變革に乗じ、奸兇の擧に及ぶを以て、將に鎮壓の處置を加へん

各國公使
中立宣言

と欲す。嘗て其國と條約中に掲載する所の禁を犯し、貿易を爲し、軍器、兵器等都て日本政府の外、他人に賣渡すべからず。且つ開港場の外、船を寄する事を許さず等の諸箇條を嚴重に守るべしと、其の國臣民への布告を請求す。

此れが幕府から局外中立の要求を、外國公使に向つて爲したる嚆矢である。同時に各國公使は中立不偏を、在留臣民に向つて布令した。此の如くして新政府對舊幕府の間に各國公使等は介在して、局外中立を宣した。乃ち彼等は事實に於て、日本に兩政府あるを認識したるものと云はねばならぬ。

若し此際慶喜に戰意ありて、飽迄官軍に抗敵する決心あつたならば、彼の手は外國公使に向つて、更らに大いに伸ぶ可き便宜と、機會とがあつたに相違あるまい。但だ彼が一意恭順したるが爲めに、折角の便宜も、機會も、無用に歸したるは、新政府に取りては、無上の仕合であつた。

新政府
對外交
の始

各藩士 例へば薩長士 の公使若くは公使館員との交渉は、姑らく措き、新政府の代表者として、公然佛、英、蘭、米、伊、宇(普)公使と交渉を開始したるは、實に正月十五日、勅使東久世通禧が、徵士岩下方平、伊藤博文、寺島宗則、陸奥宗光を率ゐ、兵庫に於

ける會見を以て嚆矢とする。而して二十日に至りて、外國掛總督嘉彰二品親王の名を以て、今般天皇自ら條約被取結候に付ては、以來是迄之通之條約、總而遵守可致旨、蒙勅命候と通知し、更らに正月廿一日に到り、東久世通禧の名を以て、局外中立懇請の書翰を、各國公使に與へた。

以手紙致啓上候。然ば今般德川慶喜致反逆候に付、仁和寺二品親王へ征討將軍被命、征討相成居候。右に付貴國政府に於ては、何方にも偏頗無之筈に付、德川慶喜又は其命を承る大名之兵卒を運送し、又は武器、軍艦を輸入し、又は貴國の指揮官、兵卒を貸す之類、總而彼之兵力を助候儀有之間敷候間、此旨各國臣民へ御申達被下、其政府より御取締可被下候。此段御掛合申入候。以上。

辰正月廿一日

東久世前少將

各國公使各通

此の如く局外中立の件は、新政府より各國公使へ懇請したものだ。貴國政府に於ては、何方にも偏頗無之筈に付とは、新政府からの申分だ。何故に今ま一步を進め

新政府の
中立懇請の
書

て、新政府の地歩を占めなかつたであらう乎。當時の新政府としては、此れでも随分思ひ切りたる文句であつたかも知れない。

【六三】 各國の局外中立 (二)

東久世通禧の名を以て、正月廿一日、六國公使に局外中立を懇請したるや、正月廿五日、米國、和蘭、英國等の諸公使は、何れも局外中立の文書を布告した。

慶應四年戊辰正月廿五日

普 告

日本國中にて、御門陛下と大君（將軍）之間に、戦鬪の起れる趣公報ありしに因り、米國臣民等、偏頗なき中立を固守する法を設けん事を欲し、其民等に普告するは、軍艦或は兵糧、運送船を賣却し、或は貸貸し、兵器、彈藥を賣り、兵卒、兵士、軍務に關する書狀、又は兵士を運輸する等、都て戦争に關する事を、右對敵双方之孰れへにても務むるを、此戦鬪に乘じ志すの所業は萬國公法に基き、右中立の法

米使中立
宣言本文

を破るものとし、仇敵の所爲とすべし。
右双方之内、一方に奉職するものは、軍律に服従すべし。又中立を破る所之船並に其他運送を助くるものは、取押へ入牢（一に入官に作る）すべし。且右之法は、中立之人に屬する荷物迄押及ぼすべし。
右中立を破るものは、人、船共、米國政府之保護を失ひ、米國と日本間の條約にて許されある正理を失ふべし。

在日本米國のミニストル・レシデンツ

フアン・フアルケンボルク

千八百六十八年第二月十八日於兵庫

（皇曆明治元年戊辰正月廿五日也）

英使の公
告

而して和蘭公使も亦た同一案文を公布した。而して英國公使パークスは、同時に左の公告を發した。

公 告

下名の拙者、職務を以て當國に於て天皇陛下と大君之間に、戦端を開きたる事

を告げ、而て右双方の戦争に付、總て英國の臣民は、嚴密、公平なる局外中立を遵守すべき旨を告げんが爲、爰に日本在駐英國皇帝陛下の特命全權公使なる下名、總て英國皇帝陛下の臣民に、右双方の内、何れかに對して、戦争に加里、或は其一方の爲、或は其一方に對して、戦争せんが爲、或人を輔佐し、或は懲瀆する事を戒む。而して内外の戦争に於て、局外中立を固守せん爲に、議定ありし、英國の律法、即右に關係したる萬國公法に背犯せざらん事を要す。

禁止條項

下名爰に英國皇帝陛下の臣民に、告諭せんが爲、英國皇帝陛下「第三世ジョージ」の治世、第五十九年に決定ありて、通例「ホレイン、インリストメント、アクト」と名くる律法、即左之三章（略す）を爰に布告し、以て英國皇帝陛下の臣民に、總て下條の趣を命ず。即ち若人ありて、局外中立の權限、又は交戦の律例に關する萬國公法を違背する事あらば、譬へば、双方の内、何れかの軍籍に入り、或は双方の内、孰かに屬する船、或は之に雇はれたる船、若くは軍艦又は運送船の内に乗組み、或は自ら其役に雇はれ、或は他人をして爾く爲さしめ、或は爲さしめんとし、或は双方の内、何れかに由て、軍艦或は運送船として用ゐらるべき船舶、若くは軍

違犯者の
罰則

艦を戦備し、或は艦装し、或は双方の内、一方に士官、兵卒、信書、兵器、彈藥、兵糧等を運送し、其使用に供し、或は萬國公法、或は萬國輓近の律例に因て、戦時の禁制物と考定ある物品を運送する事等是なり。
總て此等の禁を犯せる英國臣民は、皆前件國律、或は萬國公法に由て、定立ある種々の罰則及び刑律を受くべき者にして、併て英國皇帝陛下の保護及び大不列顛國と、日本國との間に取結びたる條約中に掲る權利及び其特典を要するの權を失ふ者と爲すべし。

紀元一千八百六十八年第二月十八日、兵庫に於て手記す。

日本在駐英國皇帝陛下の特命全權公使

ハルリー・エス・パークス手記

此の如く局外中立は、新政府の懇請に基き、何れも各國公使が其の自國の臣民に布告したるものにして、其の結果は新政府に取りては、斂蛇となり、自繩自縛となり、此れが爲めに新政府の軍務其他の國務に就て、幾許の面倒や、支障を生じたるは、やがて事實が之を教訓することとなつた。

【六四】 各國の局外中立 (三)

將來の害
となる

元來日本國內に、二個の政府相ひ對立し、相ひ戦争するに際しては、第三者が局外中立を宣するは、當然の事だ。然も正統なる政府が叛徒を討伐するに際し、局外中立を宣す可き理由なく、然も其の理由なき事を、正統なる政府から、自から第三國の代表者等に向て、之を懇請すると云ふが如きは、如何にも條理の一貫しない事柄である。但だ當時の新政府は、各國公使が、舊幕府に加擔せんことを慮れ、其の心配の餘り、局外中立を懇請したるものだ。それが新政府に取りて、爾來少からざる妨げを來たしたることには、氣付かなかつたであらう。或は氣付いても、之を顧みるに遑なかつたのであらう。

幕府外使
を利用せ
ず

されば舊幕府に於て、若し新政府が外交に不慣れを惡用して、第三者を強ひて、我が味方に引き附けんとしたらんに、其の方便も決して缺乏せず、其の機會も希有ではなかつたであらう。然も徳川慶喜は恭順一方にして、却て各國公使の中立布告文中の、御門陛下と大君之間に戦争云々の文句に對して、抗議を申込んだる

程であつた。二月五日付にて、神奈川奉行水野若狹守、依田伊勢守の名によりて、慶喜に左の如き申立をしてゐる。

神奈川奉行の申立

武器買差留方、各國公使より觸出之文面、新聞紙に布告有之、右は昨四日（慶應四年二月）申上候通にて、委細御承知被爲、在候儀と奉存候、然處右觸書之初に、日本國中にて、御門陛下と、大君之間に、戰鬪起れる趣、公報ありしにより云々有之、左候ては、上様（慶喜を斥す）御事、今上へ被爲對、御戰鬪相成候様に相聞、兼て被仰出候御謹慎御恭順之御趣意と反し候而已ならず、君臣之御名分難、相立哉に奉存候次第にて、不都合至極之文意と奉存候。

斯る文句は新政府より發す可きに、却て徳川氏側より發したるを見れば、如何に慶喜其人の恭順が其の舊幕府の吏僚にも徹底したるかゞ判知る。

公示取消請求

勿論、右は京都より各國公使へ達振前書之通故、右を證に致し、相觸候儀にも可有之候へ共、先入は主となるの理にて、始終彼に讒せられ候一端とも奉存候間、右文意は速に公使へ御懸合之上、御打消相成候方と奉存候、尤私共より新聞紙局へ及掛合候得共、同局之儀は、公用之文字を其儘植付候迄、故添刪可致權無之

筋に付、其儘差置候儀に御座候、依之此段申上置候、以上。

二月五日

水野若狹守
依田伊勢守

如何に徳川方が、外國の勢力を、悪用せざりしかは、之を見ても分明だ、此の一點は特筆に値ひする。

木梨英使と談判

三月十三日、大總督宮先鋒參謀木梨精一郎、横濱に於て英國公使と面晤、數件を談判す、其略、精一郎海陸軍大總督宮よりの命に因て、談判の爲め來たりしを云ふ、公使兼て然る布達なく、更に心得ず、最前上京の刻、追討の説を聞のみ、因て自國軍艦を以て、外國事務局へ書信に及べり、精一郎又云、國政一新、兵庫は既に朝廷より官員出張し、裁判すと雖も、當地は舊を存して依然たり、必ず不日天朝より鎮撫の當官出張すべけれども、當分當國六浦の領主丹後守米倉昌言に當地の警衛を命られ、其餘の官吏は、其儘に存すと、公使承知し、官員の出張迅速ならん事を冀望す、當港の形勢、何となく混雜にて、交易も太く衰ふ、是皇國の御爲ならず、因て取敢ず自國の兵隊二大隊、佛國一大隊出張すといへども、丹後守出

外人散步
形控要求

張あらば、早々引拂すべしと云ふ。精一郎又云ふ、先鋒の兵隊神奈川、川崎を行軍す。若各國人と紛紜等ありては以の外也。萬事用捨に預り度、其旨各國へも傳達を依頼すと演ぶ。公使云ふ、平日は遊行少也。但散步するは日曜日而已。既に昨日日曜日なりしかば、散歩の者も少かるべけれども、尙是より遊行を止むべし。左之右之帶力人には困究す。精一郎又公使に對し、慶喜若佛國へ應援を請ば、佛國如何の應對あらんや。公使云ふ、西洋の諸洲不條理は承允する事なし。其は心配無用也と。精一郎推返し、慶喜進退迫り、洋行せば、英國に於ては如何引受られんや否。公使云ふ、本國に來り依頼せば、容るすべし。是は萬國公法也と。應接此談迄に日已に晚んとす。因て辭別歸陣す。(明治戊辰局外中立願末)

英使中立
保證

此の應接は、應接の全體にあらざる可きは、既掲の木梨、渡邊對パークスの問答、及び木梨の懷舊談等を見ても分明だ。パークス等は、兎も角も表面に於ては、局外中立を確守してゐた。(參照六八冊、六五―七〇、及び八二―八八、及び九二)

第十章 公議政體論の由來

【六五】 宮廷改革、君德養成

新政府の
急務

新政府刻下の急務は、第一關東平定である。第二外國交際の整調である。第三君德の養成である。第四國是を一定し、新政府の政綱を中外に宣揚することである。少くとも此の四個條は、當時の新政府の創立者、岩倉、西郷、大久保、木戸其他等の胸底に動いた問題であらう。

君德養成
に焦慮

東征の任には、有栖川總督宮を奉じて、西郷専ら其任に當つた。外交に就ては、當時の新知識、及び從來外人と交渉あつた人々が、其局に當つたが、其の大方針は、主として岩倉、大久保等によりて指定せられた。而して君德の養成に就ては、何れも重要問題として、彼等は孝明天皇崩御以來、明治天皇の御踐祚以來、公然たる評定に上さざる迄も、國家の前途を考慮する人々は、蚤とに其事に焦心禁じ難きものがあつた。

新政府創立者の志

新政府創立者の言動を、精細に吟味すれば、往々目的の爲めに、手段を擇ばざるが如き點が無いでも無かつた。單に其一點に就て判断すれば、彼等も亦た覇者の政に従うものゝ如くであつた。然も彼等が當初から君徳養成を以て、其の新政府創立以來の第一義としたるを見れば、彼等の志は、眞に皇道政治を樹立するに存したるを知るに餘りあらむ。

政治眞諦の認識

主上の浪華御親征、五箇條御誓文の御發布の如き、何れも新政府の存在の理由を明快にし、國是を天下に昭明する所以であつたが、亦た一面から考察すれば、是れ畢竟人君の天職を、主上が御自覺あらせられ、而して君徳を養成する所以に他ならなかつたのだ。所謂彼等は宮中府中、共に一體であり、政治の眞諦は、主として人君をして、其の君徳を養ひ、且つ行はせ給うにあるを認識したるに由る。今ま大久保一藏の、宮廷改革に關する意見書を見れば、這般の消息を覗うに足るものがある。

大久保宮廷改革意見書

- 一 表之御坐被設、巳刻より申刻迄出御、萬機を被聞食候事。
- 但表之御坐え女房出入嚴禁せられ候事。

改正すべき第一點

從來の宮廷は、女房政治であつた。一切の外間との交渉、文書等も、女房の手を經由し、その爲めに新政府創立以來も、其の容喙に因却したることが、一再では無かつた。孝明天皇の御宇に於て、岩倉具視や中川宮(久通宮朝彦親王)の手は、屢ば此の女房の機關を透して動いた。而して今日となりては、岩倉其人の如きも此の因襲的存在には、閉口もし、當惑もしたであらう。而して皇政一新に際して、先づ第一に改正す可きは、此の一點であつた。大久保が朝政を女房の手より切り離す可く建言したるは、實に此に存す。乃ち從來は内廷に在らせられたる皇上に、新たに表の御坐を設け、女房等は一切此處に出入せしめず、午前十時(巳刻)より午後四時(申刻)迄出御ありて、萬機を聞き食されたしとのことだ。

毎日出御の事

- 一 巳刻出御、毎日總裁以下、議定、參與御目見被仰付候事。
- 但 御例刻内といへども、依思食御引入之事もあるべし。

此の如く朝廷を女房政治より切り離すが、宮中、府中共に一體たる所以であると信じた。

侍讀を置く事

- 一 侍讀を被置候事。

但 名卿賢侯之内、宇内之形勢にも通達之御方御撰用、出御中は勿論、常に御左右咫尺にて、御徳器御涵養、時務御裕開被遊候様、可勉勵。此れが他日元田永孚などが侍講として、至尊に咫尺するに到りたる淵原を爲したるものであらう。

一 御馬術之事。

一 調練叡覽之事。

但 式日被相定候事。

一 制度、規則大に名實を被正候事。

但 八局分課之次第或は官武無差別之實相行はれ候事。

右 行幸を一機會として、斷然御施行被爲在候様奉願候事。

此れは彼が建議に基づく主上浪華行幸以前に、此丈の事は御斷行願ひたしとのことだ。八局とは總裁、神祇、内國、外國、軍防、會計、刑法、制度を云ふ。

【六六】 五箇條御誓文の前觸

中興國是の宣揚

所謂る五箇條御誓文に就ては、或は之を以て單に我國立憲政治の起源であり、公議政體の第一歩であるが如く見做さるゝが、未だ必らずしも決して然らずだ。別言すれば五箇條御誓文は、明治中興の國是を宣揚し、國民に向ひ、世界に向て、其の歸趣を明示したるものにして、其の意義は極めて宏遠である。故に之を以て日本が歐米の議會政治を模倣せんが爲めの告白であるかの如く考察するものは、唯だ其の一斑を見て、全豹を忘却したるものと云はねばならぬ。

御誓文先容の詔勅

五箇條御誓文は、決して藪から棒に出来したるものではない。乃ち二月二十八日天皇陛下には便殿に出御し、在京の諸侯を召見あらせられ、左の詔諭を下し、宴を別殿に賜うた。而してそれが五箇條御誓文の先容を爲すものと認めねばならぬ。

二月二十八日 天皇陛下親しく列侯を玉座近く被爲召、詔曰。朕夙に天位を紹ぎ、今日天下一新の運に膺り、文武一途公議を親裁す。國威之立、不立、蒼生之安、不安は、朕が天職を盡、不盡に在れば、日夜不安寢食、甚心思を勞す。

朕不肖と雖も、列聖之餘業、先帝之遺意を繼述し、内は列藩萬姓を撫安し、外は國威を海外に耀さん事を欲す。然るに徳川慶喜不軌を謀り、天下解體、遂及騷擾、萬民塗炭之苦に陥んとす。故朕不得已、斷然親征之議を決せり。且已に布告せし通り、外國交際も有之上は、將來之處置尤重大に付、天下萬姓之爲に於ては、萬里之波濤を凌ぎ、身を以艱苦に當り、誓て國威を海外に振張し、祖宗先帝之神靈に對んと欲す。汝列藩、朕が不逮を佐け、同心協力、各其分を盡し、奮て國家の爲に努力せよ。

全國民奉
戴すべき
聖旨

此れは在京都列藩の諸侯に賜はりし詔なれども、之を廣義に解すれば、國民全體が奉戴す可き聖旨に外ならない。蓋し、天下萬姓之爲に於ては、萬里之波濤を凌ぎ、身を以艱苦に當り、誓て國威を海外に振張し、祖宗先帝之神靈に對んと欲すとの一節は、恰も皇政維新其物の抱負を、御明示あらせられたものと云ふも、決して過言ではあるまい。

中興の眞
諦

惟うに明治中興の眞諦は、何よりも先づ舊殻を打破して、舊日本に新天地を開拓するにあつた。之を局部に就て觀察すれば、幕府の舊制を、其儘襲用したることも

あれば、之を奪胎換骨して、新たに應用したるものもある。然も其の氣分に至りては、一切打破であり、全部變革であつた。即ち大なる建設の前提としては、大なる破壊が必要である。而して大なる破壊を爲すには、大なる氣魄が必要である。明治中興に何よりも大切なるは、大なる氣魄であつた。而して其の氣魄が、最も全面的に露呈せられたるものが、五箇條御誓文、及び之に附屬する詔書であり、其の前觸れとも云ふ可きものが、此の二月廿八日の詔勅である。

氣魄動い
ず活氣生

如何なる政治も、法度無くして行はる可きものではない。されど又た法度のみに行はる可きものでもない。而して何れが先であるかと云へば、力は先であり、法度は後である。法度あるも、力なければ、法度は徒法である。然も法度なきも力あれば、其の法度は之を作製するに決して差支ない。乃ち明治中興の政治は、大なる力——即ち大なる氣魄——先づ動いて、而して後法度之に伴ひ來つた。

【六七】 公議政體と評定政治

衆議の傳 公議輿論に重きを措くことは、日本傳統の政治要綱の重なる一である。八百萬神の神集ひに集ひ玉ひ、神議りに議り玉ひしことは、我國最古の文學が之を語りてゐる。

聖德太子十七條憲法にも、大事は獨り斷すべからず、必らず衆と論ず可しとある。鎌倉幕府に於ても、政治は決して獨斷專決を須ひず、それぞれ評定衆の評議によりて決してゐた。室町時代に於ても、亦然り。特に徳川幕府の政治の如きも、亦た一種の評定政治であつた。上に閣老あり、參政あり、下に三奉行あり、大監察あり、監察あり、其の仕組は、寧ろ繁文、攝禮に過ぎたる程、獨斷專決に對して、豫防をしてゐた。所謂の西洋流の議會の仕組は無かつたにせよ、我國には我國固有の評定、諮問の機關及び慣例は、相應に具備してゐた。而してその爲めに國家多事の際には、却て小田原評定となり、評定倒れとなり、其の爲めに當機即決の妙用を缺き、而して互ひに責任を取るものなく、何れも御多分に漏れざる、責任推諉の姿となり、遂ひに國家の大事を誤るに到りたるの事例は、幕末に於て尤も著明であつた。

寄合政治

されば我が國民に取りては、寄合相談、寄合政治は、決して珍奇の事ではなかつた。

衆議の缺

と代議政

治 而して所謂の西洋流の議會政治なるものも、要するにそれが一層擴大せられ、一層規則立てられたるものなれば、それを我國に取り入るゝことも、決して不思議ではなかつた。恐らくは如何なる攘夷家も、此れが神代以來の仕組であると申したらんには、異議も、異存も出で來る可き様は無かつた。

舊制新事
體に應ぜ

幕府從來の制度では、到底癸丑、甲寅以來の新時態に應ずる能はざるは、當時の執政者中の最も賢明なる阿部伊勢守などは、蚤とに看破したるところであつた。されば彼は上は之を朝廷に奏上し、中は之を諸侯に申達し、下は之を一般國民に諮問した。

公議政體
の開拓者

或は之を彼が自から責任を取ることを取てせずして、云はゞ責任迴避の爲めに、斯く舊例を破りて、新例を發きたりと云ふ者あるも、未だ必らずしも然らず、阿部伊勢守は、此れが新時態に處する最善の方法と信じたものであらう。而して一たび其の源頭を發けば、必らず其の行く可きところに行かざれば已まない。されば一方に於ては、開國の先登者は阿部伊勢守であると云ひ得ると同時に、公議政體の開拓者も、亦た阿部伊勢守であると云ひ得ないこともあるまい。理りて措くが、

井伊の大勢運行

阿部正弘自身が固より當初からそれを意識してゐる筈はなく、彼は唯だ手から口に、其の必要に迫られて、斯くは施爲したるものであらう。斯る次第で、幕府の末期に於ては、既に政體變更の已む可からざるは、幕府自身が最初に之を認め、固より秩序正しき推理と、完全なる計企の下に然かしたものではなかつたが、其の實務上の必要に迫られて、然かせざるを得なかつた。其間に偶ま井伊直弼の如き者ありて、一度舊制の打破を手初めたるものを、更らに幕府の舊制に復せんと、反動政治を行はんとしたるも、如何に彼が大老の位置を以てしても、如何に彼が譜代に冠たる三十五萬石の封地を以てしても、如何に彼が後宮に援引者あり、京都に同腹者あり、智僚、策客其の下に奔走したるも、遂ひに失敗に歸したるは、大勢の趨くところ、到底如何ともす可からざるものあつた爲めと云はねばならぬ。井伊且つ然り、況んや井伊たらざるものをやだ。

幕末政治の無目標

要するに幕府自身も、井伊以來は、其日暮らしにて、自から其の到達す可き目標に當惑した。云はば井伊は一度漕ぎ出した港に還らんとしたが、遂ひに自から沈溺した。爾後の幕府の執政者は、只だ風の吹くまゝ、潮の流るゝまま、其船は宛も一個の漂流船同様の姿であつた。かけ留めむ千曳の碇つなをなみ、漂ふ船の行衛知らずもとは、勝海舟の詠であるが、如何にも幕府の末期は、漂ふ船の行衛知らずもであつた。

【六八】 幕府延命策としての公議政體

政體變革の意見の出所

政體變革の意見、別言すれば公議政體を樹立するの意見は、朝廷側よりも、寧ろ幕府側から、勤皇黨からよりも、寧ろ佐幕黨から、倒幕派からよりも、寧ろ公武合體派から出で來つたことは、特に注意す可き一現象であらう。

其理由

其の理由は、勤皇黨は、舊幕府を倒し、天皇親政の古に復すると云ふから、其の復古が、實際政治に即して、果して如何なる程度まで施行せらる可き乎は、姑らく措き、自から由る所が無いでも無かつた。而して當面の問題は、幕府破壊が彼等の事業なれば、後の事は、兎も角も、舊屋を打壊して、其の新たなる地盤を作るだけの仕事、が眼の前に控へてゐた。

佐幕派の
前途打開

之に反して佐幕府側では、幕府を潰すことは出来ず、さりとてその儘維持することとは、猶更ら出来ず。されば彼等は何とか此處一番工夫を必須とした。而してそれが則ち公議政體の樹立である。公議政體の樹立として、事は新たなる様であるが、其實は阿部伊勢守が、其端を發きたるものを、之を秩序立て、規則立て、之を注文にし、之を條例にし、之を制度となす迄のことに過ぎないのだ。別言すれば彼等は幕府の前途が、全く塞りてゐるのに、只だ此處に打開の途を發見したのだ。されば天下の爲めも勿論であるが、差寄りには、幕府の爲めに、此の一方便を見出したのだ。

幕府所論
一到著點の

幕府側にも、大久保越中守(忠實、一着)の如き、最も公平なる公武合體論者もある。又た小栗上野介(忠順)の如き、最も幕府に忠節を盡さんとする三河武士の傳統的精神を多量に所持する者もある。されど彼等の出發點は、必らずしも同一ならざるも、其の到著點は、恐らくは公議政體の設立に一致したてであるまい乎と察せらる。彼等の議院なるものは、歐米一般の議會制度通りに上下兩院とし、其の上院には諸侯を、其の下院には一般士民をとのつもりであり、而して幕府は諸侯中の最大長者として、宛も普魯西が、獨逸聯邦に於て、自から覇主の地位を占めたる如

幕府郡縣
論者の眞意

くせんとの企であつたと察せらる可き理由がある。或は彼等の中には、佛國から金と軍艦とを借用し、其力を假りて諸強藩の幕命に抗するものを討伐し、郡縣制度を施き、而して後幕政の更新を圖らんとしたる者もあつたと云ふが、然もそれは恐らくは日本を擧げて封建制度を全廢すると云ふが如き意氣込は無く、只だ幕命に抗する者を處分すると云ふに過ぎなかつたであらう。

公議論者
多くは幕府中心

何れにしても公議政體の創立を企圖したる者の中には、日本中心よりも、寧ろ幕府中心の者が少くなかつた。乃ち日本を中心として考慮したる者と雖も、恐らくは幕府を無視する者は無かつた。否な無視せざるのみならず、寧ろ幕府の爲めに、活路を開かんとする、幕府に對する好意の持主であつた。

武力派新
政體に無
關心

當時の武力解決派は、唯だ當面の問題を解決するに急であつた。彼等は如何にして幕府を倒す可き乎、之を倒すには武力の必要であることは、申す迄もない。されば如何にして其の武力を使用す可き乎、寧ろ其事に急にして、公議政體などを樹立せんとするが如き餘力もなければ、餘裕も無かつた。

土佐公議
當然論の

斯る次第なれば、新政府の樹立以前に、公議政體論が、薩長人士より提唱せらる可き必要もなければ、理由もなかつた。而してそれは朝廷と幕府と、勤皇と佐幕との板挟みとなりたる土佐が、幕府を救ひ、兼て自から救ふ可く、此の公議政體論を提げ來りて、天下に呼號したるは、土佐の立場から考察すれば、寧ろ當然過ぎるほど當然であつた。而して如何に薩長では、さる生温るい議論には、中心慥ばなかつたにせよ、公然とそれに反對す可き理由は無かつたから、餘儀なく之に同意したのだ。然り、餘儀なく同意したのだ。

【六九】 公議輿論の大勢

慶喜返上
論を喜ぶ

土佐が大政返上論を提唱したる動機は、徳川慶喜が、之を欣然聽納したる動機であつた。土佐も勤皇と佐幕の板挟みとなつた。徳川慶喜も亦た其志は勤皇にありて、其身は幕府の主宰であり、其の進退に窮した。されば彼が二條城にて大政返上論の建言に接するや、正しく渡りに舟であつた。

慶喜聽納
の理由

抑も土佐の代表者たる後藤象二郎等は、如何なる理由をもて、大政返上論を、慶喜の面前に於て陳述したる乎。それは吟味するだけが野暮である。つまり上下兩院を設け、下院は士民の俊秀より選抜し、上院は公卿、大名よりして成り、而して其の議長には、將軍慶喜を推戴するてふ譯合だ。されば慶喜は如何に大政を返上しても、如何に將軍職を辭職しても、只だ其名を失ふまでにして、其實に於ては、更らに一毛も損する所なきのみならず、寧ろ従前の責任は、之を朝廷に歸し、其の權利は依然持續する次第なれば、慶喜其人に取りては、政權奉還の美名を取りて、幕政行詰り打開の方便を施し、然も天下に於ける實力實權は、依然として保存する所いなれば、一石二鳥と云はんよりは、一石三鳥とも云ふ可き仕合であつたから、彼が一議にも及ばず、即時即刻に之を嘉納したるは、決して不思議ではない。

朝廷の思
惑

同時に朝廷側に於ては、此の大政返上に就て、大願成就、前歌後舞である可きに拘らず、却て之を意外の出來事と見做し、慶喜に向て、或は前大臣の官を辭す可しと云ひ、或は其の土地を上納す可しと云ひ、彌が上にもつけ乗りて、慶喜を迫害せんとしたる趣を呈したるは、徒らに大政返上、將軍職辭任のみでは、實際問題として

土佐派成
功また失
敗

は、朝廷に於て、何等得る所なきを看破したからであつた。要するに當時の武力解決派、即ち根本的改革派に於ては、論理上の行き掛りで、土佐の公議政體論に、微温ながらも賛成し、若しくは強ひて異論を唱へなかつたに拘らず、此儘に推移すれば、土佐に一杯喰はせらるゝ結果となり、彼等が懷抱する皇政一新の大改革は、中途にて沮廢す可きを豫想し、更らに其裏を搔く可く、斯くは慶喜に向つて、無理とも、苛刻とも見ゆる注文をつけたのであつた。而して其の結果は、案の如く土佐派が名に於て成功し、實に於て失敗し、遂ひに慶應三年十二月九日、大號令の渙發となり、一轉して鳥羽、伏見の役となりて、武力解決派注文通りの形勢は出で來つた。

武力派の
逆戻り

されど武力解決派も、一たび徳川慶喜を、逆賊、謀反人の立場に追薄したる以後に於て、彼等には如何なる成案かある。彼等は皇政復古に就ては、其の大方針が確立してゐる。されど政治は大方針のみでは施行は出來ない。如何なる方法によりて、其の大方針は實踐せらる可き乎、此に於て彼等も餘儀なく、土佐流の公議政體に逆戻りせざるを得なかつた。但だ土佐論は、表面慶喜を包容し、裏面は寧ろ慶喜を

公議は天
下の大勢

中心としての公議政體であつたが、之に反し、新政府に於ては、慶喜を除外し、朝廷を中心としての公議政體であつた。

要するに總裁、議定、上下參與、徵士、貢士の制、各局の分科等、概ね皆な公議政體を基本として制定せられたるものにして、土佐派の意見は、其の方式を變更して、更らに新政府に採用せらるゝこととなつたと云はねばならぬ。然も此れは只だ土佐派によりて代表せらるゝが、決して土佐派に限りたる意見ではなかつた。舊幕府をして、存在せしむるに必要なる新衣服は、更らに新政府をして、存在するに必要なる新衣服とならしめた。其の實行の手段及び方式に於ては、幾多の相違あるも、其の精神は、一に公議政體、即ち輿論政治を採用せねばならぬこととなつた。

維新の精
神

新政府の當局者が、之を好むにせよ、之を好まざるにせよ、皇政維新の精神は、天下と與に天下の政治を行はんとするに存したれば、今更ら如何に薩長が改革の勸進元であつたりとて、薩長人士のみにて私す可きものではなかつた。公議輿論は天下の大勢であつた。それには何人も叩頭せざるを得なかつた。

第十一章 五箇條御誓文の由来

【七〇】 五箇條御誓文草案前記

天人を假
りて斯言
を做さし
む

抑も五箇條御誓文は、由利公正（三四八郎）之を草創し、福岡孝弟（藤次）之を潤色し、木戸孝允（華一郎）之を大成したるものにして、彼等が之に干與したる各個の動機は、恐らくは必らずしも同一では無かつたであらう。然も其の結果は、明治維新、中興の大精神、大規模、大政綱は、擧げて這裡にありと云ふ可き大國是を打出したものは、産出者よりも、産出せられたものが、より偉大であつたと云はねばならぬ。云ひ換ふれば、天が人を假りて、斯言を做さしめたるものと云ふも失當ではあるまい。先づ第一に由利其人が、何故に之を草創したる乎に就て、當人の語る所を聞かんに曰く、

由利の財
政策

七日夜（慶應四年正月）徳川慶喜の官位は、總て剝奪せられ、續いて有栖川宮に、東征總督を命ぜられた。就ては御親征の名分を、天下に御布告あるべく、且又會計

の基礎御決定ありたしとの事で、參與大久保、廣澤、後藤、福岡、岩下と予とは、岩倉公の出席を請うて、大に評議した。されど戦争は突然に起つて（正月三日の晩、豊前の見えぬ事故、誰とて今後の方針を持つて居ない。兎や角と頻りに論ずる内、廣澤は予に向ひ、是非共金子二十萬兩を用意すべしと云ふ。予曰く、些少の金を用意しても、大事を爲すに足らぬ。若し大計を定めずして、事苟且に出れば、必ず大事を誤る。少くとも基金三百萬兩用意ありたしと、廣澤曰く、時勢此の如く、大金は出来ざるべしと、予曰く、大金出来ざれば、事を止むるとならば、いざ知らず、必ず斯業を遂げんとならば、爰に一策ありとて、始めて參與の列席にて、金札發行の經綸策を述べた。即ち今日國家の疲弊は朝廷のみでなく、諸藩皆さうである。今天下の民三千萬金を納めて、維新の大業を翼賛し奉れば、三千萬の民が皆融通を缺く。それ故金札を以て、之を補ひ、十三ヶ年を以て返納せしめ、此間に勞力を以て、富國の源を起さしめ、一舉して仁政の基を開く時は、兩つながら全きを得ん。願くは此議に決定ありたしと言つたが、群議沸騰、深更に至るも決せず、先づ會計基金三百萬兩を調達しようとの事なり。（參照六七册、九〇―九四）

由利は其の福井に於て幽囚中、大號令渙發以前、坂本龍馬の來訪に接し、豫て國家財用の事には、打合せ置きたることあれば、彼としては寧ろ、待つて居りましたと云はぬ計りに、所謂其の經綸策を吐露して、一坐の人々を驚かしたものであらう。

三百萬兩
調達内定

予重ねて曰く、融通の途を與へずして、基金のみを調達せよとならば、これから皆覺悟して呉れなければ困る。予一人で出来るものでない。是丈の金額を調べ得ざれば、予は死する覺悟なれば、命掛けて遣るのだと。是に於てか、皆本氣になつて、彌よ基金三百萬兩調達の事は内決した。

國是決定
申出

此の基金調達と聯關して、愈よ五箇條御誓文の草案は出來た、その次第は左の如し。

借名分大方針の事に就きて、予曰く、忽卒に戦争が始つたといふので、唯戰場に駆付ける計りではならぬ、第一に天下の方針を定めるにあらずば、朝廷は御謀反なさる歟、御征伐なさる歟、誰にも分らぬ。屹度方針を御示しにならねばならぬと言ひ出したが、岩倉公も即答に窮し、參與連も默然たりで、夜も將に明けん

とする頃、又明日の詮議といふ事で、各退席した。

此れが五箇條御誓文の草案せらるる前記である。而して此れから愈よ草案其物の由來記となる。

【七一】 五箇條御誓文の由來

由利起草

由利は更らに、前話に引き續きて、左の如く語つてゐる。(參照七〇)

何も突然に起つた事なれば、誰とて方針の有様は無く、只岩倉公へお迫り致し、曉に至るも決せず、無據其儘にして席を別れたが、途中も心安からず、フト思ひ付いたは、岩倉公へお迫り申たものゝ、萬一吾に方針を命ぜられたならば、如何答ふるぞと考へ、岡崎屋敷の小舎へ歸り、石筆(鉛筆)を執り、時事の大體を案じて、鼻紙に認めたは五ヶ條なり。それこれする内、再び出勤すべき時刻に成り、寢る間もなく、茶漬を喰ひ、村田氏壽(已三郎)に書面を見せ、眠き目で書いた事なれば、讀でくれと言つたら、村田は一言のいふべきなしと大に感じて、夫より老公(松

福岡に相

不慶水)の御機嫌を伺ひ、當八日は假太政官移轉の日であり、吾御用掛なれば、諸向の手配萬端多事なる故、早朝に出動したり。それこれ差圖をして居る内、毛受鹿(毛受鹿之助)が出動したから、彼五ヶ條を取出し、假名達も無きかと尋ねたが、相違無しとの事に付、懐に入れた。暫すると參與福岡藤次(幸重)を見掛け、前夜の語を繼ぎて相談した。同氏大に賞賛せられた故、清書を同氏に頼み、岩倉公に獻議する事に致した。借之を御所迄持参しようと思つたが、如何にも多事、手放しがたく、七つ過(午後四時)にも成つた故、東久世卿が御所へ行かれるのに托し、岩倉公に獻する事とした。其後議定、參與の評議もあつたなれども、當時會計御用多事で、評議に加はらなんだが、必ず制度掛で福岡が盡力された事と思ふ。如上の談話は、假令其の細目に於ては、後日譚なれば、或は記憶の間違あつたとしても、大體に於て實話として受取ることが出来るものと信ぜらるゝ。

由利起草の原稿

扱も由利其人の所謂る石筆(鉛筆)にて、鼻紙に起草したと云ふ原稿は、今や由利家に傳はらざるも、毛筆もて巻紙に認めたるものは、尙ほ保存せられてゐる。それによれば、

議事之體大意

- 一 庶民志を遂げ、人心をして倦まざらしむるを欲す。
- 一 士民心を一にし、盛に經綸を行ふを要す。
- 一 知識を世界に求め、廣く皇基を振起すべし。
- 一 貢士期限を以て、賢才に讓るべし。
- 一 萬機公論に決し、私に論ずるなかれ。

此れが原稿其儘のものである。而して其の末尾には、諸侯會盟之御趣意、右等之筋に可被仰出哉。と追記してゐる。

是れほど明白の證據あるからには、由利公正其人が、五箇條御誓文の草創者たることは、斷じて争ふ可からざる事實である。而して由利の之を起草した動機は、前に掲げたる(参照七〇)彼の談話の通りであると見て、差支あるまい。然も更らに一步を進めて、其の思想の根本、即ち根本思想に到れば、それが彼の師友である横井小楠の思想に淵原する所あるを、兩人の干係を知るものは、何人も

其思想の根元

横井由利
關係

之を否定することは出来まい。固より當時横井は尙ほ肥後沼山津に閑居し、微命を拜して、未だ出京せざる以前なれば、豫じめ此事に就て、意見を交換する機會はなかつた。然も彼等兩人は、互ひに治國平天下の經綸に就て、多年相ひ語るところがあつた。横井は松平春嶽の賓師であるばかりでなく、越前人士は概ね皆な彼によりて示導し、啓發せられた。彼れ由利公正(三回八郎)は、自から居る太だ高く、自から信する甚だ篤く、一面から云へば、容易に他に敬服するが如き漢ではなかつたが、單り横井其人に對しては、假令悉く敬服せざるまでも、恭しく長者として、其誨を受くるに各かならなかつた。これ、彼を知る者の皆な知る所にして、若し彼が感化を受けたるものありとせば、恐らくは何人よりも、横井より受けたるものが多かつたであらう。

【七二】 由利公正と横井小楠 (一)

由利の學
問

由利公正の學問の素養は、深廣ではなかつたが、本來創思的の人物であつた。され

ば彼は決して横井小楠や橋本左内の盲從者ではなかつた。彼には彼一己の見識があつた。小楠、左内無しと雖も、彼は固より一個の男兒として、卓立するに足る人物であつた。けれども其の思想の根本は、横井小楠に——意識的か、無意識的かは姑らく措き——負ふ所鮮くなかつた。それは彼が立案したる五箇條御誓文の全部が、能く之を語つてゐる。世上往々由利が、庶民志を遂げ、人心をして倦まざらしむるを欲すの一項を冒頭に措きたるを見て、是れ横井の民極思想が、端なく、由利を通して露はれたるものと爲すも、それは只だ一斑を見たるに過ぎない。實を云へば横井の思想が、其の全部に根柢をなしてゐる。

横井の思想

横井小楠は、本來道學者である。彼は朝鮮の李退溪に私淑したる肥後藩儒大塚退野に私淑し、遂ひに朱學を修め、中年以後は、堯舜、孔子の道を、自から探究して、進んで天理人道を會得し、其の政治の基調を、書經の堯典、舜典に繹ね、之を參酌するに、歐米の實例を以てしたるものである。彼の知見は歐米の新説、新例によりて、大いに開發せられたる所あるも、未だ必らずしも歐米の新説、新例が、彼が思想の基調では無かつた。

横井の特
色

彼の特色の**一**は、申韓刑名の學でなく、政治の基礎を道德に措くことであつた。而して彼の理想は、日本を法治國となすでなく、道義國となすにあつた。然も彼の道義國とは、決して空理、空想では無かつた。彼は宋儒が徒らに乾燥、無味の理窟詰めの議論に憚らずして曰く、宋儒は體ありて用無しと、而して彼は三代政治が、朝廷は講學堂の如く、君臣相互ひに赤心を披いて、切磋、討究し、而して其の政治は、民利を興し、民用を厚くし、百姓をして其の徳政に悦服せしむるものとし、之を現代に行はんと欲したるものだ。

本來の勤
皇者

彼は支那に於ては、堯舜禪讓を以て、其の宜しきを得たるものとするも、之を我が日本に行はんとするが如き、沒常識者ではなかつた。彼は本來の勤皇者であつた。彼は北畠親房の神皇正統記を愛讀し、自から南朝史の編述に著手したる者にして、彼の最も仰望したるは楠公父子であつたことは、其號小楠を見ても、之を證するに餘りある。但だ彼が重きを人民に措き、所謂「大御寶」として、庶民を待つ可きを主張したるは、彼が本來の思想にして、必らずしも歐米の學說や、事例に仍りて、斯る意見を構成したるものでは無かつた。固より此れが爲めに、一層其の所見を

偏理論者
ならず

確かめたるに相違なきも。

横井小楠の他の學者と、其の趣を殊にしたる**一**は、彼が偏理論者でなかつたことだ。即ち自から一個の成見を執りて、それを如何なる場合にも、一本調子にて突き透すと云ふが如きは、彼が屑とせざるところであつた。道既無形體、心何有拘泥。達人能明了、渾順天地勢。とは、彼の心持を尤も能く説明したるものであつた。故に彼は孔子の所謂「時中」を主として、決して執一の見に泥まなかつた。彼は善き意味に於ける機會者であつた。

無理をせ
ず

されば如何なる場合でも、無理をせぬが、彼の立前であつた。世人が彼を共和政體を主張する者と誣ひたるは、彼を唯だ一個の前後不覺の空想論者視したるが爲めであつた。彼が最後まで、幕府の行衛には、見透しをつけてゐながら、武力解決論に與みしなかつたのは、左様なる無理をせずとも、行き著くところには、必らず行き著くものと諦らめてゐたからだ。斯る者に向て、我が國體變更の張本人たるを擬するは、餘りにも見當外れと云はねばならぬ。所謂「天道革命論」なるものが、彼を誣ひんが爲めに、彼の反對者が故らに捏造したるものであることは、其の文字

の、孟浪、杜撰にして、横井ほどの學識ある者の、決して作る可きものではなく、横井其人の平生の主張によりて、之を反證するに餘りあらむ。

【七三】 由利公正と横井小楠 (二)

横井君徳
養成を主
要とす

民極思想の横井小楠は、他方には皇極思想の彼であつた。彼は如何なる場合でも、君徳養成を以て其の主要とした。彼は君を堯舜に致すを以て、其の政治の要諦とした。而して其の志は、其の友弟の一人元田永孚によりて、之を成就するを得たのは、彼としては不幸非命に斃れたるも、決して多く憾むところは無かつた。

民權主義
者に非ず

横井は民極を主張したるも、彼の思想中には、所謂主權人民に在りとの痕跡さへも、之を發見することが出来なかつた。その重しとする人民の上には、之れが君となり、之れが師となる君主を必須とした。彼は人民を以て、君主の私有物視するを不可とした。私有物として、之を虐使、誅求するを、猶更ら不可とした。然もその爲めに、人民自から主となる可き思想は、彼の豊饒なる思想には、一點だも是を見出

心主物從
論者

され無かつた。彼は飽迄も君主論者であつた。但だ民を輕んず可からずとの意義に於て、彼を愛民論者と云ふことが出来るのだ。而して此の一點に於ては、由利と横井とは、其の意見が、自から符合してゐた。

横井の學派は實學と稱せられたる程にて、其の學問は専ら利用厚生を主とした。然も彼の尤も重しとしたるは、物質的實學でなくして、精神的實學であつた。更らに一步を進めて云へば、實學の要は、其心を養ふに在りと認められた。

「庶民志を遂げ、人心をして倦まざらしむる」が、爲政の第一要目であるとは、横井の豫て其の同志と共に、多年講習したるところであつた。其の重きは、庶民の二字に止らず、更らに「志」の一字と、「人心」の二字にありとせねばならぬ。若し彼を唯心論者と云ふを得ずんば、彼は實に心主物從論者であつた。此の一點に於ては、横井は由利に比して、更らに數倍濃厚であつたと思はる。

由利の主
張

然も由利其人も、徒らに物質的のみに著眼したる者でなかつたことは、彼が斯る一項を、其の冒頭に措きたるを見て、自から分明であらう。由利自身も、

庶民をして各志を遂げ、人心をして倦まざらしむべしとは、治國の要統であつ

て、古今東西の善政は、悉く此の一言に歸著するのである。看よ立憲政治ちやといふても、或は名君の仁政ちやといつても、要はこれに他ならぬのである。然るに未だ斯大道を學ばぬものは、専ら己の志を遂げようとして、爲めに人心をして倦怠ならしむるか、或は又小慧を弄し、却て將に來らんとする治平を妨碍するのである。而して庶民をして、各志を遂げしむるには、

- 一 明德を明かにすべし。
- 一 民を新たにすべし。
- 一 至善に止まるべし。

の三大天則があつて、これは昔より既に明かなことである。

横井と合致

と云うてゐる。而して是れ悉く皆な横井小楠の所説と、全く合致してゐる。而して彼は又た、

中庸に致中和、天地位焉、萬物育焉とある。此の道理は、御誓文の

上下心を一にし、盛に經綸を行ふべし

と同一ちや、上下心を一にして、國內の人心が一和し、盛に經綸を行ふに於ては、

天地位焉、萬物育焉、二十代、三十代の負債何かあらんやちや。

と辯じてゐる。此れは彼の後日譚であるにせよ、當初の心事、亦た固より此に存したるや明けし。

根元小楠に出づ

若し夫れ萬機公論は、横井小楠が文久改革の際に、既に福井藩主松平慶永(春嶽)に建白したる所のもの、知識を世界に求むるも亦た小楠の素論である。されば由利の起草したる原案は、假令之を當時に於て、小楠と相諮る機會は無かつたとしても、悉く皆な平生小楠と講習討論したるものが、泉の如く、自然に湧き出でたるものと云はねばならぬ。小楠の所謂「神知靈覺湧如泉」と云ふもの、宛も由利の當時の心境を道破したるものに幾し。

【七四】 福岡孝弟の修正案

由利公正(三四八郎)は所謂る經綸の士にして、刀筆の吏ではない。彼は國家の爲めに利を謀り、業を興すには經綸湧くが如きも、文法審密條を案じ、項を定むるは、彼

修正を福河に托す

の得意とする所ではなかつた。されば彼が其の胸中の意見を、荒削りのまま認め、之を其の同僚たる福岡孝弟其人に託したるは、毫も異しむに足らない。福岡は豫て慶應三年十月、徳川將軍慶喜に向て、公議政體論もて、大政返上を建言したる土佐藩士の一人として、の行掛りあれば、固より其の素論——土佐藩の——を實行する機會として、渡りに船と、之を領承し、直ちに之に向つて修正の意見を加へたるは、是亦當然の事と云はねばならぬ。而して福岡案なるものは、左の如し。

所謂福岡案

會 盟

- 一 列侯會議を興し、萬機公論に決すべし。
 - 一 官武一途、庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしむるを欲す。
 - 一 上下心を一にし、盛に經綸を行ふべし。
 - 一 智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。
 - 一 徵士期限を以て、賢才に讓るべし。
- 右等之御趣意可被仰出哉。且右會盟相立候處にて、大赦之令可被仰出哉。
- 一 列侯會盟の式。

由利福岡の異同

一 列藩巡見使の式。

公論の局限

之を見れば、大體の内容は、全く由利の立案通りにして、但だ文字の修正、順序の改置に過ぎない。然も其の順序の改置に於ては、由利と福岡との間に、其の思想の異同と云はんよりは、寧ろ濃淡と云ふ可きものがあることを看過してはならない。由利案では第五項に、萬機公論に決し、私に論するなかれとあるを、福岡案では之を第一項即ち五箇條の劈頭に措き、然も之を、列侯會議を興し、萬機公論に決すべしと改めた。由利の萬機公論は、必らずしも列侯會議に限局したる譯ではなかつた。彼は唯だ横井小楠流の、天下の政は、天下と共に之を行ふ可しとの大旨義により、青天白日の下に、天下の大政は、公議す可きものであると云ふ意義を強調したるまでにして、必らずしも此際列侯會議を起す可しとの具體案を持ち出したるものではなかつた。されば此の一項はただに原案の排置を改めたるばかりでなく、亦た其の意義をも或る具體的事件に限局した。而して此れは申す迄もなく、福岡が後藤象二郎等と共に、二條城に於て將軍慶喜に向つて、勸説したる當時の意見を、此處に持ち出したるものと見て、差支あるまい。

貢士を徴
士と改む

且又た由利案には、貢士期限を以て、賢才に譲るべしとあるを、徴士期限を以て、賢才に譲るべしと改めてゐる。貢士とは各藩より差出したる士にして、徴士とは朝廷より召徴せられたる士である。兩者の間は截然區別がある。由利は恐らくは貢士、徴士の區別定らざる以前に起草したものであらう。(其の區別は正月十七日官制改革の際に規定せられた) 而して福岡は貢士は諸侯より差出したる、云はゞ代表の議員なれば、之を除きて、單に徴士のみ其の交替の期間を定むることとしたものと察せらるゝ。

福岡支配
階級の
見らるのみ

福岡は又た庶民の上に、官武一途の四字を加へた。要するに由利の眼中には、一般民衆が儼然として存在した。然も福岡の眼中には、當時の所謂る支配階級のみが存在してゐた。今ま福岡自身の語る所によれば、由利は單に朝廷と諸侯のみならず、一般庶民をも眼中に置いてゐた様であつたが、私はやはり官武一途、即ち朝廷(公卿)と諸侯が一體となつて、天下の政治を行ふといふ點を眼目とし、一般庶民は強ち之を輕んずといふ譯でもないが、政治上の一要素とは見なかつたのである。

此れは正しく其通りだ。又た原案の「士民」を「上下」に改めたのは、先づ文字の修正にして、別段意義には相違あるまい。

【七五】 由利、福岡兩案の行衛

若干開却
さる

由利公正の原案は、正月上旬に出來た。而して福岡の修正案も、恐らくは殆んど同時であつたらう。然るにそれが、三月上旬まで、約二个月以上も、其儘詮議に上らなかつたのは、何故であつたらう。それは新政府に於ては、東征問題、神戸事件、堺事件、各國公使入京參内謁見事件、英國公使參内途中遭難事件、靜寛院宮、公現法親王問題、扱ては刻下の急須である會計事務、而して遷都論より一轉して、御親征の第一歩として、大阪行幸の問題等、新政府の群僚をして、寧處に違あらざらしめたる爲めに、遂ひに此事が後廻はしとなつたのであらう。然も其の後廻しとなつた理由の重なる一は、當時の政局の樞軸に膺れる岩倉具視、大久保利通等が由利の草案に餘りに重きを措かなかつた爲めであらう。而して由利自身も亦た會計事務に

國是宣明の要

忙殺せられて、其の原案の行衛を顧慮するに遑あらなかつた爲めであらう。然も主上の大阪行幸は眼前に迫り、全國の所謂官武士庶に向て、新政府の國是を宣明するの必要は、最早一日も忽かせにす可からざる場合となり、此際由利の原案、福岡の修正案は、愈よ其顔を晴れの場所に出さねばならぬ次第となつた。此際に於て維新の大舞臺に、一の大立者の存在を忘却してはならない。それは木戸孝允である。彼は慶應年間に於ては、廣澤兵助と與に、内外に向つて、長藩を代表する人物として、薩藩の西郷、大久保と相ひ對する程の大立者であつた。然も彼は慶應三年の下半年より、慶應四年の劈頭までは、郷國にありて、専ら藩務に従事し、其の徵命を拜して、漸く出京したるは、慶應四年正月二十一日であつた。而して彼は同二十五日太政官に出で、徵士として總裁局顧問を拜した。

木戸新政府に出現

従來の木戸

彼は西郷は固よりのこと、岩倉、大久保とも、頗る肌合の異りたる政治家であつた。彼は吉田松陰とは親交あり、來原良藏は彼の妹の夫であり、而して蚤とに劍客齋藤篤信齋の門下として、其の塾頭たり、而して水戸人士とも交渉あり、坂下門下の事變にも干係あり、而して元治甲子の亂には、九死一生の間を潜行して、但馬に逃

亡し、更らに機を見て歸藩し、薩長聯合の當事者となり、今や皇政維新の際、大政に參與す可く、召命に應じて、出で來つたのだ。彼は此れよりして、何事を貢献せんとする乎。

經國済民の士

木戸は横井小楠ほど徹底したる道學的政治家では無かつた。然も彼は決して功利一逼の政治家でも無かつた。彼を民本論者と云ふは、彼の本意ではない。然も彼は經國済民の士であつた。彼は民主的政治家ではないが、愛民的政治家であつた。彼は經國の要は、只だ其日暮らしの手から口への政治にては、達成す可きものでないと認めた。彼は決して法治國論者ではなかつたが、經國の要は、國是を定め、其の國是に準據する法度の必要を認めた。

木戸の漸進主義

彼は本來進歩主義者であつたが、同時に漸進主義者であつた。彼の眼中には一國の歴史が儼存した。然も其の歴史に束縛せられて、一步も動くことの出来ない保守主義は、彼の決して屑とせざる所であつた。彼は歴史を根據として、それより當今の時務に順應して、進化、發展せねばならぬことを知つてゐた。

安全なる進歩主義

彼は實に穩健にして、且つ安全なる進歩主義者であり、改革者であつた。而して彼

は偏理論者でないと同時に、條理論者であつた。彼には無軌道、無名義、不條理、非人道の行動を爲すことが出来なかつた。彼は情實を無視する程、石腸鐵心の士ではなかつた。否、彼は寧ろ眼底涙あり、皮下血あり、賢を禮し、士を愛する君子的政治家であつた。然も彼には正義の念が甚だ強くして、苟も他の不正義、不條理に對しては、寸毫も假借は出来なかつた。斯る人物が、此際の新政府に顔を出し來つたことは、新政府の仕合であるばかりでなく、亦た日本の仕合であつた。

第十二章 五箇條御誓文發表

【七六】 木戸孝允と五箇條御誓文 (一)

木戸産婆
兼保育役

若し木戸孝允微りせば、折角の由利案も、福岡の修正案も、兩ながら葬り去られたかも知れない。固より國是に就ては、天下に宣明す可き必要は、岩倉、大久保等も認めらるるに相違なければ、或は異りたる文句と、異りたる方式とによりて、然かせられたかも知れない。木戸其人は、五箇條御誓文の母ではなかつた。されど彼は産婆であるばかりでなく、亦た保育者であつた。物を作りたるは由利、福岡でありとするも、之を物として作り上げたのは、木戸孝允である。此の一點に於ては木戸の功は、其の原案者たる由利に比す可きもの。或る意味に於ては由利以上とも認む可きものがある。何となれば由利は家鴨が卵を産したるも同様、只だ産み放しにした。然るに之を孵化して、鳥となしたるは、専ら木戸の方である。中間の福岡は、只だ文字章句の上に於て、其の役目を助めたるに止まる。

木戸の意向

天下の視聽を鍾め、國民の志を一にし、國家進行の大方針を指點して、國民の向ふ所を知らしむ可しとは、木戸の意見であつた。されば若し由利、福岡の案が提出せられ無かつたとしても、木戸は必らず其の自案を提出したであらう。但だ其の原案の存したるが爲めに、彼は之を自家藥籠中の物として、直ちに其の方劑に盛りて、新政府に提供し、併せて新政府をして採用せしむるに至つたのだ。

木戸國是確立建議

木戸は蚤とに此事に著眼してゐた。乃ち前掲二月十八日（參照六六）の在京諸侯を、主上が召見あらせられ、賜はりたる勅語も、皆な一に木戸其人の建議に原き、其の文案も亦た木戸の手に成りたるものである（松菊木戸公傳）。而して彼は更らに三月に入りて、左の如き意見書を上つた。

謹而奉建言候、舊主毛利敬親父子甲子以來、蒙譴責、臣亦敬親之在左右、久敷防長に伏在、四境閉塞、不奉窺朝旨之所在、然處先般忝くも臣蒙命列朝班、情已往之跡を奉、恐察候に、先帝既に叡旨ありて、各國え被相達候趣も有之、開鎖之國是不問して自ら判然たり、依而御維新、抑其條理を被爲遂、已に去月晦日各公使も奉拜、天顏候次第に有之候處、維新之日尤淺く、御主意未普く通徹不致、諸藩尙方向を

建議の目的

異にし、隨而草莽輩も、擲身却而國家之禍害を醸成し、屢誤方向候者も現に不少、國家の不幸不容易、且於彼等も惘然之至候、仰ぎ願はく、前途之大方向を被爲定、至尊親敷公卿諸侯及百官を奉ひ、神明に被爲誓明に國是之確立する所をして、速に天下之衆庶に被爲示度、不堪至願、誠恐誠悼、頓首再拜。

此の建議は、専ら攘夷を以て國是と妄信したる徒の迷夢を覺まし、我が開國進取の國是を宣明するにあつたことは、彼の自から記する所によりて分明だ。木戸は前掲の建議の草案に、自註を加へて曰く、

御採用相成、五事を以御誓約被爲在候、當時參與數人へケ條御下命有之、各々及建言、其中を御採擇被爲在、五事之誓文を被定、國是之一定を天下え被爲示候事、と。而して彼は更らに其の經過に就て左の如く記してゐる。

其經過

神戸備前の舉、堺土州の舉、且英國公使參朝途中之變等、頻に不意の患害を生じ、時情甚危きもの有り、依て速に朝廷の規模を示し、天下の侯伯と誓ひ、億兆の向ふ所を知らしめ、藩主をして其責に任せしめんと欲し、切に之を上言し、朝議遂に斯に決し、五條を撰て、之を掲て、大體を布き、同三月天子自ら公卿群百の侯伯

並に在官の者と誓ふ、兵馬匆卒の間、未一定の律なし。先之を以て、根本の規定となし、天下の方向を定む。(松菊木戸公傳)
と。此れにて五箇條御誓文の由來記は、ほゞ全しと云はねばならぬ。

【七七】 木戸孝允と五箇條御誓文 (二)

本戸の修正案
其の發表に就て、其の發表の方式に就て、木戸の力與りて尤も大に居たことは、既記の通りだ(參照七六)。然も五箇條御誓文に就ても、彼の手は加はつてゐる。今ま彼の傳記に掲げられたる彼の修正案を見るに左の如し。

會盟式原案

會盟式

- 一 上の議事所に於て
- 皇帝陛下臨御、列侯會同、三職出座(原註、衣冠禮の如く坐配、議事式の如くす。但下參與の者、席に列坐すべし)總裁職、盟約書を捧て、讀之(御讀、並總裁名印既に存す)列侯拜聽就約。
- 一 總裁職盟約書を讀み終り、議定諸侯一人宛中央に進み、名印を記す(本氏を

書すべし。次に列侯同之。

- 一 盟約式終り、列侯退く。次日約書の寫を以て、天下に布告す。

此の原案に就ては、木戸は會盟式を、會誓式と改めてゐる。

次には、

福岡案盟約

盟約

- 一 列侯會議を興し、萬機公論に決すべし。
- 一 官武一途、庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしむるを欲す。
- 一 上下心を一つにして、盛に經綸を行ふべし。
- 一 智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。
- 一 徵士期限を以て賢才に讓るべし。

右の條々、公平簡易に基き、朕列侯庶民協心同力、唯我日本を保全するを要とし、盟を立ること如斯、背く所ある勿れ。

本戸の修正案
上記案文は、福岡案の通りである。之に就て木戸は、「盟約」を削つて、「誓」としてゐる。而して其の順序を變更して、上下心を一つにして、第二に措き、新たに第四條に

「舊來の陋習を破り、宇内の通義に従ふべし」の一項を加へ、而して第五條の「徴士期限を以て、賢才に譲るべし」の一項を削つてゐる。今ま木戸の修正案通りとすれば、

- 誓
- 一 列侯會議を興し、萬機公論に決すべし。
 - 一 上下心を一つにして、盛に經綸を行ふべし。
 - 一 官武一途、庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしむるを欲す。
 - 一 舊來の陋習を破り、宇内の通義に従ふべし。
 - 一 智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。
- となつてゐる。而して之を現行の五箇條御誓文と對照すれば左の如し。

一 廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。
「列侯會議」を改めて「廣く會議」となつてゐる。此れは福岡の列侯會議より、寧ろ由利の「萬機公論」に決し、私に論するなかれに還元したるに幾いけれども、廣く會議を興しの一節を加へたる爲め、由利案よりも其の意義が明白となつて來た。公論の出處が、會議であることが劃定した。

横井意見
加はる

第三條は「倦まざらしむるを欲す」を「倦まざらしめんことを要す」と改めたるまでだ。第四條は「宇内の通義に従ふ可し」を改めて「天地の公道に基くべし」と改めてゐる。誰れの手にて斯く修正したるかは分明でないが、横井小楠の意見が、此の一句に加はつてゐることは斷じて疑を容れない。固より木戸の「宇内の通義」も、修正の「天地の公道」も、其の意義に於ては、黑白相反するものではない。但だ「宇内の通義」よりも「天地の公道」と云へば、何となく其の視野が廣濶にして、其の理想が高遠であるかの如く響くだけのことだ。

【七八】 五箇條御誓文構成の動機

由利の根
本動機

五箇條御誓文の由來に就ては、既記の通りにて（參照七〇—七七）然も發案者たる由利、修正者たる福岡、再修正者たる木戸、何れも銘々其の主要とする所に於ては、同一ではなかつた。由利の尤も力を用ひたるは、彼が劈頭に掲げたる「庶民志を遂げ、人心をして倦まざらしむるを欲す」の一項と、「士民心を一にして、盛に經綸を行ふ

を要すの第二項にあり、彼の根本動機は、彼が専務とする國家財用の大綱から湧き出したるものにして、此れより他に及ぼしたるものだ。

福岡木戸の力の入る所

福岡に至りては、彼が由利案を修正して、劈頭に「列侯會議を興し、萬機公論に決すべし」との一項に存したることは固より云ふ迄もなし。此れは土佐の藩論にして、彼が此の一項に最も重きを措きたるは、其の平昔の主張からして、斯く認定するに、遲疑する者はあるまい。若し木戸に至りては、彼が第四項に追加したる、舊來の陋習を破り、宇内の通義に従ふべし」の一點に存した。即ち木戸は自から外交の衝に膺り、（彼一人ではなかつたが）此の機會に於て、鎖國攘夷の陋習を一新せんば、國家の事亦た爲す可からざるものあるを看取し、専ら此の一點に力を注ぎたるは、彼の建白を見ても、之を察するに餘りあらむ。

女官容喙を防ぐ爲

されば三人三色、同床各夢と云ふ可き譯合であつた。然も更らに他の動機に就て語る者がある。それは新政府は創立せらるゝも、動もすれば後宮女官の政務に容喙するあり、その爲めに當時の執政者は、他に公言し難き苦心の存するあり、爲めに其の活路を、此の五箇條御誓文に於て、見出すに到つたものであると（維新古老

憲章の出る當然

某氏の談話。此れは既掲大久保利通の建白（參照六五）に徴しても、未だ必らずしも、無稽の説ではあるまい。現に大久保其人の如きも、宮廷改革を主要と爲した。而して宮廷改革の主要は先づ女官をして、政務と絶縁せしむるにあるを主張したるを見ても、之を知るに難くはあるまい。

然も以上の諸説は、寧ろ其の近因に就て語るに過ぎない。當時維新中興の大政は、旭日昇天の勢を爲し、而して興國の氣運は、天下を席捲するの勢があつた。されば斯る場合に於ては、それが何人の口より出づるにせよ、何人の手に成るにせよ、必らず此の如き光明正大、百代の典型たり、萬世の儀範たる憲章の出で來る可きは、決して不思議とするに足らない。

綜合的大觀の要

元來五箇條御誓文は、之を分析的に尋釋すると與に、之を綜合的に大觀する必要がある。之を逐條的に析義するも可、之を概括的に會得する尤も可。今日に於ては、其の草創、潤色、討論の跡を詳にし、其の根本動機に就て、分析するも、決して無用の業ではないが、然も更らに之を大處高處より、此の如き名法文が打出せられたる所以を察して、如何に明治維新の改革なるものが、我が國史上に於ける最高峰の

粹
國史の精

一であつたかを玩味せねばならぬ。
要するに五箇條の御誓文は、我が大和民族の迫り來りたる幾千年の歴史のエキ
スと云ふも、決して過言であるまい。云ひ換ふれば我が國史を歴宰すれば、五箇條
御誓文となり、我が五箇條御誓文を敷衍すれば、國史となる。若し我が國史を離れ、
五箇條御誓文を以て、我が明治新政府の要人等が、築き上げたる空中の樓閣視す
るが如きものあらば、そは實に大なる見當違ひと云はねばならぬ。彼等は固より
自から國史に尋釋して、之を構成したるものではあるまい。されど彼等も亦た國
史の中に發育せられたる者である。彼等は無意識的に、無自覺的に、自から其の然
るを知らずして、然る者があつたに相違あるまい。

【七九】 天皇御誓祭

御誓文異
議者

扱も木戸孝允の建議通りに、愈よ五箇條御誓文は、極めて崇高なる儀式によりて、
發表せらるゝことゝなつた。當初は所謂、諸侯會盟なるものにて、何となく至尊

が諸侯に向つて誓はせ玉ふ形式となり、その爲めに此れは支那流儀の覇道であ
る。本朝の國體とは相容れぬものであるとて、岩倉具視、中山忠能などの公卿中に
も、異議を唱ふるものあり、此間に於て木戸孝允、福羽美靜等は奔走し、〔尾佐竹氏著
維新前後に於ける立憲思想〕其の形式を一變し、天皇親から天地神明に誓はせ玉ふ
こととなり、此に於て三月十四日の吉辰をトして、其儀を行はせらるゝこととな
つた。今ま太政官日誌に掲ぐる所に據れば、左の如し。

御誓祭舉
行

三月十四日 南殿に於て、天神地祇御誓祭被爲在、公卿、諸侯會同、就約の次第左
の如し。

一 午の刻群臣著座。

一 公卿、諸侯母屋、殿上人南廂、徵士東廂、

一 鹽水行事。

一 神祇輔勤之。〔原註、吉田三位侍從〕

一 散米行事。

神祇權判事勤之。〔植松少將〕

- 一 神祇督著座。(白川三位)
 - 一 神於呂志神歌。
 - 一 神祇督勤之。
 - 一 献供。
 - 一 神祇督、同輔、同權判事等立列拜送、同輔(津和野侍從)點檢。
 - 一 天皇出御。
 - 一 御祭文讀上。
 - 一 總裁職勤之。(三條大納言)
 - 一 天皇御神拜。
 - 一 親く幣帛の玉串を奉献したまふ。
 - 一 御誓書讀上。
 - 一 總裁職勤之。
 - 一 公卿諸侯就約。
- 但一人宛中央に進み、先づ神位を拜し、御座を拜し、而後執筆加名。

- 一 天皇入御。
- 一 撤供。
- 一 拜送如初。
- 一 神阿計神歌。
- 一 神祇督勤之。
- 一 群臣退出。

以上が御誓祭の顛末である。

御祭文之御寫

掛けまくも恐き、天神地祇の大前に、今年三月十四日を、生日の足日と選定めて、
 彌宜申さく、今より天津神の御言寄の隨に、天下の大政を執行はむとして親
 王、卿、臣、國々諸侯百寮官人を引居連て、此神床の大前に、誓つらくは、近き頃
 ほひ邪者の是所彼所に荒び武びて、天下佐夜藝に佐夜藝人の心も平穩ならず。
 故是以天下の諸人等の力を合せ、心を一にして、皇我政を輔翼奉り、令仕奉給
 へと請祈申禮代は、横山の如置高成て奉る形を聞食て、天下の萬民を治給ひ育

給ひ、谷竊の狹渡る極白雲の墮居向伏す限逆敵對者は令在給はず、遠祖尊の恩頼を蒙りて、無窮に仕奉れる人共の、今日の誓約に違はむ者は、天神地祇の倏忽に、刑罰給はむ物ぞと、皇神等の前に誓の吉詞申給はくと申す。

天皇御親

此れは大納言三條實美が、天皇に代りて、神位の前に進み出で、奉讀したる御祭文である。斯くて三條退き、天皇親しく幣帛の御玉串を奉獻し、御親拜あらせられて、復座あらせられ、尋で三條實美再び進み出で、御誓書を奉讀した。

御誓文御寫

御誓文之御寫

- 一 廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。
 - 一 上下心を一にして、盛に經綸を行ふべし。
 - 一 官武一途、庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心をして、倦まざらしめんことを要す。
 - 一 舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。
 - 一 智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。
- 我國未曾有の變革を爲んとし、朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ、大に斯

國是を定め、萬民保全の道を立んとす。衆亦此旨趣に基き、協心努力せよ。

年 號 月 日 御 諱

【八〇】 五箇條御誓文と御宸翰 (一)

木戸の功績

惟ふに天皇群臣を率ゐて、天神地祇に誓はせられ、其の親誓祭を御舉行あらせられ、之を中外に宣示し賜ふたのは、畢竟木戸孝允其人の建白及び其の建白の實行に努力したる結果にして、此の一事に於ては、特に木戸の功績を認識せねばならぬ。却説御誓書を大納言三條實美が讀み上げたる後、公卿諸侯等何れも就約した。

公卿諸侯就約

公卿諸侯就約の事

勅意宏遠、誠に以て感銘に不堪。今日の急務、永世の基礎、此他に出不べからず。臣等謹で、勅旨を奉戴し、死を誓ひ、黽勉從事、冀くは以て宸襟を安じ奉らん。

慶應四年戊辰三月

總 裁 名 印

御宸翰

而して五箇條御誓文と同時に、御宸翰が出で來つた。此の御宸翰は、五箇條御誓文の註記とも云ふ可き性質のものにして、苟も五箇條御誓文の意義を會得せんには、之に據るの他はない。而して此の御宸翰中には、實に皇政維新、日本興國の氣運が、慶雲のたなびくが如く、景星の爛く如く、文句の上に漲り溢れてゐる。

朕幼弱を以て、俄に大統を紹ぎ、爾來何を以て萬國に對立し、列祖に事へ奉らんやと朝夕恐懼に堪ざる也。

先づ至尊の御心事を掲げ來る。

中世の衰微

竊に考るに、中葉朝政衰てより、武家權を専らにし、表は朝廷を推尊して、實は敬して是を遠け、億兆の父母として、絶て赤子の情を知ること能ざるやふ計りなし、遂に億兆の君たるも、唯名のみになり果、其が爲に、今日朝廷の尊重は古へに倍せしが如くにて、朝威は倍衰へ、上下相離るゝこと、霄壤の如しかゝる形勢にて、何を以て天下に君臨せんや。

以上は中葉以降朝政衰微の事に就ての事實を擧げ玉ふ。

列聖萬機親政

今般朝政一新の時に膺り、天下億兆一人も其處を得ざる時は、皆朕が罪なれば、今日の事、朕自身骨を勞し、心志を苦め、艱難の先に立、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始て天職を奉じて、億兆の君たる所に背かざるべし。是れ實に君徳の極みである。

往昔列祖萬機を親らし、不臣のものあれば、自ら將としてこれを征し玉ひ、朝廷の政、總て簡易にして、如此尊重ならざるゆへ、君臣相親しみて、上下相愛し、徳澤天下に洽く、國威海外に輝きしなり。

皇政復古の精神、實に此事を現代に再現せんが爲めだ。

天下形勢の變

然るに近來宇内大に開け、各國四方に相雄飛するの時に當り、獨我邦のみ世界の形勢にうとく、舊習を固守し、一新の効をはからず、朕徒らに九重中に安居し、一日の安きを偷み、百年の憂を忘るゝときは、遂に各國の凌侮を受け、上は列聖を辱しめ奉り、下は億兆を苦しめん事を恐る。

天職御自覺

當今世界の形勢に就て、我邦が之に善處す可き所以を語らせ玉ふ。即ち天皇の御天職に就て、深く御自覺あらせられ、振古未曾有の時勢に遭遇しては、振古未曾有

の大改革を必須とする所以。而して其の大改革は、天皇親しく聖躬を將て、之が先を爲さしめ玉ふ可き必須の所以を語らせ玉ふ。所謂る皇政復古は、徒らに武將の手より一時失墜せられたる皇權を恢復し、皇室と其の憂を共にしたる公卿等をして、武家に代りて、其の政權を掌握せしめ、武家の階級が専らにしたる天下の勢利を、之を擧げて公卿の階級に移すが如き類にあらず。眞に内は億兆の赤子を安んじ、外は金甌無缺の國體を、宇内列強の間に扶植する所以であることを宣示し玉ふた。

【八一】 五箇條御誓文と御宸翰 (二)

御誓文發表
大旨趣

前文は畢竟五箇條御誓文發表の、已む可からざる所以の前提である。故に朕ここに百官諸侯と、廣く相誓ひ、列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置んことを欲す。

此れが五箇條御誓文に出で來りたる大旨趣であり、大精神である。固より當初に於ては、此れが只だ文字の上に止まるも、爾來悉くそれが實現し來つた。されば政治は現實ありての理想でなく、理想ありての現實であることは、此の一節を捧讀しても能く判知る。

汝億兆、舊來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急をしらず。朕一たび足を擧れば、非常に驚き、種々の疑惑を生じ、萬口紛紜として、朕が志をなさざらしむる時は、是朕をして君たる道を失はしむるのみならず、從て列祖の天下を失はしむる也。

此れは専ら最近に御舉行あらせらるゝ大阪行幸を豫想しての、而して更らに爾後御親征、若しくは關東行幸の場合をも豫期してのことであらう。

汝億兆能々朕が志を體認し、相率て私見を去り、公義を探り、朕が業を助て、神州を保全し、列聖の神靈を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん。

右御宸翰之通、廣く天下億兆蒼生を思食させ給ふ深き御仁惠の御趣意に付、末々之者に至る迄、敬承し承り、心得違無之、國家の爲に、精々其分を盡すべき

種々疑惑
の非

事。

三月

總裁
輔弼

政治根本
義包含

抑も此の御宸翰の筆者は何人である乎。此の御宸翰中には、恐れながら我が皇國の政治の根本義が、極めて明白に演繹せられてゐる。(第一)天皇には恒に人君たる天職を御自覺あらせらるゝ事。(第二)天皇の御天職は、外は國家を維持し、内は億兆を安じ玉ふ事。(第三)天皇は自から聖躬を以て、内外政治の先を作し玉ふ事。(第四)一切の政治は、列聖の先躰に則り玉ふ事。(第五)皇國の規模は、開國進取にある事。以上の五箇條は、御宸翰を一讀すれば、直ちに明瞭に領會せらるゝ。

親政の基調

然も更らに一層深く立入りて考察すれば、我國の政治の根本義は、天皇親政にして、天皇親政の基調は、實に君臣父子の情義に存することだ。天下億兆、一人も其處を得ざる時は、皆朕が罪なれば」とは、實に億兆の臣民が、心肝に銘す可き、難有き綸言である。

御宸翰起草者

抑も此の御宸翰の起草に就て、其の輔弼の任に膺りたるは、何人である乎。先後の

事情より歸納すれば、恐らくは木戸孝允其人であらう。五箇條御誓文中に、彼が新たに一箇條として加へたる「舊來の陋習を破り、宇内の通義に従ふべし」と、御宸翰とを對照すれば、御宸翰中に「獨我邦のみ世界の形勢にうとく、舊習を固守し」とか、「舊來の陋習に慣れ」とか、宛も同一文句があるばかりでなく、其の精神も亦た兩者相通するものがある。

福岡談話

御誓文の發布と同時に公布せられたる御宸翰に付きては、矢張木戸の方の手で出来た様に思ふ。といふのは、一つ私の記憶に残つて居ることがある。前後の文は能く覺へないが、國家を泰山の安に置くとかいふ支那流で出て來る文句を、「富岳の安に置く」と改められた。これは面白いと云ふたことを覺へて居る。

(維新前後に於ける立憲思想に引用せる子爵福岡孝弟談話)

果して然らば之を木戸と認むるも、中らざるも遠からぬことであらう。

第十三章 大阪灣觀艦式

【八二】 大阪行幸の前觸

大阪行幸
發表

若し五箇條御誓文の御誓祭が、木戸孝允の建議に負ふ所多しとせば、大阪行幸は、固より大久保利通遷都の建議に由來するや、論を俟たない。但だ折角大阪行幸は、御治定となつたが、種々の事情の爲めに遷延し、御誓祭の翌日、即ち三月十五日（慶應四年）左の如く發布あらせられた。

御親征日限御延引之處、來廿一日御發途、石清水社御參詣、同所御一泊。廿二日守口御一泊、廿三日御著阪、其後海軍整備觀覽可被爲在之旨、被仰出候事。

三月十五日

海軍に就
いての御
達

此の如く漸く御發聲の日が確定した。而して海軍に就ては、同時に左の如き御達があつた。

東山道官軍先鋒既に戰爭に及び（三月六日勝沼戰爭を云ふ）賊徒敗走の旨には候

得共、東海道亦如何共難計趣言上有之、旁以海軍出帆被差急、御出聲被遊候條、各其分相心得、出格勉勵可有之旨、御沙汰候事。

三月十五日

但し太政官代被移候儀は、先以被止候事。

出聲反對
被遊

今般王政御一新、萬機從朝廷被仰出候に付ては、皇國內遠邇となく、蒼生安堵致し候様、日夜御憂慮被爲在、斷然御親征行幸被仰出、尙海軍整備天覽被遊、關東平定之上は、速に還御被爲在、大に列聖之神靈を被爲奉安度、深重之思食に付、上下心得違無之様、各々可盡其分、御沙汰候事。

三月十五日

但し億兆の君たる天職を被爲盡、御親征行幸被仰出候處、委き御趣意を不辨も、の共、只々朝廷之御上を奉按候故か、或は一家之盛衰、目前之榮利を相考候故か、全體の御危急をしらず、種々の浮説申唱へ、彼是疑惑を生じ候儀も有之哉に相聞へ、甚以如何之事に候條、末々に至迄、急度安堵致し、生業を可營候事。

願ふに當時京都に於ては、遷都大反對の氣分、上下に充滿し、流石の發議者であつ

京人種々
の疑念

八二 大阪行幸の前觸

三〇三

た大久保なども、此れには、聊か當惑し、その爲めに漸く大阪行幸と云ふ妥協案が成立したものであらう。然るにその大阪行幸さへも、此れは遷都の前提ではあるまい乎と、種々の疑念を生じ、その爲太政官代も、その儘据置となり、且つは故らに「關東平定之上は、速に還御被爲在」などと理りの文句を挿入せられたるものであらう。而して、或は一家之盛衰、目前之榮利などとあるを見れば、如何に其の對象が京都を本據とする上下の人々であつたかゞ判知る。

京都人の
思念

固より京都人とすれば、桓武天皇御奠都以來の京都を、今更ら至尊が、他處に御移轉遊ばす抔とは、本來夢にだも想ひ及ばなかつたことであれば、斯く反對の氣勢を煽り來りたるも、決して不思議の事ではあるまい。されば何は兎もあれ、一方には此の人心を綏撫し、他方には新政の實効を發揮し、兩ながら其の宜しきを得ん爲めには、種々の工作も必要であつたものと察せらるゝ。

京都取締
令

尙ほ三月十七日付にて、

各通 前田中納言

蜂須賀少將

今般御親征、來る廿一日御發轅被仰出候處、京師は列聖山陵之所在、殊に桂宮准后御方にも被爲在、御大切之御儀は、勿論に候。然るに御親征に付ては種々浮説を唱へ、人情不穩趣、自然不良之賊黨等、其虛に乘じ、良民を惱し候様之事有之候ては、實以不容易次第、被是深被爲有宸憂、御留守中、京師守護之儀、其藩外に蜂須賀少將、島津少將等、三藩へ御委任候間、各申合、洛中、洛外、屹度取締、諸民安堵、不被爲惱、叡慮様、精々盡力可致旨、御沙汰候事。

此の如く大阪行幸が、如何に當局者に取りて多大の注意を要したるかゞ判知る。種々浮説を唱へ、人情不穩趣の一句、以て如何に人心の動搖したるかを察するに足る。

【八三】 新政府の果斷

元來大阪行幸は、二月二十六日御治定になり、三月五日を期して御發轅となつてゐた。而して本願寺別院を行在所とし、東本願寺別院を太政官代とする旨達せら

大阪行幸
山延引の理

れた。然るにそれが三月廿一日迄延期し、太政官代の移轉は中止せられた。而して其の御沙汰書、諭達などを見ても、實に大阪行幸が、多大の刺戟を、京都の上下に與へたことが判知る。今ま三月十八日付、在京島津伊勢が、在鹿兒島桂右衛門に與へたる書簡を見れば、其の事情の一斑が諒會せらるゝ。

島津伊勢書簡

御親征一條も、追々御日延相成候得共、來る廿一日彌御出籠被仰出、もふは（最早の方言）相違有之間敷、太守様（島津忠義）にも、供奉先鋒被爲蒙、勅命候得共、昨日重臣壹人御召列れ、御參内被爲、在候様、御達に付御參内之處、此節行幸被爲、在候はば、浪華へ御遷都、再度御還幸は無之、杯様々之流言浮説、宮中へ相響き、准后方大きに御心配被爲、在三條公、岩倉公、杯いづれ此節行幸不相成候ては、順逆名義不相立との趣、死を以奏聞に被爲、及候處、乍漸行幸之御運も相附、

反對氣分横溢

如何に反對の氣勢が、宮廷の最高所までも浸潤したるか、察せらるる。萬機公論に決する、五箇條御誓文第一條の必須なる所以も、此に在りと云ふも、妨げなかる可き程だ。

島津忠義

右次第に付ては、此御方様（島津忠義）を斥す御残り、御取締も被爲、在候へば、宮中は

留守取締下命

無申迄、一統人心安堵も相著候譯故、供奉御下阪被遊度、御胸中は被爲、察候得共、是非御居殘、御跡之處、萬端御頼被遊との御沙汰、上意迄も被爲、在、且小生御召列れ、御參内故、別段岩倉様、中山様等より、右同様之趣を以、いづれ重役之者も、能々御趣意致貫徹、御取締向嚴重相心得候様可仕御達にて、外様には加州、阿州にて、尤取締方限は、中之京、此御方様、上之京、阿州、下之京、加州と御達相成申候。三藩致談合、御取締行届候様可仕、御請仕置候。

三月十八日

島津伊勢

桂 右衛門 様

此にて島津忠義が、加州、阿州の兩藩主と與に、京都留守を命ぜられたる理由が分明だ。特に島津忠義には、前記前田、蜂須賀へ賜はりたると同様（參照八三）の遺書の末尾に、殊に其父子儀は、積年之忠勤、別て深頼思召、留守之任をも被命候儀に付、叡慮之御旨、厚く相心得、精々盡力可有之旨、御沙汰候事との御沙汰を賜はり、兎も角も島津忠義は、留守防衛の一役を勤むることとなつた。之を以ても、主上の大阪行幸が、暫だに京都の人心を動搖せしめたるばかりでなく、宮廷方面に於ても、如何

御乗船反對論

に容易ならぬ難題であつたかが判知る。
尙ほ正親町三條實愛日記によれば、十八日の項に、今日於官代(太政官代)越前宰相(松平春嶽)云、昨日長岡(長岡謙美)より聞之、大阪行幸之上、海軍御覽有之、御乗船御乘廻し可有之由、御船は不可然云々、予(正親町三條)云、一向未承、更に不存也、御船は兼兼御嫌故、難被行之由答了とあれば、一寸したることにても、此れを纏むるは、中々以て容易の事ではなかつた。

一大果斷

惟ふに至尊の行幸とし云へば、近時に於ては、孝明天皇の文久三年三月十一日賀茂社行幸、四月十一日石清水社行幸以外には、未だ其例が無かつた。然も今回は御親征なる御名儀にて、先づ大阪に行幸、海軍御親閲と云ふことであつたから、たゞに京都市民が、一千年來の帝都を、大阪の爲めに奪はるゝものと驚愕したばかりでなく、主上の御周邊にも、種々の疑惑、種々の心配、種々の面倒が續出したるは、強ち不思議の事では無かつた。然もそれが舉行せられたのば、實に新政府の一大果斷であつた。

【八四】 大阪行幸

御發聲

三月二十日主上は紫宸殿に出御、神籬を建て、弓、矢、太刀、楯、鉾、旗、銃を其側に列樹し、御親ら天照大御神、大國主大神、武甕槌之男神、經津主大神を祭り、平國を祈り給ふ。斯くて豫定の如く、三月廿一日愈よ大阪行幸の儀は行はせられた。

石清水社御參拜

行在所日誌に云、先達て以來、度々被仰出候通り、億兆の君たる天職を被爲盡、皇國內遠邇となく、萬民安堵、四海平定、大に列聖之神靈を安んじ奉らせられ、度厚き思食を以て、中古絶たりし御親征の大典を擧させられ、三月廿一日辰の刻(午前八時)、皇都御發聲被爲遊、御小休所東本願寺より、慈華輦を御板輿に召替へさせ給ひ、戌刻(午後八時)八幡へ著御、亥の半刻(午後十一時)石清水八幡宮へ御參詣被爲在、辱くも天下億兆蒼生の爲に、早く逆賊平治、四海靜謐を、御祈念被爲遊、同所豊城坊御一泊。

扈從者

主上には御直衣、紅御切袴を著御にて、慈華輦に乗御し、賢所を奉じて禁内を出で

給ひ、地下官入錦旗を捧げ、修驗僧陣貝を吹き、副總裁三條實美、輔弼中山忠能、議定細川護久、淺野茂勳（長勳）扈從し、副總裁岩倉具視、議定正親町三條實愛、徳大寺實則等京都を留守することとなつた。

御回達書

尙ほ二月二十日の回達書に曰く。

一 今度御親征之儀は、先達て被仰出候通、萬民塗炭之苦を被爲救度、以叡斷御決定有之候上、王政復古之爲、最第一之儀候間、萬端慈憐之御趣意貫徹候はでは、忽悖人望、自ら兵威緩怠にも至候間、不法亂行は勿論、聊之雖爲失錯、堅被立法令候。右等之御趣意、篤と相辨、至小僕迄、厚被教諭、心得違無之様肝要候。實に此度之儀は、重大之事に候間、公武之差別更に無之候へども、殊更王公以下、諸士家僕共、嚴重謹慎無之候はでは不相成候。自然違背之輩於有之は、以制令可被及御沙汰旨に候。此段爲御心得申入置候事。

此れは親王、大臣其他公卿の供奉者の一行に對する注意書である。

大阪御著

斯くて主上には二十二日卯の半刻（午前七時）石清水御發轍、戌の半刻（午後九時）守口に著御、東本願寺掛所へ御一泊あらせられ、二十三日辰の刻（午前九時）御發轍、午

の刻（正午）御著阪、八軒屋より、再び葱華輦に召替させられ、未の刻（午後二時）西本願寺行在所へ、萬事都合能く御著輦あらせられた。而して二十四日には、議定、參與及び公卿諸侯、行在所に參朝した。行在所日誌に曰く、

天保山行
幸仰出

三月廿四日、議定、參與、其外供奉之宮、公卿諸侯爲伺、天機參上す。玉座近く被爲召、一同大儀に被思食候旨、親く論言あり。此日天保山へ行幸の事を仰出されたり、左の通り。

來る廿六日、海軍爲天覽、天保山へ行幸被爲在旨、被仰出候事。

但雨天之節は順延之事。

曠世の大
典

抑も浪華行幸は至尊親しく衆庶に接近あらせ給ふの第一歩にして、實に曠世の大典であつた。然も浪華の地たる、江戸幕府が、關西に於ける根據の地として、多年待みとしたるところ。特に癸丑甲寅以來、更に征長問題出來以來は、將軍の駐在地として、最も重要な場所となり、將軍慶喜の時代に於ては、朝暮何れも一方は京都、他方は大阪と、屹然相ひ對峙の姿であつた。然るに鳥羽、伏見の一擧以來、未だ三個月を経ざるに、幕府の根據地である大阪に、主上の行幸を見んとは、其の變遷の急

遠なる眞に人をして昨非今是の感に勝へざらしむるものがある。固より事の成るは成るの日に成るにあらざれども、餘りに其の變化の倏忽なるには、我も人も驚かぬものはあるまい。

【八五】 天保山海軍親閲

天保山に
行幸

豫定の如く、三月廿六日、主上には天保山に行幸、海軍を親閲あらせられた。行在所日誌に曰く、

三月廿六日、天保山に於て、海軍爲、叡覽、卯の半刻（午前七時）御發聲、御行列の次第は左之通（略す）、御道節は、御本門より心齋橋通り、四軒町、大豆葉町、七郎右衛門町、西國橋、玉水町、常安橋通り、玉江橋より堂嶋、濱筋、鹽津橋より安治川筋、安治川橋通御にて、富島二丁目、濱より御乗船被爲、遊兵隊の前軍、中軍は左の川岸、後軍は右の川岸より、隊列を整へ、正々堂々御座船の左右に隨從行進し、以て護衛せり。午の刻天保山へ御著船也。

此の如く本願寺大阪津村別院の行在所より、天保山まで、殆んど半日を費して御到著となつた。

海軍御親
閲

兼て用意ありし各藩の軍艦、佛國軍艦、天保山より距離一里にして碇泊せり。叡覽所より青旗を振り、著御を合圖す。是に應じて海軍、總督聖護院宮、同輔翼若王子、同參謀庭田大納言乗入れし肥前軍艦、電流丸より祝砲を發す。佛國軍艦よりも亦發砲し、皇帝陛下を祝し奉る。

其の盛儀想ふ可しだ。

右相濟み、電流丸より答禮の應砲を發し、諸艦を誘導し、兵庫の方へ向て航すること三十分にして轉回し、天保山へ歸艦碇泊す。八つ時（午後二時）過、御乗船、御道筋、御行列初の如し。七つ時（午後四時）還御在せらる。而して曰く、

御行列を拜せんとて、市中近在の衆庶、群集すること夥し。

此れが我が日本帝國海軍の、新政府創立以來、始めて皇上の御親閲を経たるものにして、我が日本帝國の海權國として、世界に其の位置を占む可き端緒と云はず

當時の海
軍當局

んば、少くとも新政府としての端緒であり、盛事として傳ふ可き一の事件である。而して當時海軍當局は、聖護院宮嘉言親王、輔翼若王子遠文、庭田重胤にして、固より海軍に對する何等の素養も、經驗もなき方々にして、云はゞ只だ員に備はりたる迄に過ぎなかつたが、然も亦た官軍の爲めに、其の氣勢を張るに足るものあつたことは、云ふ迄もなき事だ。乃ち其の前日、三月廿五日には、左の御沙汰書が公布せられた。

關東御親征御沙汰

今般已に御親征、御出叢被遊、海軍御覽之上、關東時機により、直様輦輿を東海道のへ可被爲向思食候。右は先般於處々、賊徒官軍に抗し、盡く擊破に及ぶと雖、未餘黨彼是屯在致し居候哉にも相聞候に付、偏に萬民艱苦之程被嘆思食候條、大總督指揮之上は、速に遂忠戰、四海平定奉安宸襟候様、御沙汰候事。

此の如く關東の形勢如何によりて、愈よ東海道より、關東方面への行幸を聲言せらるゝこととなつた。此れは必らずしも虚聲を張りて、天下を震懾せしめん爲めでなく、萬一の場合には、正しく斯くある可きもの、あらざる可からざるものとして、廟議は決定したものであらう。但だ時局が案外重大なる心配を新政府に與ふ

參加艦船

るもの無かつた爲めに、關東行幸は、後日に、延期せられたるものであらう。尙ほ當日の親閱式には、各藩軍艦、蒸汽船とも、それぞれ在阪の分は、出動す可き筈であつたが、肥前では孟春艦は、兵庫横濱を経て、二月二十七日品川に入り、四月廿五日には横濱を出で、仙臺に航し、薩藩にては觀艦式に参加したるは、三邦丸一隻のみであつた。而して其の參加艦船は、肥後萬里丸、長州華陽丸、丙寅丸、肥前電流丸、薩藩三邦丸、久留米千歳丸、藝州萬年丸、外に佛國砲艦一隻であつた。

第十四章 徳川慶喜處分の決定

【八六】 徳川慶喜處分問題

當面最大問題

當時新政府に於ける當面の問題の最も大なる一は、徳川慶喜處分問題であつた。扱も西郷吉之助は、三月十四日、江戸薩藩田町邸に於て、勝安房守と會談し、十五日江戸城總攻撃を中止し（參照六八冊、九六一—一〇五）、十五日江戸を發し、十六日駿府——静岡——に至り、大總督有栖川宮熾仁親王に謁し、稟議する所あつた。熾仁親王御日記に曰く、

江戸城攻告延期布

十六日晴（慶應四年三月）

一 三道總督へ、參謀より相達候書附寫

三月十五日、江城攻撃之布令致し置候處、方略之儀も在之、改而期限可申達候。其内諸兵嚴肅、輕舉無之様、可爲肝要之旨、大總督宮被仰出候事。

三月

大總督府 參謀

西郷京都歸著稟議

一 西郷吉之助、早打に而京師太政官代え罷出候事。
一 木梨精一郎、横濱表え早打にて罷出候事。（以下略）
此の如く西郷は、駿府にて大總督宮の御同意を得、即日京都に發向し、十九日京都著、三月廿日太政官代に出頭し、勝よりの提出書を齎らし、朝裁を請うた。勝より提出したる書付は左の通りだ。

提出の狀

- 第一條 隱退（慶喜之上、水戸表に而愼罷在候様仕度候事。
- 第二條 城明渡し之儀者、手續取計候上、即日田安へ御預け相成候様仕度候事。
- 第三條、第四條 軍艦、軍器之義は不殘取收め置、追而寛典之御處置被仰附候節、相當之員數相殘し、其餘者御引渡し申上候様仕度候事。
- 第五條 城内住居之家臣共者、城外へ引移し、愼罷在候様仕度候事。
- 第六條 慶喜妄舉を助け候者共之儀者、格別之御憐憫を以、御寛典に被成下、一命に拘り候様之義無之様仕度候事。

但萬石以上之儀者、本文御寛典之廉に而、勅裁を以て被仰付候様仕度候事。

第七條 士民鎮定之儀者、精々行届候様可仕、萬一暴舉致候者有之、手に餘り候

勝西郷會

はゞ其節改而相願可申候間、官軍を以、御鎮壓被爲在候様仕度候事。以上
此の條項中には、幕府側に取りては、隨分蟲の善き件も皆無では無い。何れにして
も勝安房や、大久保一翁等の評議の上に出來たものにて、西郷は固より可否を確
答せず、兎も角も總攻撃を延期し、朝命を請ふ旨を告げただけにて、何等言質を與
へ無かつたが、勝、西郷の間には、以心傳心、互ひに相ひ默會したるところあつたこ
とは、固より云ふ迄もなかつた。

慶喜寬典決定

京都に於ては、岩倉具視、大久保利通等は、當初より苟も徳川慶喜にして、眞に恭順
の誠意を表するに於ては、決して嚴科に處せらる可きものにあらざること評
決し居たる際なれば、固より西郷の稟議に就て、異議のある可き筈なく、廿日夜半
に至りて、朝議は西郷意見の大體を容認した。而して廿一日は、主上大阪行幸の當
日であつたから、西郷は二十二日更らに東下の途に上つた。大久保利通日記に曰
く、

一 廿日、太政官出席、西郷著、關東御處分一條に付、於御所評議、死一等を被減候
筋御決定に候。

簡なれども要を得てゐる。

一 廿一日、今日卯刻(午前六時)より參朝、八字(時)比御出籠被爲遊候、西郷方え
參り歸宿。

何事を談じたる乎、決して尋常一様の事ではあるまい。

尙ほ廣澤眞臣日記に曰く、

朝議即決

三月廿日陰

一 太政官へ出る。

一 西郷吉之助、過る十四日夜江戸出足、今夕爲御窺歸京に付、大久保、木戸、後藤、
一同御前へ出、關東進軍、慶喜身上、並旗下之情實、巨細言上、大總督宮より御窺、
廉御決議、夜半引取。

とある。されば此の問題に就ては、朝議は一夕の會談にて纏まりたることが判知
る。斯る重大なる問題が、斯く速かに決着したるは、豫じめ其の下地が出来てゐた
ことが判知る。尙ほ西郷の齎らして東下したる宸案は、左の如し。

宸案

第一條 謝罪實効相立候上は、深厚の思召を以て、死一等を被宥候間、書面之通、

水戸表に於て、謹慎之儀可被差許候。

第二條 總督宮思食次第可被仰付候。

第三條 第四條 軍艦は勿論銃砲に於ては、不殘取收、武庫引渡可申、御所置濟之上は、追而相當可相渡候。

第五條 書面之通可被許候。

第六條 罪魁慶喜死一等被宥候上は、格別之寬典を以て、他の者も死一等は可被宥候間、相當之處置可申出候事。

但萬石以上の儀、書面之通可被仰付、會桑の如きは問罪之軍兵被差向、降伏に於ては、相當之御處置可有之、拒戰に於ては、速に屠滅可有之事。

第七條 書面之通可被仰付候事。

と。此の如くして西郷は、全く其の要領を得て東下した。

【八七】 徳川慶喜處分問題の経緯 (一)

諸侯への
布告

西郷歸京の上、慶喜處分問題に就ての決裁は、既記(參照八六)の通りであるが、今中根雪江の戊辰日記によりて、這中の消息を按ずれば、左の通りである。

廿日(慶應四年三月) 今日公卿諸侯を初、非藏人迄も惣參内被仰出、御布告如左、公

(松平慶永)は御所勞にて、御參内無之。

慶喜との
文通禁止

徳川慶喜御處分之儀、於朝廷は、諸事御寛容に被思食、御沙汰被仰出候處、舊冬鎮定を名とし、下坂之上、軍配に及候次第、始終言行相違、正月三日已來之舉動、叛逆顯然、其罪天下萬民之共に知る所故、不被爲得止、大號令御發表、終に御英斷を以、御親征被仰出、勤王之諸藩、私情を捨て、公義に基き、諸兵大總督に附屬し、已に賊城に相臨み候折柄、恭順謝罪之實効も更に無之、尙先供之行違等を口實といたし、剩へ停軍相願候次第、朝廷を奉、輕蔑候所爲にて、不届之至に候。天下後世に對し、決而御許容難被遊儀に可有之、縱令御許容被爲在候而も、亦前條暴入之轍に出候哉も難計、御條理上は勿論、彼之情實、萬々御採用難被成、却而人心之疑惑を生じ候而者、此御場合不容易儀に付、大義名分篤と勘辨いたし、以來私に文通等之儀於有之は、逆徒に均しき筋に付、屹度御沙汰可有之候事。

三月

此に就て左の著語を加へてゐる。

福井藩疑はる

一 右等之被仰出も有之御謝罪之一件に付而は、御家（越前松平家）之御嫌疑最甚敷、御藩（福井藩）之徴士（中根、三岡、毛受等）は、於官代、人々より對話も致遠慮、候程之模様なり。

とある。此の達書即ち徳川慶喜と私に文通を禁じたるは、處分問題と聯關してのことであらう。而して當時松平春嶽（慶喜が慶喜の爲めに、謝罪運動を尤も勧めたから、自然物論の焦點となつたものであらう。

土佐と内調

廿二日 一昨廿日西郷吉之助、關東より上京之旨趣、御承知も可被爲、在哉と、土老侯（春堂）へ御内調之處、祕中之祕故、御對面に而御物語被成度、關東に於て、薩兵暴發は決而無之候間、此儀は御安心被成候様、御返翰有之。

此に就ては、中根雪江は、左の如き著語を加へてゐる。

京都強硬の時

私云、此祕中説とて、聞候には、西郷吉之助、去る十一日入府、十四日發、二十日上京之由、十三日（十四日の誤？）於江戸表、大久保（二番）勝兩氏と應接有之、兩氏より御

謹慎之實跡は、函嶺以東へ入兵有之候而も、毫も抗拒之景況無之、又、數變之軍艦あれども、一處に碇泊して動かざる等之事を説得して、恰好之談に相成、上京之處、於此表は、何處迄も押詰候様との指揮に而、西郷も困窮、不平之意味有之由也、此れは山内容堂から、松平春嶽へ語りしところを、中根が春嶽より聞いて認めたるもの、西郷の議が大體に於て容れられたから、左程困窮、不平のある可き理由は無い筈だ。

又曰く、

江戸藩著の模様

小諸侯歸邑之儀を、辨事神山（佐多衛）より徳大寺殿へ申達候處、卿被申候は、今暫にて關東之御處置も可及、落著候へば、夫迄之處は、見合せ候様、大久保、勝、外に何山とか申人、格別之盡力に而、謹慎之實効顯はれたれば、無程結局に可相成と、輕易に物語有之由。

江戸に於ける西郷、勝談判の模様が、此の如く臆ろ氣に、京都にては傳はりたるものだ。而して何山と申人とは、云ふ迄もなく山岡鐵太郎のことである。

要するに京都に於ては、隨分徳川慶喜に對して、嚴科に處す可しとの硬論者もあ

つたであらうが、其の大體に於ては、其の有力者間には、略ぼ決定したところあつたものと察せらるゝ。

【八八】 徳川慶喜處分問題の経緯 (二)

木戸圓山
會議

尙又中根雪江の戊辰日記の四月十二日の項に左の記事がある。

此夕容堂君御來話に而、公春嶽への御密話如左。

去月十日、木戸準一郎、於圓山今谷、長薩二侯、並阿侯、肥之長岡左京父子と、各藩之有志とを會合して、盛宴を張たるは、甚深意ありし事也。他人曾而不知其所以は、畢竟薩論、徳川公を忌憚する事甚敷、大逆無道に坐して、罪死に抵らんことを庶幾せり。準一郎其不當なるを患苦し、救濟し、一策を施さんと、先づ諸侯有志を會して、和親を結び、再會に及んで、此一件を議せんと、の心算なりしに、何ぞ圖らん、西郷去月十九日、俄然として上京して、東都の御處分を謀るに逢ふ。三條、岩倉、並顧問輩、參朝して其議に及ぶ。此時吉之助、徳川侯大逆といへども、死一等を宥む

木戸穩便
論

木戸の働
き

べき歎之語氣ある故、準一郎其機に投じ、大議論を發し、寛典を辯明し、十分之盡力にて、ケ條書等も出來せり。徳川侯免死之幸福は、準一郎之功多に居るとぞ。此れは容堂が春嶽に語りしところ。然も當時の朝廷に於て、岩倉、大久保等も、蚤とに慶喜處分に就ては、其の方針を定めたるれば、今更ら木戸の意見によりて、其の方針が一變したと云ふ理由は無いが、然も木戸の不殺説によりて、廟議決定が、首尾克く行はれたるの功は、亦た自から掩ふ可からざるものありと云ふも不可あるまい。上記圓山會合に就ては、其の會合者の一人長岡左京亮(子爵長岡護美)が、三月十一日付にて、熊本家老中に與へたる書簡がある。

圓山會議
模様

前略、昨日は於圓山亭、薩州侯、長州侯、阿州侯、藝州侯、小生集會、小松、大久保、廣澤、木戸、藝州中嶋、阿州宮田、諸藩各集會、酒宴を催し、緩々相親み、無隔意、米田(虎雄)、長谷川(仁右衛門)も、一同集會に御座候。各醉氣に而、面白き事に御座候。扱は追日關東之形勢、汽船より報告有之、愈以伏罪之實跡相立申候に付、而は、寛大之御主意に被仰出度、越老公(春嶽)尤御盡力に而、大きに能き都合之様に有之候。

と。此れにて見れば、坐中の形勢が、慶喜處分に就て、如何なる雰圍氣であつたか。

判知る。

英使西郷
を説くの
噂

尙ほ容堂の春嶽への密話として、左の記事が前項に續いてゐる。

一 西郷吉之助曾而英國公使に會せしに、公使徳川侯之處置を問ふ故、西郷答に、大逆無道、罪死に當るを以てす。公使云、萬國之公法によれば、一國之政柄を執りたる者は、罪するに死を以てせず。況や徳川公、是まで天下之政權を執りたる而已ならず、神祖已來數百年、太平を致す之舊業あり。徳川公をして、死に抵らしむるは、公法にあらず。新政に此舉あらば、英佛合同、徳川氏を援けて、新政府を伐つべしといへり。西郷大に驚愕して、爾後宥死之念を起せしとぞ。

西郷の慣
用手法

此れは浮かと思す可き説ではない。但だパークスは、既に降服したる者を征伐する理由の無きこと、横濱の中立地帯を、官軍が侵す可からざること、就ては、豫じめ之を西郷に告知した。此れは西郷に取りては、固より多少考慮の資料となつたであらう。されど此れ無きも西郷は、決して飽迄慶喜を死に抵さんと主張する者ではなかつた。敵に對しては、先づ大打撃を加へ、敵が恭順を表すれば、之を寛典に處するが、西郷一流の慣用手法である。獨り徳川慶喜に對して然らざる可き筈が

ない。されど此の問題に關して、木戸の功も亦た決して看過す可きではなかつた。

第十五章 木戸と新政府との關係

【八九】 岩倉、大久保、木戸

木戸關係
に加はる

岩倉と大久保とは、最も互に相得たるもの。彼等は倒幕より明治新政府創立に至り、創立より明治新政府の基礎確立に到る迄、同心協力、始終相ひ渝らなかつた。而して新政府の創立以來、長藩を代表して、更らに木戸なる一要素が加はり來つた。木戸は必らずしも一人にて長藩を背負うと云ふ譯ではなかつた。吏務と云はんよりは、一般的政務に於ては廣澤兵助あり、軍務に於ては大村益次郎あり、單に軍務のみに就て云へば、大村の才幹は、西郷以上かも知れない。單に吏務に就て云へば、廣澤も決して大久保の下ではなかつた。而して寛厚、公平にして、能く容るゝ所あり、能く謀る所あつた。薩藩の小松帶刀の如きも、薩藩の門閥家たるが爲めに、重きを爲すのみではなかつた。此の點に於ては、薩の小松は、或は木戸以上であつたかも知れない。

木戸の人
物

けれども多くの人物中、新政府に於て、軍務以外、最も重きを爲したるは、岩倉、大久保以外には、木戸であつた。而して木戸が山口より微命を拜して、未だ幾許ならず、國是制定、天地神明に誓祭の盛儀をもて、之を中外に宣揚するの意見を建白し、遂ひに五箇條御誓文の出來したる顛末は、既記の通りだ。(參照七六一—八一)

木戸の政
治的性格

木戸は決して書齋的政治家ではなかつた。又た卓上の空想家でもなかつた。彼の前半生は、陰謀と劍劇との間を、脱けつ潜りつして経過した。然も彼は決して尋常一様の政治家たるを以て、自ら満足しなかつた。彼は横井小楠ほどの理想的政治家ではなかつたが、又た大久保甲東ほどの實際的政治家でもなかつた。彼は或る意味からすれば、政治家たるには、餘りに理想が勝ち過ぎ、理想家たるには、餘りに政治が勝ち過ぎた。而してその爲めに彼には、恒に一種の悩みと煩悶とがあつた。此れが爲めに彼と大久保との間には、合せんと欲して合する能はず、離れんと欲して離るゝ能はず。明治元年より、明治十年五月、木戸の死に抵るまで、極めて複雑なる政治的干繋が、兩者の間に取り結ばれた。

木戸西郷
の關係

而して西郷と木戸との間には——西郷からは兎も角も——木戸からしては、恐

らくは西郷を遂ひに諒會する能はなかつたと思はる。木戸ほどの聰明者が、一個の西郷を諒會せずとは、不思議の様であるが、それは當初から木戸の腹中には、西郷其人に對して、一個の成見があつた爲めではなかつたかとも思はる。

木戸岩倉
關係

岩倉が木戸を、幾許ほど諒會したるかは、知る可からざるも、兩人の間柄は、遂ひに互に相許すの程度までには達しなかつた。但だ岩倉も木戸を決して等閑視しなかつた。されど木戸を岩倉に取り持つたのは、大久保であつた。大久保が果して全く木戸を諒會したるかは、保證の限りではないが、然も大久保は木戸の知己であつた。而して木戸は心中大久保に對しては不平であり、不満であり、大久保の執著力、粘靱力には、屢ば困却しつつも、いざとなれば、其の對手は大久保以外にはなかつた。木戸の性格中には、水銀の如き一種の液體があり、何人も容易に之を把握することが出来なかつた。時としては木戸自身も亦た然りしならむも、未だ知る可からず、而して時には感傷的となり、憂鬱的となり、何やらヒステリックの氣分を漂はすが如きことさへあつた。

大政治家
の風度

然も彼は實に大政治家の風度を具へてゐた。而して若し國家經綸の士を求めば、

彼は唯一人者でなきも、恐らくは第一人者であつた。一言すれば彼は決して其日暮らしの政治家でなく、清識、遠謀の經世家であつた。新政府の大極柱は、岩倉と大久保にありとするも、其の新政府に精彩と高調とを與へたるは、實に其中に木戸を加へたるが爲めであつた。

【九〇】 時局に關し木戸より伊藤への書簡

木戸の煩
悶と憂慮

木戸は風を見て帆を張り、潮を見て舟を行る機會者のみではなかつた。彼には恒に胸中一個數個の成見ありて、動もすればそれと環境との合致せざるに就て、煩悶し、憂鬱し、遂ひに不平滿々、自から禁じ難き苦境に陥つた。乃ち彼が微命に應じ、山口より京都に出で、朝議に參するや、彼には幾多の憂慮——不平と云はざるも、
が湧き出でつゝあつた。

彼が慶應四年三月廿一日付にて、伊藤俊輔に與へたる書翰に曰く、

彌御清適に、不相變御盡力、めで度奉存候。先日官軍敗走之様被仰越候處、全之謬

官軍敗走
の謬聞

聞にて、左に無之、已に昨日西郷歸京、不日武城も開城に至り可申、慶喜も死は一
等被免候都合に、昨夜論決仕候。

此れは二十日夜、西郷吉之助關東より齎らし遣りたる處分案に就ての朝裁を云
ふ。

會津との
戦豫期

世間多くは眼中徳川氏ある而已ならずんば、眼中只歐洲ある而已にて、天地之
公論不相立氣味、不少候。會は乍然戦争に必至り可申。尤今日之處にては、從朝廷
は一般に被仰出候次第に御座候得共、官軍に相抗し候ときは、天下四方へ對し、
また後來へ涉り、屹度十分に御手を被盡不申ては、不相濟事と奉存候。

果然其通り、會津とは戦争が必至となつて來た。

堂上態々
に困窮

横濱もいつでも被受取候由、此度東久世公と鍋島公(直大)と御出と申御都合に
御決定之由、五代(才助、友厚)も明日當りは、歸坂と被存申候。今日は先めで度御出
輩被遊、明後廿三日には、御著阪と奉存上候。弟(本戸)も下旬には、鳥渡下坂仕候合
に御座候間、其節得と御高談承知可仕候。先日御宿を相尋候處、只今御立と申事
にて、いかにも遺憾至極に御座候。京地も其後都合相變り候義も無之、永日に差

向候得共、尙此二三倍相延候ても、今日多事にては、間に合兼候處、堂上方之永文
句と、實に悠々たるには、甚困窮仕候。任幸便、乍亂筆捧呈仕候。其中時下御自玉第
一と奉存候。勿々頓首。

三月二十一日

此の如く、堂上方の永文句と、實に悠々たるには、甚困窮仕候とは、彼が公卿相手の
苦情だ。

外國關係
立法の要

尙々弟は先日粗御晰申置候外國と關係之事之規則被相立候方、萬々可然と存
申候。兄一御議論故、いかゞ歎と存候。元來日本は、是迄世間に交はらず、日本丈け
にて武士道と歎申、士は一種之流義有之、また愚民に至り候ては、絶て海外世間
之事は、存不申候に付、凡世間に相叶ひ候規則は、相立候て、示し置候方、愚民之爲
めにも可然歎と存候。五代へも相晰置候。御高案如何。

干 令

芳梅盟兄

此れは所謂る、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべしとの一箇條が、五箇條御

誓文の中に加へられたる所以であらう。木戸の意見では、尙ほ對外關係に付き、内
外人交際の規法を定め、徒らに事端を發生せしめざる様、専ら注意すべしとの
ことであつたものと察せらる。干令は木戸の號にて、芳梅は伊藤の號である。

木戸の本
領發現

尙々中井、遠藤兩氏へも可然御致意奉頼候。

此の中井とあるは、中井弘のこと、遠藤とあるは、遠藤謹助のこと。當時木戸の憂慮
は、専ら對外關係にありて、其の整調を圖りたるもの、如く、而して伊藤は専ら外
交の衝に當りたる一人にして、五代の如きも、亦た其の一人であり、中井も亦た其
の位地はやゝ下るも、其中の一人にて、爲めに書中彼等に言及したるものであら
う。當時木戸の意見は、所謂る、天地の公道を立つるにありて、此處に理想的政治家
たる彼が本領は發見せらるゝ。

【九一】 木戸の總裁局顧問辭職

木戸の對
時局態度

木戸の廣澤兵助(眞臣)に與へたる書簡は、更らに木戸の新時局に對する態度を、表

明してゐる。此れは三月廿八日付にて、前書(參照九〇)に比すれば、約一週間後のも
のである。

薩に感謝

拜啓、王政御一新と申條、先今日之處は、只名而已にて、事實は未舉り不申、然し此
名而已に至り候までも、不一形事に而、俗卿、俗侯、四方に充滿、互に相防禦いたし
居候處、實に薩國之誠心にて、死地に投じて活を得、漸にして、此名を世に出し、我
藩も亦多年こゝに盡す處なり。

宇内大勢
追隨の要

木戸は確かに長藩の今日が、薩藩に負ふ所あるを認識してゐる。
故に丈夫之こゝろを顯はし、此往は互に其實を擧るも亦其任にあらずや、其實
と申も、今日之急は、條理を追ひ、宇内之大勢に可成丈け、不後様相務め候之外は
有之間敷歟。薩國と有時ては、少々緩急之議論相違位は、可有之候得ども、大體に
おるて決而相違ひ候事は、無之と存居申候。

薩長二藩の干係を云ふ。

薩國非難
の非

國々其習風はあるにもせよ、頻に薩國を世人論難し、我藩其境に至らざるは、在
于今日而は、實に我大に恥る處なり。眞以前途之事一大難にあらざる哉、老兄以

て如何となす。
薩をして獨り衆難群謗の衝に當らしめ、長藩は晏然として免るは、長藩として大に恥づ可き事である。

周邊物情
顧慮

然るに一兩日まで手を袖にして難を免れ、世上之こゝに成行候所以之元因を知らず、我合點之行ざるを以、不平を起し、様々之人情未東ね得ざるもの有り、此極は益離間を企るものも可有之、離間之策に不陥ときは、不知、知また他坑に可踏込歎難計、依于此其元因をきはめ置、此手段今日に無之而はと存、粗御断申置候得ども、未至情徹底いたさず、弟もこゝは強而歎願不仕ては、朝廷之月給男子に可陥と反省仕候。

此の如く木戸は周邊の物情を顧慮し、自から此際退一步の工夫を廻らす可く決心し、之を廣澤に謀りて其の斡旋を要めた。

斡旋依頼

御多事申奉、恐入候得共、總裁様へ、ほどよく被仰上相運候様奉願候、乍去此際むやみに難澁を申出候様にても奉、恐入候間、此處は偏に御辨解可被下候、不得止之御都合も候はゞ、則今を急ぎ、奉迫候次第にては、毛頭無之、然し顧問は先今日

にも、御免被仰付候様返すくも懇願之至極に奉存候、頓首九拜。

三月廿八日

干令頑生

障岳老兄

障岳は廣澤の號だ、元來木戸は廣澤と共に徵士を拜辭し、更らに顧問をも拜辭す可く、其旨を廣澤に告げて、其の斡旋を要めた。而して彼の心事は、前記の文字に於て之を察するに難からずだ。

罷免嘆願
理由

公(木戸)は既に眞臣と連署して、徵士罷免の奏請をなしたりしが、朝廷之を允許し給はず、然れども廟堂の形情を察知して、顧問の顯職に在るを欲せず、再び之が免官を歎願したりしも、維新匆卒の際を以て、朝議未だ其歸國を容許するのと能はず。……當時總裁局顧問の任務は、頗る重大にして、其職に在るもの、公の外小松清廉、後藤象二郎の二人あり、然るに二人皆外國事務局判事を専任し、常に兵庫に在りて外交の衝に當り、公一人全く其職務に服し、日夜繁忙にして、殆ど任に耐へがたきものあり、加之藩地の事態なほ公等の鞅掌を要し、其出仕を許さざるの情勢ありしを以て、罷免せられんことを嘆願せり、然れども是れ表

面の事情にして、公の辭官せんとする眞意の存する所のもの、また他に在り。

(松菊木戸公傳)

木戸眞意

と云ひ、其の眞意は、木戸の廣澤に與へたる書簡の通りにして、

公は薩長兩藩聯盟の所以を、速に天下に明白にし、以て禍患を未萌に除去するを急務となし、之が方法を講究せんとして、屢要路に痛論したりしが、其誠意未だ徹底するに至らず。是に於て公は此の情勢に鑑み、獨り顧問の顯職に在りて、樞機に參與するを屑しとせず、斷然挂冠して故國に歸り、將來の爲め、更に籌圖する所あらんことを期し、切に罷免を懇願したるものゝ如し。(同上)

是れ恐らくは彼の眞意を得たるに幾きものであらう。

【九二】 木戸、大久保兩人、總裁局顧問となる

最も好く
木戸を知
る者

好漢、好漢を知り、狸々、狸々を知る。木戸の人物を、尤も能く認識したるは、或る意味に於ては、彼の當面の對手——時としては論敵として、多くの場合、戮協者として

——大久保であつた。彼は三月廿九日付にて、木戸の顧問辭職問題に付き、左の如き意見書を、岩倉に與へた。

大久保意
見書

一 木戸え御沙汰相成居候由にて、今朝持參に御座候間、御急ぎ之御用と被伺候間、是亦差出申候。帳面は御印形奉願候付、何れ御直に可申上候。其内御手許に被留置候様奉願候。

此れは尋常の用事。

留置依頼

一 同人(木戸)より昨日奉願候一條に付、段々勘考之趣、寛談申候。乍此上一層之盡力は可致と之決心は、少も不可疑、顧問丈を退き度と之底意に被相察申候。定而廣澤より御返詞可奉申上候得共、秘一條被相行候に付ては、一日之處、誠に御大事に相抱(マコ)可申候間、何卒今晚にても被爲召、同人え御高諭、是迄之通、御受仕候様有御坐度。

此れは大久保が木戸と寛談の結果、岩倉に向つて、此際木戸を失ふ可からざることを進言したのだ。

實に當時此人を置き、他に被爲得候人物は、天下に無之と愚考仕候。乍恐被爲求

爲政在人

賢候御至誠御推及被仰付、感伏、涕泣御意奉畏候様、御仕向之處、專要に奉願候。讀んで此に到れば、本戸が超卓の人物たるを知ると同時に、其の超卓の人物を知り、己を虚くして、之を岩倉に薦めたる大久保の雅量も亦た多しとせねばならぬ。爲政在人と申候通、即今御前方之御任は、只其人を御用ひ損ひ之無之迄之事と奉存候、感發憤起して、己を忘れ、其職を盡さしめ候は、獨り制御之上に可有之事、申迄も無御坐候。今天下を熟察するに、安き者は三にして、危き者は七、其安危は皆御任に歸し、申候。光武之量、文帝之仁、深御熟考被爲遊候様奉祈候。右は誠に以恐入候得共、鄙言を忘言上仕候、多罪。

三月廿九日

大久保一藏

大久保の木戸傾倒

如何にも親切懇款である。如何に木戸一人の去就が、當時の新政府に輕重を爲す可き乎は、之を以て知らる可く、而して如何に大久保が木戸の人物に傾倒して、是非共之を引き留めんとしたる誠意を有したるかを見るに足る。尙ほ其の上書の貼紙には、更らに左の文句がある。

奮然勤務の配慮依

本戸之處、御高諭被爲遊候得ば、必しも御違背奉申上、心事には有御坐まじく相察申候に付、是より奮然相勤候様に、御配慮奉願度候。御至察は御無用可被仰付候。

如何にも用意周到である。尙ほ大久保日記に據れば、

- 一 廿九日彌差控被仰付候。木戸入來、顧問御斷之一條云々承候。
- 一 晦日差控御免、太政官出席、今日條公御歸京（大阪より）に付、秘事一條御評議に付、條卿え參殿、岩倉卿、木戸參る。今夜種々御評議候得共、關東一左右御待に相成候筋。

兩人並立に決す

- 一 二日（慶應四年四月）太政官出席、今日後藤、小松上京迄之間、顧問詰所え相詰、當職御用相勤候様、被仰付候。右は木戸、準一郎、顧問、徵士御斷可申出、岩倉卿より段々御説得相成候處、色々申立候て、詰る處、一人にては不堪、大任候間、小子え顧問被仰付度、左候はゞ、共に盡力可仕との事にて、岩倉卿御邸（薩藩主邸）え御出、太守公え御受いたし候様、御沙汰被下度趣、御相談被爲在候由にて、今朝御召にて、思召之處も、其方御受不致、木戸迄も御受不申上候ては、現事不可然存候間、御受

仕候様御沙汰奉拜承候。

乃ち木戸は大久保と聯帶責任ならばとのことにて、岩倉は島津忠義を訪問し、忠義によりて、大久保を諷さしめ、漸く大久保を承服せしめ、此にて顧問として、大久保は、木戸と並び立つこととなり、此の問題のけりがついた。

【九三】 薩長の離間と木戸の憂慮

獅子の分前薩に歸す

如何に公平に考察しても、徳川幕府の崩潰を促成せしめ、新政府を建立したる功勞は、薩長二藩に歸せねばならぬ。鳥羽、伏見の役より徳川慶喜が、江戸へ逃げ還るまでの戦功も、亦たその通りである。此の如くして薩長の威權が、朝廷の内外を壓するに到りたるは、當然の成行だ。然もその薩長の間には、自から差等無き能はずだ。他に對しては、薩長が獅子の分前を取り、薩長二藩自身に於ては、薩が獅子の分前を取る。此の如くして薩人横暴の説が、出で來らざらんとするも、得可からざることだ。

長薩に投けらる

本來から云へば、薩長は相ひ匹した。而して文久三年の上、半期には、殆んど長の勢力が薩を壓する程であつた。然るに長は一たび文久三年七月の政變に於て、大打撃を受け、二たび元治元年七月の役に於て、大打撃を受け、爾來再度の征長に於て、多大の損害を被り、外には英、佛、米、蘭四個國艦隊の來襲あり、内には俗論黨對正義派の戦争あり、それにも屈せず、長藩が擡頭し來れるに就ては、薩が陰に陽に、長藩を援助したる事實も、亦た掩ふ可からざるところであつた。

薩長聯合最も恐れらる

されば當時の長人としては、如何に心中には薩の横暴を睨りても、之を口にすることは、義理にも出來ぬ筈であつた。特に義理深き木戸の如きは、固より如上の成行を熟知してゐた。然も自餘の者に取りては、薩長の聯合ほど恐ろしきものは無かつた。薩にせよ、長にせよ、固より各藩に冠たる力の持主だ。其の一藩にしても、以て天下に雄たるに足る。況んや二藩の合致をやだ。

木戸離間策に乗ら

されば薩長の聯合が、維新以前に成立したる如く、薩長の離間は、新政府の創始と、殆んど同時に出で來つたことは、必然の勢であつた。即ち薩長を離間し、互ひに相ひ牽掣せしめ、互ひに相ひ交闘せしめ、互ひに相ひ損傷せしむるは、第三者をして、

其間に乘ぜしむるの地を作す所以であるからだ。木戸は長人中にも、最も自尊心の濃厚なる一人にして、決して薩人の牛後に甘んずる如き漢では無かつた。されど彼は時務を識るの俊傑だ。維新の大業を完成するには、薩長の協同一致が、先決問題であることを百も承知してゐた。若し露骨に彼の胸中を打ち割らん乎。恐らくは彼ほど薩人の横暴を痛切に憤りたるものは無かつたであらう。されど彼は此際薩長離間の策に乗ることは、實に危険千萬であることを氣付かぬ程の没分曉漢では無かつた。此れが彼の廣澤に與へたる書簡の要領だ。若しその全部と云はずんば、其の要領の重なる一だ。(參照九一)

薩長分解
と抱合交

然もその木戸さへも、或る場合には、其の感情の爲めに、理性を掩はれたることが一再では無かつた。但だ概括的に云へば、薩長の聯合は、幾回か互ひに分解作用を起して、危機に瀕したるも、一たび第三者が之に乗せんとすれば、忽ち分解作用は一轉して、抱合作用を生じ、所謂雨降りて地固まるの現象を呈し來つた。而して此の如くして明治二十三年、帝國議會開設に及んだ。

長人の反薩
空氣

話頭前に回る。扱も薩人横暴の聲は、餘人ならぬ長人の口より出で來つた。それに

就ては、極めて簡單ではあるが、大久保日記に斯く掲げてゐる。

一 三日(慶應四年四月) 今日より顧問詰所へ出席。

今日長州木原何某、東山道出軍先江戸云々之形狀言上。

とある。此れは要するに西郷吉之助に對する反對運動の爲めに、上京したるものだ。然るに西郷は既に朝裁を齎らして、木原の上京以前に東下したれば、折角の木原の運動も、西郷の意見實行を沮格するには、何等の効能は無かつたが、然も木原の上京によりて、如何に當時東下の官軍中には、アンチ西郷、若しくはアンチ薩藩の空氣が——假令それが甚だ微弱ではあつたとしても——存在したるか。判知る。而して斯る空氣が京都に反響し、更らに山口、萩にも反響するに於ては、木戸等の立場も少からざる困難を來たす可きは、必然であつたから、木戸が其邊の事を憂慮したるも、強ち無用の心配ではなかつた。

【九四】 木原上申と大久保の覺書

本原歸京
趣意

東山道の官軍の總てとは云はぬが、或る部分を代表して、西郷其他薩藩の横暴に關する反對意見を陳述す可く、江戸より上京したる、長藩木原又右衛門の上申書に就ては、其の大要覺書が、大久保の手許に存してゐる。左記は大久保の手記にか
かる。

長藩木原何某(又右衛門)東山道出兵いたし居、廿七日(三月)江戸出發、去る二日(四
月)夜著京、近狀言上之形行。

進撃中止
に不平

一 歸京之趣意とする處は、全體大兵を敵地へ繰入、長藩陣に及候儀、大に可忌
次第、殊に兵隊に於ては、戰を決し、十分士氣振興、既に討入と云ふ時、前夜に當り、
御差留に相成候邊、御趣意も可有之候得共、一同に於ては、其意難奉得譯にて、居
合附兼候間、右御伺、且速に御決定之程奉願度、最西郷氏にも上京之由も傳聞候
付、彼是御決議も可被爲在との賦にて候處、既に西郷氏も復命にて、歸陣之段承
り、面會いたし度候處、行違にて、其儀不相調、夫形上京仕候次第に御坐候。然る處
早云々御決定之段具に拜承、何も跡越に成たる譯ケに候とのこと。
これが木原上京の始末だ。

薩長離間
を待つ息
府の氣持

一 其外梁田戰爭の次第、或は下總邊へは、王臣此より内に不可入と之制札を
打候事、又旗下等へ暇差出し候節、今日之次第に及候は、畢竟薩長の所作にて、實
に可惡の次第、しかし即今の形勢不得止候付、暇遣し候。乍去他日薩長の間、必ず
相軌るべし。其節機會に乘じ、大舉すべく候間、一同徳川の爲に、盡くすべし云々、
紙面を達したるとの趣、林政十郎より承知いたし候などの嘶にて相濟候。

以上は木原の上申の次第を、大久保が覺書としたるもの。他日薩長の間、必ず相軌
るべし。其節機會に乘じ、大舉すべく候との見解は、徳川幕府同情者側の面々には、
往々是れあつたものと想はる。

岩倉大久
保會談

一 四日太政官出席の處、岩卿より承候は、實に申兼候得共、不得不言處より、其
方迄申聞候。木原より逢度と申事にて演説、薩兵の處、驕傲、壓倒の氣味有之、諸藩
に於て、大に異論を生じ、且總督の命令も不奉様之儀も有之、彼是懸念に不堪、於
總督様御配慮不少候故、何分早目居合相付候様、從朝廷御沙汰にても被爲在候
様奉願候。勝などの引合、薩州より勝手に引合するやふに説も御坐候。しかし是
は木戸より承候得ば、全く左にあらざる現實之御次第も承り候間、始而安心仕

候云々之趣、御承知被成、是には多分繰違の情實も有之候半なれども、聞たるまま申さでは、於心底、相濟ぬ事故、申聞候との御事、相應御挨拶申上る。此れは岩倉が木原より聞きしところを以て、大久保に告げたる次第を、大久保が書き留めたるもの。

木戸大久保會談

一 木戸よりも前條趣意、大同小異にて、兼て弊藩のことも、御聞込之事有之候得ば、其まゝ承り度存居候。亦私共聞込候得ば、無御伏臆申上候含に候故、御晰申上候。定て木原見聞の違ひも可有之、將又諸藩の處、偏執妬心を以さまざま説することとも可有之、彌御互之間、離間策も被相行候得ば、別而心せずんばあるべからず。一概に差窮申上候事は、萬々難致候得共、詰り御藩と諸藩と不和の基に可相成やふな氣味合相見得、左候ては、どふも不相濟儀に見受候との晰にて、察する處、兵隊の處は、戦ひ勝候へば、如何にも進み過るの弊は、何方も同様なることにて、乍憚兵士之御内には、其邊のこととあらせらるかも難圖奉存候。仍て伊地知御出張の由候間、總督御本陣にても御出席、時々御論等被立候はゞ、自然一定之道相立、一同の處も、居合可申歟と愚考、餘りに出過ぎたることながら、是も有

得能出府決定

のまゝを申上候。君公様(島津忠義)は勿論、各様に於て、更に御承知も無之御事にて、夫も黙居候ては、幾重にも不本意の事也。兎角勢ひ一變するやふのこと、萬一有之節は、御藩(薩)を先にして、次に我藩(長)に限り、灰となるべき事と存居、其機は克々相察し、御親睦申上たひことに候云々の大意故、相應謝置候事。以上は木戸が木原より聞きしところを以て、其の意見を附け加へ、大久保へ語りたる次第をば、大久保が覺書として、書き留めたるものだ。大久保日記に、
一 四日太政官出席、東山道之事云々、岩倉卿より御懇話、木戸よりも同斷、今夜吉井談合、得能出府に決す。
とあるが、得能良介を江戸に遣はし、此の消息を西郷へも諒解せしむる爲めであつたと察せらるゝ。

第十六章 朝廷の情勢

【九五】 岩倉具視議定參與に諮問す

各僚意見
を徴する

主上大阪行幸には、三條實美供奉し、太政官は依然京都に在りて、岩倉具視専ら政務總攬の任に當つてゐた。仍て彼は主上御發轅（三月二十一日）の翌日、三月廿二日、左記の書を各局に移し、各僚の意見を徴めた。

臣不肖の身を以て、妄に大任を辱しめ、敢て其任に當り候儀には無之候得共、何分當今内外御多難、加之朝敵未だ亡びず、殊に御親征之盛舉に被爲及候事、實に至重至大之事件、何共恐懼之次第、素より鞠躬盡力、一死を以て御奉公之外無之候。

是れ自から責任の重大なるを云ふ。

專制非難
逃避手段

然るに總裁宮（有栖川宮熾仁親王）は御東下、三條、中山兩卿等も亦供奉に候上者、太政官之責は不可免之場合に立至り、只管苦心に不堪候段、出願に及候處、正親町

三條、徳大寺兩卿總裁局出仕、萬機示談候様被仰出、先以畏存候。正親町三條實愛、徳大寺實則兩人の如きも、岩倉の眼中からすれば、其員に備はるのみなれども、世間態にては、彼等を總裁局に出仕せしむるは、岩倉專制の非難を避くる所以であつたらう。

忌憚なき
意見を求む

抑今般親く天地に被爲誓、公卿列藩へも御沙汰之通、屹度御一新之御實蹟、相立不申候は而は、不被爲濟御儀、尤臣子之分に於ては、斷然奉戴し、粉骨碎身、微力を盡さざるを得ず。旁以諸局之督輔は勿論、判事、權判事に至る迄、益勵精、諸事無忌憚、被申出度候。假令局外之事たりとも、御爲筋之儀者、御存分に御討論可有之は、勿論之事に候間、偏に公義の在る所、御勘辨、聊も無御隔意、申承り度存候。此段申入候也。

三月廿二日

具 視

神 祇 局
内 國 局
外 國 局

九五 岩倉具視議定參與に諮問す

軍務局
會計局
刑法局
制度局

御中

岩倉政治
要諦を會
得

岩倉は實に政治の六韜三略を心得てゐた。彼は政治の要は人にあり、人の要は人心を得るにありと認めてゐた。隨て彼は言路を洞開し、人言を聞くに吝かならざるのみならず、寧ろそれを驩迎した。然も之を採決して、實行するに至りては、決して寄合世帯では出來得可きものにあらざることをも能く知つてゐた。乃ち一言すれば、諮るは衆にあり、行ふは己にありとの要領を能く解してゐた。

蝦夷開拓
問題

當時問題の眼前に横はりたる一は、蝦夷地開拓の事であつた。仍て岩倉は三月廿五日午刻、議事所に於て、議定、參與を會し、蝦夷の開拓の事宜三條を策問した。

第一條 箱館裁判所被取建候事。

第二條 同所總督、副總督、參謀人撰之事。

第三條 蝦夷名目被改、南北二道被立置ては如何。

此處に裁判所とあるは、司法事件を掌理するのみでなく、一般政務を裁判する場所を意味するものだ。此れに就ては、概して「存付無之」とか、「何も別考無之」との答案が多かつたが、木戸準一郎は、

木戸意見

大基本被立置度は、鍋島侯の御論の通りにて、右任撰得、其人之上、拓地育民の工夫可相立、大藩へ被命候は如何哉。藩の力にて、開拓は難かるべし。但人材を網羅し、其地に棋置いたし、眼前の利を不計、當今其地より歳入する所の金を以て、費用に給し、精々懇拓に力を盡し可然と奉存候。

と云ひ、岩倉は之に答へて、

露國應接
問題

魯西亞の應接は如何哉、各國同様にて宜しく候歟。
と質問したるに、木戸は、

鍋島意見

隣境の譯柄も有之候得共、條理上にては同じかるべし。
と答へてゐる。而して木戸の所謂る鍋島侯（鍋島齊正、剛叟）の御論とは、

開拓は第二義とし、先づ裁判所御取建、總督、參謀御撰舉被爲、在基礎を被立置、且

九五 岩倉具視議定參與に諮問す

任撰其人を得候は、開拓の仕方可相立と存候。
とある。然も此の問題は、當分は坐上の評定に止まつて、實行の運びには到らなかつた。

【九六】 大久保一藏大阪に於て謁見仰せ附けらる

大久保の
新政要義

大久保の意見は、彼が大阪遷都の議に於て、建白したる如く、上下の接近を、第一要義とした。即ち、國內同心合體、一天の主と申し奉るものは、斯く迄に有難きもの、下蒼生といへるものは、斯く迄に頼もしきもの、上一貫、天下萬人感動涕泣いたし候程の御實行舉り候事、今日急務の最も急なるべしとは、彼が新政の根本基調としたる所であつた。然るに今や彼自身が彼の立論の意義を實現す可き第一人者となつた。其の事情は、左記三條實美より、四月一日付、中山忠能への一書が、能く之を語りてゐる。當時兩人共に、主上に供奉して、大阪に滞在した。而して三條は、總裁局副總裁にして、中山は議定である。中山は今上御生母中山慶子の父なれば、正し

く外祖父である。

三條中山
宛狀

要用急務、内々以書中言上候。此度京師御留守中、薩州別して盡力にて、靜謐無事、民心頗安堵、實に薩藩不容易苦心と存候。

此れは島津忠義も、供奉の一人として大阪に下る豫定であつたが、京都鎮守の爲めに、故らに留守番を仰せ付けられ、薩藩が主として京都の安寧秩序を保持する任に當つたのだ。

大久保召
見の議

幸大久保一藏下阪、既に今晚は歸京と存候。かゝる時世、非常出格、所謂人之意表に出候御取計無之候ては、天下を駕御被遊事は、六ヶ敷時節と存候。

縦令草莽之野人と雖、主上玉坐近く被召寄候事、古昔帝王之御所爲と有之候へば、復古之時節決て不苦候間、何卒市藏儀、御前へ被召出、實美より演述、京師之模様、委敷被聞召候様願度、此儀實に御大事と存候。

此の如く大久保を玉坐近く御召あらせられ、謁見仰せつけらるゝことは、三條の發議であるが、それが果して當人の自發であつた乎、將た他に三條に其の意見を注入したるものあつた乎、何れにせよ、此れは當時に於ては、全く破格の事であつ

中山の周旋を依頼

此等之事も不被行事にては、非常行幸の御詮も無之、乍恐上之御失徳と相成候。自然前件被行候はゞ、餘程上之御英明を光暉仕候儀と存、左候ば、貴君并實美等、是迄供奉之功も有之候間、何卒非常を以、右急と御周旋奉渴望候。實美にも所勞候へ共、右決行候はゞ、推而可令出仕候。先は早々如此候、略札高免可給候也。

四月一日

實美

中山殿

至急

右日時の間違

此書は四月一日とあるが、其の日付には間違がある。大久保の下阪は、四月六日だ。而して七日、八日滞在、九日謁見となつてゐる。されば前書中、幸大久保一藏下阪、既に今晚は歸京と存候とあれば、一日とあるは、恐らくは八日の間違であらう。そは兎も角も、三條の書簡は、早速其効を奏した。大久保日記に曰く、

大久保参内

一 九日（慶應四年四月）從條公參仕候様申來、九字（時）頃御旅館へ參上候處、參内候様と之事に而參内、總裁局え罷出候。今日は主上於御前、京都近狀被聞召候間、

京都事情奏上

言上候様、四辻（安伸）様御取次を以、承知仕候。今日成瀬隼人正など、伺天機有之、終而被爲召候に付罷出候。主上出御、條公侍坐にて、京師事情旁申上候様、同公より御沙汰に付、行幸前、人心不居合に付、如何と奉案煩居候處、御出轡後、殊之外人心居合宜敷、當分にては、何も懸念之廉無御坐候。各安業、於諸藩も訓練等勲勵、別而靜謐之段、且又關東表之義、慶喜恭順相立、彌御平定之模様、に候趣共申上候處、條公御取次を以、御安心可被遊、退出せよとの條公御沙汰にて退き候。實に卑賤之小子、殊に不肖短才にして、如此玉坐を奉穢候義、絶言語恐懼之次第、餘一身仕合候。感涙之外無之、尤藩士にては始めての事にて、實は未曾有之事と奉恐懼候。二字（時）比より、木場（内）本田（親維）同道、小大夫（小松清應）え立寄、三橋樓え參、税所（篤）も參る。及大飲相祝し候。四字（時）過乗船歸京、尤本田同船いたし候。今夜月晴、淀水蒼茫、可愛風景也。

大久保も此に到りて、一世一代の面目を施した。彼が其の感激の心胸を抱いて、淀川湖上の扁舟に上る。其の月色水光が、格別の情趣と景致とを添へ來りたるも、決して偶然の事ではなかつた。

【九七】 京狀を報ずる長岡護美の書簡 (一)

新舊や、
尅迫

新かし革
盛分旺

各藩集會

當時朝廷に於ては、尙ほ復古分子と、一新分子とが、動もすれば、相ひ摩擦し、相ひ尅迫し、相ひ衝突する傾向が無いでも無かつた。木戸が所謂の舊來の陋習を一掃して、宇内の通義に遵ふ可しと喝破したるも、此れが爲めであつた。岩倉の如きも、從來の同志者より、少からざる疑惑と、非難とをもて目せられ、時としては其の身體に危害を加へられんとする虞れさへあつた(岩倉公實記)。然も之を大觀すれば、革新の氣運は殆んど天下を席捲する勢ひがあつた。今ま京都が如何にその中心點であつた乎を知る可く、茲に長岡左京亮(子爵長岡護美)が、三月十一日(慶應四年)付にて、其の藩地(熊本)の家老等に與へたる書簡を示さんに曰く、

春寒未退、乍暖乍寒、時勢亦如此。追々相認候、貳通之後、昨日(三月十日)は、於圓山亭、薩州侯、長州侯、阿州侯、藝州侯、小生集會、小松、大久保、廣澤、木戸、中島(藝州)、宮田(阿州)諸藩各集會、酒宴を催し、緩々親み、無隔意、米田(虎雄)、長谷川(仁右衛門)も、一同

集會に御坐候。各醉氣に而面白き事に御坐候。

此れは實に希有の集會だ。何は兎もあれ、薩長兩藩の君臣を始め、肥、藝、阿各藩の君臣が、此の如く、相會するなどの事は、從來容易になかつたことだ。因みに云ふ、長岡は熊本藩主の弟にして、熊本藩主を代表す可き一人だ。

關東情勢

扱は追日關東之形勢、汽船より報告有之、愈以伏罪之實跡相立申候に付、而は、寛大之御主意に被仰出度、越老公(春嶽)尤御盡力にて、大きに能き都合之様に有之候。

此れは關東の事を云ふ。

親兵と攝
海防警備

將又吉井幸輔、大村益次郎、杯、局中申談、天下之諸侯如此、兵力を京師に費し候、而は難相成、就而は一刻も親兵を御撰び有之、御警衛被仰付、各國之諸侯幸ひを得候様有之度、且は西の宮、尼ヶ崎を初め、攝海岸防禦等、皆所々之御方え被仰付置候處、是以疲耗不仕様有之、其上同所に長く滞在すれば、弊風も不少間、士氣不届候様、處々に轉衛被仰付候方可然。

此れは京都に御親兵を置かるゝの必要、及び攝海防禦に關する施設等に就ての

九七 京狀を報ずる長岡護美の書簡(一)